

平成30年第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	9 月 2 7 日	木	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議
第 2 日	9 月 2 8 日	金	本会議	議案審議 ※一般質問通告開始
第 3 日	9 月 2 9 日	土	休 会	
第 4 日	9 月 3 0 日	日	休 会	
第 5 日	1 0 月 1 日	月	委員会	決算特別委員会
第 6 日	1 0 月 2 日	火	委員会	決算特別委員会 ※一般質問通告期限
第 7 日	1 0 月 3 日	水	委員会	議会運営委員会（一般質問審査） 【閉会中の継続調査申出期限】
第 8 日	1 0 月 4 日	木	休 会	【議事整理】
第 9 日	1 0 月 5 日	金	本会議	議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)
第 1 0 日	1 0 月 6 日	土	休 会	
第 1 1 日	1 0 月 7 日	日	休 会	
第 1 2 日	1 0 月 8 日	月	休 会	
第 1 3 日	1 0 月 9 日	火	休 会	
第 1 4 日	1 0 月 1 0 日	水	本会議	一般質問
第 1 5 日	1 0 月 1 1 日	木	本会議	一般質問

平成30年第3回（9月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（9月27日）（木曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 議席の指定	2
1. 議席の一部変更	2
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 会期の決定	3
1. 提案要旨の説明	3
1. 議案審議	9
平成29年度各会計決算認定について（決算特別委員会付託）	
1. 散 会	28

第2日目（9月28日）（金曜日）

1. 開 議	30
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	30
・平成30年度補正予算	
・財産の取得について	
・教育委員会委員の任命について	
1. 散 会	74

第9日目（10月5日）（金曜日）

1. 開 議	76
1. 諸報告	76
1. 提案要旨の説明	76
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	77
・平成29年度各会計決算認定について	
・東小学校プール改修工事請負契約の締結について	
・監査委員の選任について	
1. 追加日程1 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙	81
1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	82
1. 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について	83
1. 閉会中の継続調査	85
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 散 会	86

第14日目（10月10日）（水曜日）

1. 開 議	88
1. 一般質問	
太田 一彦 議員	88
(1)教育行政について	
(2)観光事業について	
堀池 主男 議員	109
(1)本町の高齢者と空き家対策について	
(2)教育行政について	
横山 聖代 議員	128
(1)女性活躍推進について	
(2)小中学校のエアコン設置について	
城後 光 議員	145
(1)男性の育児参加について	
(2)所信表明について	
(3)地域おこし協力隊員の活動について	
1. 散 会	164

第15日目（10月11日）（木曜日）

1. 開 議	166
1. 一般質問	
尾上 和孝 議員	166
(1)学校給食における食育について	
(2)防犯カメラおよびドライブレコーダーについて	
北村 清美 議員	176
(1)人口減少対策について	
(2)町長の6期目の政策について	
脇坂 正孝 議員	195
(1)町民所得の向上について	
(2)コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について	
三石 孝 議員	209
(1)官製談合事件について	
(2)自治会からの要望書について	
(3)自治会に対する補助金等について	
1. 閉 会	228

第 1 日 目（ 9 月 27 日）（木曜日）

諸 報 告

1 議長報告

- (1)産業厚生委員会の委員について
- (2)議会運営委員会の委員について
- (3)議会広報調査特別委員会の委員長について
- (4)議会広報調査特別委員会の委員について

2 諸報告

- (1)委員会報告
- (2)例月現金出納検査結果の報告（ 5、 6、 7 月分）

議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 提案要旨の説明
- 第 6 議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第48号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第49号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第50号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第51号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第52号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第53号 平成29年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の

認定について

第 13 議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(以上 8 件 決算特別委員会付託)

第1日目（9月27日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 山 下 研 一

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 朝 長 義 之	建 設 課 長 管 理 班 係 長 西 由樹子
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 長 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸報告を行います。

産業厚生委員会の委員について、さきの波佐見町議会議員補欠選挙で当選された福田勝也議員を、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、1名欠員でありました産業厚生委員会の委員に指名しました。

議会運営委員会の委員について、石峰実議員を、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、1名欠員でありました議会運営委員会の委員に指名しました。

議会広報調査特別委員会の委員長について、中尾尊行委員長から議会広報調査特別委員会委員長の辞任願が提出され、同委員会において委員長選挙が行われ、北村清美委員が委員長に互選された旨、同委員会から報告がありました。

議会広報調査特別委員会の委員について、中尾尊行委員から議会広報調査特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、これを許可しました。当該委員会に1名の欠員が生じたので、福田勝也議員を、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議会広報調査特別委員会の委員に指名しました。

変更後の委員会名簿はお手元に配付のとおりです。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1～2 議席の指定、議席の一部変更

○議長（今井泰照君）

日程第1．議席の指定及び日程第2．議席の一部変更を行います。

今回、波佐見町議会議員補欠選挙で当選された福田勝也議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって1番に指定します。

福田勝也議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定によって議席の一部を変更します。城後光議員の議席を2番に、横山聖代議員の議席を3番に、三石孝議員の議席を4番に、北村清美議員の議席を5番に、脇坂正孝議員の議席を6番に、百武辰美議員の議席を7番に、中尾尊行議員の議席を8番にそれぞれ変更します。変更した議席はお手元に配付しました議席表のとおりです。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第3. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 尾上和孝議員、10番 川田保則議員を指名します。

日程第4 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第4. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月11日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月11日までの15日間と決定しました。

日程第5 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第5. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしの夏は梅雨末期に西日本を中心に広範囲で大雨が長期間続き、大きな被害が発生しました。また、大型台風21号も四国、中国、近畿地方を駆け抜け、その後、追い打ちをかけ

るかのように9月6日未明に北海道胆振中東部を震源とする最大震度7の地震が発生するなど、ことしは全国各地で自然災害が猛威を振るい、甚大な被害が発生し、多くのとうとい命が奪われました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々へのお見舞いと被災地の一日も早い復興、復旧をお祈りする次第であります。

本町におきましては、梅雨末期の豪雨による被害、それに梅雨明け後の日照り続きや台風で、水稻、アスパラ等にも多少の被害が発生しましたが、人的被害もなく安堵しております。ここにきて大型の台風24号が九州地方に接近しつつあり、大変危惧しているところがあります。対応には万全を期してまいります。

けさの新聞報道によれば、中尾郷の真崎棟史君、24歳が、6月6日に北海道宗谷岬をスタートし、途中の山々を登山しながら、鹿児島県佐多岬まで日本列島を歩いて縦断し、さらに種子島、屋久島を周り、111日間、約3,100キロメートルの旅を終え、9月24日に無事中尾郷の自宅にゴールしたということです。この強い精神力と体力に賛辞を送りますとともに、夢の快挙達成に心からお祝い申し上げます。

さて、私はさきの町長選挙におきまして、町民皆様方の温かい御理解と御支援によりまして、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。改めて身の引き締まる思いであり、衷心より深く感謝申し上げますとともに、多選に対する批判があることも真摯に受けとめ、初心に立ち返り、与えられた期間、全身全霊をもって務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、同日に行われました波佐見町議会議員補欠選挙におきましては、福田勝也議員が当選されました。まことにめでとうございました。町政発展のために御尽力いただき、御指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで6期目の町長就任に当たり、町政に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私は町長就任以来、開かれた町政をモットーに、町民皆様の立場に立って、公平公正に心がけ、安心して元気に暮らせるまちづくりを目指し、進めてまいりました。この間、国の三位一体改革や市町村合併等の困難を乗り越え、地場産業と観光の振興、さらに教育文化と福祉の充実を図ってまいりました。

雇用の創出では、県営工業団地の誘致と町営工業団地の整備で、複数の優良企業の進出により、1,300名以上の雇用が生まれ、観光と交流人口の拡大では、波佐見焼の知名度が大き

くアップするとともに、交流人口も目標に掲げていた100万人を上回ることができました。

これからも女性の感性と若い人の創造性を生かし、国や県の施策を見きわめ、波佐見町の特性を生かしながら、「子供達がはつらつと」「青壮年が伸び伸びと」「高齢でも生き活きと」を施策の柱として、次の項目を重点的に取り組んでまいります。

地場産業、窯業と農業の振興推進について。

窯業の振興については、波佐見焼ブランド確立のために業界一丸となって、東京ドームでのテーブルウェアフェスティバルをはじめ、大消費地や地方都市でのさまざまなイベントを開催されており、さらなる知名度アップを図るために支援してまいります。

また、生地製造業等の後継者育成についても、県、業界と一体となって推進してまいります。

農業の振興については、国は農業の成長産業化を目指して、農地集積、集落営農の法人化、経営所得安定対策、中山間地直接支払制度・多面的機能支払制度等を推進しており、これら国の交付金や補助制度をフルに活用して農業の振興を図るとともに、担い手の育成にも努めてまいります。

また、一大プロジェクトであります駄野地区農業基盤整備事業は、官民一体となって取り組んでまいります。

さらに、整備後の営農活動が真にもうかる農業へと進展するよう支援してまいります。

次に、観光交流人口の拡大推進について。

平成29年度において100万人を達成することができましたので、これまで同様、観光協会等とタイアップしながら、体験型、滞在型のメニューを充実し、観光消費額の拡大と観光客150万人を新たな目標として推進してまいります。

3、生活環境の整備促進について。

町道については、住民の生活道路であり、住民の要望が最も強いことから、幹線道路である南部線、横枕線をはじめ、町道の整備について積極的かつ計画的に推進してまいります。

西ノ原土地区画整理事業については、西ノ原地区がにぎわいを見せる中、旧中央小学校講堂兼公会堂の耐震化工事完了に伴い、さらなる観光客の来訪が予想されますので、事業の整備促進について努めてまいります。

また、良好な住環境を確保するために、波佐見町環境保全条例の制定を目指すとともに、町民の命の源であります安全な水を供給するために、上水道施設の合理的運営や更新に努め

ます。

公共下水道事業については、計画している未整備地区の事業推進を図るとともに、公共下水道区域外については、補助事業による個別処理の浄化槽設置を推進します。

また、近年、全国各地で異常なまでに大きな災害が多発しています。緊急災害情報対応については、7月の大雨の際には時間雨量70ミリを経験し、いち早く避難勧告を全町に発令したところですが、町民の皆さんとの災害時の情報を共有するために、防災システムのよりよいあり方について各自治会と協議を進め、システムの構築を図ってまいります。

4、福祉の充実について。

少子化対策については、平成28年度から小中学校の子供まで医療費の助成を始めましたが、安心して子育てができるよう子育て世代への支援を充実してまいります。

支え合うまちづくりについては、急速に進む少子高齢化社会により、子供達の見守りや独居高齢者の生活支援など、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要です。これからの社会のあり方を町民一人一人が認識し、お互いに助け合うまちづくりが急務となっており、自助、互助、共助、公助の考え方で、元気高齢者の社会参加や介護予防事業の充実を図り、地域ボランティア団体などとの連携した生活支援体制の構築を図ります。

また、これら活動の根幹は健康であることが第一です。いつまでも健やかで現役であるために、健診や運動教室など、健康施策の充実を図ります。

5、教育、文化、スポーツの振興推進について。

児童生徒の安全対策を第一とし、確かな学力や人間としての豊かな感性を身につけ、元気でたくましく思いやりのある人間として成長するよう、学校、家庭、地域の連携を深めてまいります。

また、歴史文化交流館（仮称）であります。整備も3年後の2021年3月オープンを目指し、進めてまいります。

さらに、生涯スポーツの推進や体育協会などの組織の充実とスポーツ指導者の育成、競技力の向上に努めます。

なお、小中学後におけるエアコンの設置については、国の補助制度を活用し、早期に全校設置ができるよう推進してまいります。

6、庁舎建設計画の推進について。

老朽化している本庁舎の建替建設については、平成26年度に庁舎建設内部検討委員会を設

置し、その検討結果をもって、平成27年度に町民代表による庁舎建設検討委員会を設置し、今年度末までに答申をいただくことになっており、その答申を受けて、具体的な建設計画を進めてまいります。

また、財源についても可能な限り庁舎建設基金に積み立てることといたします。

7、自治会活動の推進について。

毎月の自治会長定例会を通じて、常に地域の声に耳を傾け、可能な限り地域の要望に応えてまいります。

また、各自治会の伝統文化や特性を生かし、行政と情報を共有するとともに、自治会運営をバックアップし、地域の活性化に努めます。

8、誘致企業との連携について。

県営工業団地及び町営工業団地ともに企業誘致が完了し、町内空き工場などへも数社が進出していただきました。進出していただきました企業様には、それぞれの立場で町の活性化のために御協力をいただいております。

今後とも雇用対策やまちづくり施策など、誘致企業様と連携してまいります。

以上であります。これら事業推進のためには当然大きな財政負担を伴いますので、第5次波佐見町総合計画や行政改革大綱実施計画の確実な実行により、財政の健全性を図りつつ、また、国や県の財政支援を受けながら円滑な事業の推進に努め、これからの波佐見町を元気で住みよい町にするため、そして、本町が目指す「人と心がかよいあう 陶磁と緑のまち波佐見」の実現に向けて、粉骨砕身、職員とともに全力を尽くす覚悟であります。

どうか、町民皆様をはじめ、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第41号 専決第8号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回3,570万円を追加し、補正後の予算総額を15億9,570万円としたものであります。今回の専決は、過年度分医療給付費の精算還付金の補正であり、歳入では繰越金の増額、歳出では諸支出金と予備費の増額が主なものであります。

議案第42号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、今回2億1,100万円を追加し、補正後の予算の総額を69億200万円としております。補正の主なものは、歳入では、交付決定に伴う普通交付税、子供のための教育・保育給付費、災害復旧費等の国県支出金、

町債及び前年度繰越金等の増額と町税等の減額が主なものであります。歳出では、4月に人事異動を行った関係で、各費目にわたって給料等人件費の組み替えを行っております。増額の主なものは、7月6日の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業費のほか、認定こども園保育所給付費、障害者総合支援事業等過年度返還金、町道改良舗装工事費及び東小学校プール改修工事費等であります。

議案第43号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回90万円を追加し、補正後の予算の総額を15億9,660万円としております。歳入では県支出金の増額、歳出では総務管理費及び保健事業費等の増額が主なものであります。

議案第44号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回5,700万円を追加し、補正後の予算の総額を13億5,400万円としております。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び前年度繰越金等を増額し、歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金の増額が主なものでありますが、余剰財源を予備費に計上しております。

議案第45号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回125万円を減額し、補正後の予算の総額を3億3,155万円としております。歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では人事異動による人件費の減額等が主なものであります。

議案第46号 財産の取得については、波佐見町消防団第4分団の消防ポンプ自動車の更新に当たり、去る8月29日に見積り合わせを行い、落札業者を決定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第47号から議案第54号までの8件は、平成29年度波佐見町一般会計をはじめ、各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

議案第55号 教育委員会委員の任命については、現委員の岳村さゆり氏の任期が10月6日で任期満了となりますので、その後任に折敷瀬郷の谷口貴子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

なお、今期限りで勇退される岳村さゆり氏は、平成22年10月7日から2期8年にわたって本町教育行政に御尽力いただきました。ここに衷心よりお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の中嶋佳代子氏が平成30年12

月末に任期満了となりますが、引き続き法務大臣へ推薦するため提案するものであります。

報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第6 議案第47号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。

お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。

歳入につきましては収入済額を中心に説明いたします。率につきましては対前年度比でございます。

それでは、初めに、歳入、1款. 町税でございますが、収入済額13億1,855万2,053円、前年度と比較しますと0.4%の増となっております。

内訳ですが、1項. 町民税5億4,093万3,339円、2.3%の増です。主な要因は、個人の給与所得や肉牛販売価格高騰による農業所得が伸びたためです。収入未済額1,014万9,983円、徴収率98.2%です。

次に、2項. 固定資産税6億4,357万8,551円、0.7%の減です。主な要因は、地価下落に伴う宅地の評価額減や大規模な太陽光発電設備の新設が減少したためです。収入未済額1,247万8,491円、徴収率98.1%。

次に、3項. 軽自動車税5,331万510円、4.9%の増です。平成26年税改正により13年以上経過している車の税が引き上げられており、さらに28年度から軽自動車の税が引き上げられ

ています。収入未済額104万3,590円、徴収率98.1%です。

次に、4項. 町たばこ税7,894万9,623円、6.1%の減です。健康志向の高まりから喫煙者が減少しており、たばこ税は減少傾向にあります。

次に、5項. 入湯税178万30円、8.7%の減です。

続きまして、2款. 地方譲与税、収入済額5,534万4,000円、1.0%の増です。

内訳ですが、1項. 地方揮発油譲与税1,603万6,000円、0.2%の増です。

2項. 自動車重量譲与税3,930万8,000円、1.4%の増です。

続きまして、3款. 利子割交付金、収入済額206万2,000円、66.7%の増です。

続きまして、4款. 配当割交付金、収入済額373万6,000円、50.6%の増です。

次に、5款. 株式等譲渡所得割交付金、収入済額385万4,000円、166.2%の増です。

続きまして、6款. 地方消費税交付金、収入済額2億6,929万6,000円、3.4%の増です。

続きまして、7款. 自動車取得税交付金、収入済額1,053万2,000円、36.1%の増です。

続きまして、8款. 地方特例交付金、収入済額647万6,000円、1.4%の減です。

次に、9款. 地方交付税、収入済額18億6,259万9,000円、0.6%の減です。

続きまして、10款. 交通安全対策特別交付金ですが、収入済額125万8,000円で、1.7%の減となっております。なお、交付金等の算出根拠は成果説明書の4ページから6ページに掲載しています。後ほどごらんください。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金、収入済額7,824万2,754円、12.9%の増です。

内訳ですが、1項. 分担金209万9,080円、610.3%の増です。これは平成28年度の繰越事業である農林水産業費分担金の増によるものです。

2項. 負担金7,614万3,674円、10.3%の増です。これは老人ホーム入所者負担金や保育料の増によるものです。収入未済額は106万9,820円です。

次に、12款. 使用料及び手数料、収入済額9,620万5,968円、2.9%の増です。

内訳ですが、1項. 使用料8,774万8,678円、2.9%の増です。主な要因は、町営住宅の建替えによる使用料の増額改定によるもので、6年かけて段階的に引き上げとなっております。収入未済額は26万800円です。

2項. 手数料845万7,290円、2.1%の増です。

次に、13款. 国庫支出金、収入済額8億9,499万1,841円、10.5%の減です。

内訳ですが、1項. 国庫負担金 6億6,584万6,944円、3.0%の減です。

次に、2項. 国庫補助金 2億2,362万7,832円、27.8%の減です。要因として、前年度、年金生活者支援の臨時福祉給付金や放課後児童施設整備事業補助金が大きかったため、29年度は減額となっています。収入未済額は4,176万1,290円です。

次に、3項. 委託金551万7,065円、52.2%の増です。これは国民年金事務費の増によるものです。

続きまして、14款. 県支出金、収入済額 6億1,145万8,175円、9.1%の減です。

内訳ですが、1項. 県負担金 3億7,074万7,904円、2.8%の増です。

次に、2項. 県補助金 2億562万7,725円、27.2%の減です。これは前年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業費や肉用牛パワーアップ事業等への補助金が大きかったため、29年度は減となっています。

次に、3項. 委託金3,508万2,546円、18.1%の増です。これは選挙費委託金の増によるものです。

続いて、15款. 財産収入、収入済額700万5,548円、26.6%の減です。

内訳ですが、1項. 財産運用収入618万1,151円、0.4%の増です。

次に、2項. 財産売却収入82万4,397円、75.7%の減です。要因として、町有林の間伐材売却収入の減によるものです。

次に、16款. 寄附金、収入済額 5億4,106万3,594円、642.5%の大幅増です。これはふるさとづくり応援寄附金が大きく伸びたことによるもので、件数は1万2,717件、寄附金総額は5億1,573万983円となっております。

次に、17款. 繰入金、収入済額 1億184万3,000円、155.6%の増です。町営工業団地の全額繰上償還のため、減債基金からの繰り入れを行っています。収入未済額は150万円です。

次に、18款. 繰越金、収入済額 1億3,422万2,532円、6.5%の減です。

5ページ、6ページをお願いいたします。

次に、19款. 諸収入、収入済額 1億3,254万7,339円、4.4%の増です。

内訳ですが、1項. 延滞金、加算金及び過料65万8,035円、6.0%の減です。

2項. 町預金利子52万8,699円、67.5%の増です。

3項. 貸付金元利収入9,791万6,000円、3.1%の増です。

4項. 雑入3,344万4,605円、8.2%の増です。収入未済額は1万9,500円です。

次に、20款. 町債、収入済額4億3,490万円、9.5%の増です。収入未済額は4,580万円です。

歳入合計ですが、収入済額65億6,618万9,804円、6.8%の増です。収入未済額は1億1,408万3,474円となっております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましては、支出済額を中心に説明いたします。

それでは、1款. 議会費、支出済額7,953万685円、4.7%の増です。

続きまして、2款. 総務費、支出済額12億1,957万7,963円、76.5%の増です。

内訳ですが、1項. 総務管理費11億2,701万3,854円、91.9%の増です。これは庁舎建設基金や減債基金の積立金によるものです。翌年度繰越額は1,963万5,696円です。

次に、2項. 徴税費4,884万6,896円、14.5%の減です。

3項. 戸籍住民基本台帳費1,887万1,636円、12.6%の減です。これはマイナンバーカード発行業務委託料が減となったためです。

次に、4項. 選挙費1,704万9,793円、0.7%の増です。

次に、5項. 統計調査費77万1,052円、24.6%の減です。

次に、6項. 監査委員費702万4,732円、2.5%の減です。

続きまして、3款. 民生費、支出済額22億6,371万7,028円、1.0%の減です。

内訳ですが、1項. 社会福祉費12億1,666万4,541円、2.6%の減です。

次に、2項. 児童福祉費10億4,705万2,487円、0.9%の増です。

続きまして、4款. 衛生費、支出済額3億3,325万2,435円、11.2%の減です。

内訳ですが、1項. 保健衛生費1億7,755万1,435円、20.3%の減です。これは総合文化会館の太陽光発電設備工事が完了したためです。

2項. 清掃費1億5,495万4,000円、1.9%の増です。

次に、3項. 上水道費74万7,000円、27.0%の増です。

続きまして、5款. 労働費、支出済額937万8,563円、16.6%の増です。これはコミュニティ活動備品購入費の増によるものです。

続きまして、6款. 農林水産業費、支出済額2億2,291万3,897円、11.7%の減です。

内訳ですが、1項. 農業費2億1,954万1,576円、11.7%の減です。これは前年度、新構造改善加速化事業や肉用牛パワーアップ事業の補助金が大きかったため、29年度は減となっております。

います。

2 項. 林業費337万2,321円、9.0%の減です。

続きまして、7 款. 商工費、支出済額 3 億2,714万6,904円、7.6%の増です。

内訳ですが、1 項. 商工費 3 億2,214万6,904円、7.7%の増です。主な要因として、企業誘致奨励金は減となりましたが、地方債の全額繰上償還財源として、町営工業団地整備事業特別会計の繰出金が大きかったため増となっています。

2 項. 工業用水道費500万円、昨年と同額です。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、8 款. 土木費、支出済額 5 億4,150万8,423円、2.2%の増です。

内訳ですが、1 項. 土木管理費2,942万9,688円、0.6%の減です。

次に、2 項. 道路橋梁費 1 億8,965万2,364円、23.5%の増です。要因として、測量設計業務委託料や支障物件移転補償費の増によるものです。翌年度繰越額は670万9,760円です。

次に、3 項. 河川費833万6,316円、13.3%の減です。

次に、4 項. 都市計画費 2 億9,486万9,267円、2.5%の増です。翌年度繰越額は7,061万9,544円です。

次に、5 項. 住宅費1,922万788円、61.1%の減です。これは前年度、江良山と協和団地の住宅改修工事が大きかったため、29年度は減額となっています。

続きまして、9 款. 消防費、支出済額 2 億1,649万875円、6.5%の減です。

続きまして、10 款. 教育費、支出済額 5 億7,674万4,467円、17.6%の増です。

内訳ですが、1 項. 教育総務費6,148万6,456円、30.5%の減です。これは教育施設整備基金積立金の減によるものです。

次に、2 項. 小学校費9,786万7,926円、10.8%の減です。要因として、要・準要保護児童就学援助費は増加しましたが、教育用コンピューターリース料が減額となったためです。

次に、3 項. 中学校費 1 億8,819万6,761円、295.0%の増です。これは28年度繰越事業である武道館建替工事によるものです。翌年度繰越額は272万円です。

次に、4 項. 社会教育費 1 億4,141万3,847円、3.9%の減です。

次に、5 項. 保健体育費2,168万5,734円、35.6%の減です。これは前年度、体育センターの天井スピーカー改修工事や移動式バスケットゴールなどの備品購入費が大きかったため、29年度は減となっています。

次に、6項. 学校給食共同調理場費6,609万3,743円、3.7%の増です。

続きまして、11款. 災害復旧費、支出済額2,538万7,397円、72.2%の減です。

内訳ですが、1項. 農林業施設災害復旧費2,283万9,433円、33.5%の減です。これは農地農業用施設の災害復旧事業費の減によるものです。

次に、2項. 公共土木施設災害復旧費254万7,964円、95.5%の減です。

次に、3項の公共施設災害復旧費の支出はございません。

続きまして、12款. 公債費、支出済額6億6,182万2,673円、2.2%の減です。

13款. 諸支出金、14款. 予備費の支出はございません。

次ページをお願いいたします。

歳出合計ですが、支出済額64億7,747万1,310円、7.7%の増です。翌年度繰越額は9,968万5,000円となっております。

歳入歳出差引残高は8,871万8,494円です。

ページを大きく飛びまして、208ページをお願いします。

これは実質収支に関する調書でございます。

次のページ、209ページから216ページは財産に関する調書でございます。どちらも後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算についての説明を終了いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから総括的なことについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、12名の委員で構成する決算特別委員会

を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

ただいま設置しました決算特別委員会を11時から委員会室で開催します。委員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開を午後1時からいたします。

午前10時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者より発言の申し出がありますので、それを許可します。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

決算認定につきまして補足がありますので、御説明申し上げます。

決算書の13ページをお開きください。

提出日の日付が空欄になっておりますので、27日と記入をお願いいたします。特別会計についても同様でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

お知らせします。決算特別委員会の委員長に百武辰美委員が、副委員長に尾上和孝委員が決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

日程第7～13 議案第48号～議案第54号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第48号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第13. 議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

順次内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、まず、議案第48号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の226ページ、227ページをお願いいたします。成果説明は214ページから217ページになります。

まず歳入でございます。

1 款. 国民健康保険料、収入済額3億3,276万389円、対前年度比467万5,414円、1.38%の減となっております。不納欠損額51万7,900円、収入未済額3,524万9,982円、収納率は90.29%となっております。一般及び退職被保険者を合わせた現年度分収納率は95.48%で、昨年度と比較しまして0.9ポイントの減となっております。なお、過年度を含めた全体での収納率では、長崎県下で2番目の収納率となっております。不納欠損は執行停止や時効によるものです。

3 款. 国庫支出金、4億5,479万103円は、前年度比790万5,640円、1.77%の増となっております。

228ページ、229ページをお願いいたします。

4 款. 療養給付費交付金7,166万8,217円は、退職保険者に係る療養給付費のものになります。前年度比294万1,889円、4.28%の増となっております。これは療養給付費の実績の増加によるものです。

5 款. 前期高齢者交付金4億1,613万4,370円は、65歳以上の前期高齢者に係る療養給付費等に対するもので、前年度比3,969万462円、率で10.54%の増となっております。基礎となる前年度の65歳以上医療費の増によるものです。

6 款. 県支出金1億2,191万9,717円、前年度比2,496万5,126円、17%の減となっております。減の主な理由としまして、医療費の平準化のための保険財政共同安定化事業に係る調整額の影響によるものです。

230ページ、231ページをお願いいたします。

7 款. 共同事業交付金 4 億1,593 万5,589 円は、前年度比48 万3,335 円、0.12%とほぼ同額となっております。

9 款. 繰入金9,848 万9,048 円は、前年度比760 万7,876 円、7.17%の減となっております。

10 款. 繰越金2,838 万3,813 円、前年度比667 万3,221 円、19.04%の減となっております。

232ページ、233ページをお願いいたします。

一番下に行きまして、歳入合計、収入済額19 億4,139 万4,162 円、前年度比567 万4,317 円、2.9%の増となっております。収入未済額は3,524 万9,982 円となっており、642 万311 円の増となっています。

次に、歳出でございます。234ページ、235ページをお願いいたします。

1 款. 総務費1,605 万2,137 円、前年度比702 万2,990 円、77.78%の増となっています。国保に係る一般事務費のほか、医療費適正化対策事業及び収納特別対策事業を行いました。今回の増の主な要因としまして、国保の都道府県化に伴うシステム改修になります。

238ページ、239ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費11 億2,061 万4,435 円、前年度比2,670 万6,909 円、2.44%の増となっております。

242ページ、243ページをお願いいたします。

3 款. 後期高齢者支援金 1 億8,482 万6,090 円、前年度比605 万5,308 円、3.17%の減となっております。

6 款. 介護納付金7,934 万8,417 円、前年度比207 万471 円、2.54%の減となっております。

7 款. 共同事業拠出金 4 億4,885 万413 円。

1 項、1 目. 高額医療費拠出金が4,191 万8,870 円、前年度比で401 万2,502 円、8.74%の減。

2 目. 保険財政共同安定化事業拠出金 4 億693 万1,543 円、前年度比1,970 万2,720 円、4.62%の減となっております。

244ページ、245ページをお願いいたします。

8 款. 保健事業費3,727 万1,813 円。特定健診委託料、短期総合健診助成金及び脳ドック助成金、こういった健診費用が主なものとなっております。対前年度比626 万1,303 円、20.19%の増になります。また、今回の増の主な要因としまして、産休代替職員の雇用費用を本事業で捻出したためによるものです。

248ページ、249ページをお願いいたします。

11款. 諸支出金801万561円。

主なものは1項、1目. 償還金になります。平成28年度の事業に伴います、この実績の返還金、国庫返還金並びに県支出金の返還金となります。

歳出合計、支出済額18億9,577万1,931円、前年度比、金額で1,156万4,101円、0.66%の減となっております。不用額が4,422万8,069円となっております。

250ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億4,139万4,162円、歳出総額18億9,577万1,931円、歳入歳出差引額4,562万2,231円、実質収支額も同額となっております。

251ページをお願いいたします。

財産に関する調書です。

1、債権については増減ございませんでした。

2、基金、国民健康保険事業準備積立基金は、決算年度中増減高、10万5,831円の増で、決算年度末現在高1億3,299万1,478円となっております。物品の増減はございませんでした。

以上で、平成29年波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第49号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書の257ページ、258ページをお願いいたします。成果の説明では、218ページから219ページとなっております。

歳入でございます。

1款. 後期高齢者医療保険料、収入済額9,567万1,800円、前年度比428万4,800円、4.69%の増となっております。収入未済額は19万900円で、収納率は99.80%となっております。

3款. 繰入金5,846万471円、前年度比137万8,261円、2.41%の増となっております。

4款. 繰越金200万7,781円、前年度比75万6,960円、60.52%の増となっております。

5款. 諸収入284万2,664円、主なものは、次ページにございますが、広域連合からの健康診査委託料となっております。

259、260ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額1億5,899万8,716円、前年度比610万5,335円、3.99%の増となっております。

ります。

次に、261、262ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費335万1,087円、主なものは健康診査委託料273万4,490円となっております。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億5,421万9,672円、前年度比683万9,416円、4.64%の増となっております。

歳出合計、支出済額 1 億5,757万2,059円、前年度比668万6,459円、4.43%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億5,899万8,716円、歳出総額 1 億5,757万2,059円、歳入歳出差引額142万6,657円、実質収支額も同額となっております。

以上で、平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第50号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の273ページ、274ページをお願いいたします。成果の説明につきましては、220ページ、221ページになります。

歳入でございます。

1 款. 保険料、収入済額 2 億7,159万4,860円、前年度比723万8,860円、2.73%の増となっております。収入未済額332万4,640円、収納率98.79%で前年度並みとなっております。

4 款. 国庫支出金 3 億1,253万1,282円、前年度比45万8,397円、0.15%とほぼ前年度と同額となっております。

275、276ページをお願いいたします。

5 款. 支払基金交付金 3 億2,336万3,261円、前年度比153万1,605円、0.47%の減となっております。

6 款. 県支出金 1 億6,573万1,719円、前年度比388万6,503円、2.40%の増となっております。

277ページ、278ページをお願いいたします。

8 款. 繰入金です。一般会計からの繰入金となっております。1 億6,276万9,978円、前年

度比817万2,573円、5.29%の増となっております。

9 款. 繰越金3,805万9,135円となっております。

10 款. 諸収入784万2,620円、これは279ページ、280ページにございますが、3 項. 介護サービス収入が777万2,200円とほとんどを占めております。これは地域包括支援センターで要支援1及び要支援2の方に対する予防サービス計画の作成費として、県国保連合会から交付をされているものでございます。

279ページ、280ページになりますけれども、歳入合計、収入済額12億8,205万624円、収入未済額332万4,640円となっております。

281ページ、282ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費1,252万3,700円、前年度比395万2,213円、46.11%の増となっております。これは第7期介護保険事業計画を昨年策定したことによるものです。

283、284ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費11億1,483万8,209円、前年度比999万2,484円、0.90%の増となっております。

1 項. 介護サービス等諸費10億2,732万5,517円、前年度比2,959万4,631円、2.97%の増となっております。

285、286ページをお願いいたします。

引き続きまして、2 項. 介護予防サービス等諸費3,032万7,938円、前年度比2,340万5,737円、43.56%の減となっております。

287、288ページをお願いいたします。

4 項. 高額介護サービス等費1,538万3,661円、前年度とほぼ同額となっております。

6 項. 特定入所者介護サービス等費3,599万4,570円、前年度とほぼ同額となっております。

289、290ページをお願いいたします。

3 款. 地域支援事業費7,457万7,758円、前年度比2,168万9,890円、41.01%の増となっております。これらは平成28年度から行っております介護予防事業等の取り組みにより増額しているものです。

少し飛びまして、297、298ページをお願いいたします。

5 款. 諸支出金、過年度介護給付費負担金返還金に伴うもので、主なものとして、2,070

万995円の介護給付費返還金が立っております。これは平成28年度の実績に伴う精算により返還が生じたものです。

6 款. 基金積立金2,012万3,169円、介護給付費準備基金積立金として積み立てを行っているものです。

歳出合計、支出済額12億4,378万2,562円、前年度比3,105万5,470円、2.56%の増となっております。不用額は3,864万7,438円です。

299ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額12億8,205万624円、歳出総額12億4,378万2,562円、歳入歳出差引額3,826万8,062円、実質収支も同額となっております。

300ページ、次ページをお願いいたします。

財産に関する調書です。

1、基金、介護給付費準備基金について、決算年度中に2,012万3,169円を積み立てまして、決算年度末現在高が2億1,055万1,578円となっております。

2、物品の自動車については増減ございません。

以上で、平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第51号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の306ページをお願いいたします。また、成果説明については222ページから223ページとなっております。

まず、歳入でございます。

1 款、1 項、1 目. 下水道負担金、収入済額は、前年比37.4%の減で501万8,860円、不納欠損額160万9,000円、収入未済額211万2,500円となります。

内訳としまして、現年分収入済額は415万3,400円、収入未済額3万6,600円、徴収率99.1%となっております。滞納繰越分の収入済額は86万5,460円、不納欠損額160万9,000円、収入未済額207万5,900円、徴収率19.0%となっております。不納欠損額につきましては、全体16件、内訳は、倒産、破産によるものが9件、競売、売買3件、経済的理由ほか4件です。駐車場や更地、農地、空き家などの理由により徴収猶予をしたものが、平成29年12月時点で

72件ありました。そのうちの15件が不納欠損となっております。1件は滞納です。多くが倒産、破産によるもので、事実がわかった時点で、本来執行停止を行い、不納欠損処理すべきでしたが、未処理となっていたので今回計上しております。

徴収猶予のほとんどが下水道事業の開始当初に公共ますが設置されたもので、負担金条例もまだ未整備だったこと、住宅地となっていない駐車場や更地、農地、空き家など排水設備が不確定な土地にも公共ますを設置したため、排水設備が設置されるまでの負担金の徴収を猶予しております。平成30年8月末時点で徴収猶予は41件となっております。

2 款、1 項、1 目．下水道使用料の収入済額、前年比3.2%増の7,967万3,390円、不納欠損額3,760円、収入未済額126万4,260円となります。内訳としまして、現年度収入済額が7,945万5,320円、収入未済額34万9,270円、徴収率99.6%となっております。滞納繰越済額が21万8,070円、不納欠損額3,760円、収入未済額91万4,990円、徴収率19.2%となっております。不納欠損額につきましては2件、事業所の倒産1件、個人の一人となっております。

3 款、1 項、1 目．下水道事業費国庫補助金、収入済額2,000万円。

4 款、1 項、1 目．一般会計繰入金 1 億8,919万5,000円、前年度より 2 %の増となっております。

4 款、2 項、1 目．上水道事業会計繰入金494万3,000円、前年度より1.8%の減。これは課長の人件費を上下水道 2 分の 1 ずつ負担しているもので、上水道事業会計から下水道事業会計へ繰り入れを行っております。

次のページをお願いします。

上段、5 款、1 項、1 目．繰越金、収入済額308万8,816円。

7 款、1 項、1 目．下水道事業債2,320万円。

以上、歳入合計 3 億2,554万1,013円、前年比0.2%の減となっております。

次ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

1 款、1 項、1 目．一般管理費、支出済額3,276万5,495円、前年より 5 %増となっております。一般管理費の中で、給与、手当、共済を含めた人件費は1.8%の増、人件費以外で主なものは13節の委託料と27節の公課費があります。

次のページをお願いします。

上段から 4 段目、27節の公課費の支出が前年より27%増で664万9,600円となっております。

これは工事費の減により消費税の支払いが増えたものです。

1 款、1 項、2 目．管渠管理費、支出済額594万2,458円、主に下水道施設にかかわる中継ポンプ場やマンホールポンプ場の維持管理費でございます。供用開始から10年が経過し、機器のオーバーホールや修繕が生じております。前年度までは需用費の中で修繕料として計上しておりましたが、29年度より15節の工事費をつくり、修繕工事費として計上しております。

1 款、1 項、3 目．処理場管理費、支出済額4,786万8,065円、前年比5.7%の増となっております。浄化センターについても14年が経過し、機器のオーバーホールや修繕が生じております。前年より5.7%、金額にして250万円ほどの増額となっておりますが、修繕費が増えたものです。処理場管理費についても、15節を設けて修繕工事費を計上しております。

次のページをお願いします。

2 款、1 項、1 目．管渠建設費、支出済額6,832万7,174円、前年比より6.7%の減となっております。給与、手当、共済を含めた人件費は昨年並みとなっております。人件費以外で主なものは委託料と工事請負費となっております。15節．工事請負費3,920万9,640円、前年度より7.8%の減となっております。これは整備面積の減によるものです。

次ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目．元金、元金償還ですね、支出済額1 億2,046万1,006円、前年比より4.4%の増。

2 目．利子4,929万519円、前年比より4%の減。

よって歳出合計は3 億2,465万4,717円となります。前年度比より0.48%の増となります。

次ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですけれども、歳入総額3 億2,554万1,013円、歳出総額3 億2,465万4,717円、差引額88万6,296円、この金額が実質収支額となり、次年度へ繰越額となります。

また、319ページから320ページに財産に関する調書を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第52号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の326ページ、327ページをお願いいたします。なお、成果説明では224ページ、225ページとなっております。

まず、歳入でありますけれども、1款、2項。財産売却収入1億5,724万4,750円、これについては昭和金属工業への土地の売却収入であります。

2款、1項。繰入金9,344万1,789円、これについては、団地完売によりまして繰上償還を行うための一般会計からの繰入金であります。

続きまして、3款、1項。繰越金1,302万8,260円、これは前年の繰越金ですね。

歳入合計2億6,371万4,799円となっております。

次ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、1款。総務費3,600円、これは旅費です。

2款。公債費2億6,371万1,199円、これは備考に書いてありますとおり、元金の定期償還分と繰上償還分、あと、借入金の利息分の合計額となっております。

歳出合計2億6,371万4,799円となっております。

次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。

1、歳入総額2億6,371万4,799円、歳出総額2億6,371万4,799円、差し引きゼロとなっております。なお、331ページから336ページに財産に関する調書を記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で、平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第53号 平成29年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度波佐見町上水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成29年度波佐見町上水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書より説明しますので、2ページをお願いいたします。

平成29年度波佐見町上水道事業決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出ですけれども、収益的収支とは、地方公営企業の経済活動に伴い年度内に発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。減価償却費も費用に含まれます。

収入について。

第1款. 水道事業収益、決算額は2億9,286万125円となります。

内訳としまして、第1項. 営業収益、水道料金加入金手数料によるものです。2億8,050万9,690円。

第2項. 営業外収益、預金利息ほか、1,235万435円となっております。昨年は前処理施設工事がありまして、消費税の還付金が600万円ほどあったために、その分が営業外収益の減となっております。

次ページをお願いします。

次に、支出ですけれども、第1款. 水道事業費用、決算額は2億6,095万2,094円となります。

内訳としまして、第1項. 営業費用、維持管理人件費ですけれども、2億2,958万6,761円。

第2項. 営業外費用、建設工事に係る借入償還利息ですけれども、3,136万5,333円となっております。

4ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的支出は施設の整備や企業債の償還元金などの支出と、これに要する資金として企業債収入、工事負担金収入があります。

第1款. 資本的収入、決算額は3,668万1,480円となります。

内訳としまして、企業債が3,500万円、第2項. 工事負担金が168万1,480円となっております。

次に、支出ですけど、第1款. 資本的支出、決算額は1億3,392万4,225円。

内訳としまして、建設改良費が7,465万2,358円、企業債償還金5,927万1,867円となっております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,724万2,745円は、過年度分損益勘定留保資金9,187万8,537円及び当年度消費税資本的収支調整額536万4,208円で補填をしております。

なお、報告しました決算報告書の内訳について、12ページから20ページの事業報告書の概要、工事、業務、会計に掲載するとともに、収支費用明細書を21ページから31ページ、また、

固定資産、企業債の明細書を32ページから35ページに掲載をしております。

次ページをお願いします。

平成29年度波佐見町上水道事業損益計算書（消費税抜）について説明いたします。

これは平成29年度の1年間にどのくらい利益を上げたのかをあらわすものです。営業収益が給水収益とその他営業収益で2億6,013万4,390円、営業費用が、維持管理費と人件費及び減価償却費ですけれども、2億2,470万6,090円となります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は3,542万8,300円となります。昨年より21.1%減となっております。これは収益で260万円ほど増えたものの、人件費や減価償却費などの営業費用の増で営業利益が減ったものです。

次に、営業外収益として、利息、補助金、長期前受戻入で1,234万6,102円、営業外費用として、企業債、利息と雑支出で2,148万7,767円。したがって、平成29年度の経常利益は、営業利益に営業外収益を加えて営業外費用を差し引いたもので、2,628万6,635円となります。これはそのまま当年度の純利益となります。前年度比26.2%の減です。営業利益の減によるものです。

よって、当年度末処分利益剰余金は、前年度の繰越剰余金1億7,046万4,062円と当年度の純利益を合計したもので、1億9,675万697円となります。

9ページをお願いします。

上段の平成29年度波佐見町上水道事業剰余金計算書（消費税抜）は、資本金及び剰余金の平成29年度の変動額を掲載しております。

次に、中ほどの平成29年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書（消費税抜）について説明いたします。

当年度末の残高は、自己資本金として10億4,383万1,316円、資本剰余金が2億7,834万3,324円、未処分利益剰余金が1億9,675万697円です。処分後の残高の自己資本剰余金、未処分利益剰余金は当年度と同額であり、剰余金の処分は行っておりません。

以上で御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページをお願いいたします。

平成29年度波佐見町工業用水道事業決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出の収入ですけれども、第1款. 工業用水道事業収益として、決算額は1,401万4,046円となります。

内訳としまして、営業収益、キャノンからの供給分ですが、898万7,720円、営業外収益、一般会計からの補助金502万6,326円となります。

次に、支出です。

第1款. 工業用水道事業費用、決算額が1,322万9,742円。

内訳としまして、営業費用、施設維持管理費用ですけれども、934万9,342円、営業外費用、企業債利息として388万400円となります。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は決算額ゼロとなります。

支出について、第1款、1項. 建設改良費、決算額は188万7,640円となります。これはポンプ施設の用地代とキャノンのメーター器を更新したものです。

なお、ただいま報告しました決算報告書の詳細な内容につきましては、8ページ、9ページの事業報告書、また、10ページ、14ページに収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産及び企業債明細書について掲載しております。

次ページをお願いします。

平成29年度波佐見町工業用水道事業損益計算書（消費税抜）について説明します。

これは29年度の1年間にどのくらい利益を上げたのかをあらわすものです。

まず、営業収益として、給水収益ですけれども、キャノンの分ですね。832万2,000円、営業費用として、維持管理費と減価償却費で925万5,755円となります。収益から費用を差し引いたものがマイナスとなり、営業損失93万3,755円となります。

次に、営業外収益は、他会計補助金、一般会計からの補助金ですけれども、500万、雑収益55万2,619円で、555万2,619円となります。営業外費用は、企業債の支払い利息で388万400円。したがって、営業損失に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたものが73万8,464円、これはそのまま当年度の純利益となります。

前年度の繰越利益剰余金が1,357万5,986円、よって、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益73万8,464円、前年度繰越利益剰余金を加えた1,431万4,450円となります。

6ページをお願いいたします。

中ほどに掲載しております、平成29年度波佐見町工業用水道事業剰余金処分計算書（消費税抜）について説明いたします。

当年度末の残高が自己資本金として3,030万、未処分利益剰余金が1,431万4,450円です。処分後の残高は、自己資本金、未処分利益剰余金、いずれも当年度末と同額となっており、剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第48号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、決算特別委員会に付託し審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第54号までの7件については、決算特別委員会に付託し審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 1 時50分 散会

第 2 日 目 （ 9 月 28 日 ） （ 金 曜 日 ）

議 事 日 程

- 第 1 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 2 議案第42号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算 (第1号)
- 第 3 議案第43号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第 4 議案第44号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 5 議案第45号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 6 議案第46号 財産の取得について
- 第 7 議案第55号 教育委員会委員の任命について

第2日目（9月28日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 松 添 博
企 画 財 政 課 財政管財係長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第3回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第41号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第41号 専決第8号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をするものでございます。

今回の専決処分は、療養給付費交付金の実績に伴う精算により返還金が生じたもので、この返還金を指定された返還期日に支払うために対応するものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,570万とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款、1項、1目. 繰越金3,562万2,000円を増額し、4,562万2,000円とするものです。主な要因は、前年度に交付された療養給付費負担金及び療養給付費交付金の交付超過によるものです。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7款、1項、4目. 療養給付費交付金償還金に229万8,000円を追加し、5目. 療養給付費

負担金償還金に1,915万6,000円を追加しております。これらは前年度実績に伴う精算による返還金となります。

以上で、平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

3ページと9ページにあります予備費についてお伺いいたします。予備費という性格上から目的、用途、一体なぜ今の時期なのか。この3点を具体的にお願いしたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

まず先にこの時期となったことにつきましては、返還金の返還すべき期日がこの議会に間に合うことができませんでした。それで先に行ったものです。で、その財源としまして、繰越金の中に含まれていたものですから、その繰越金をここに計上しまして、ただし、ここににつきましては返還金のみを計上させてもらって、余剰につきましては予備に積みまして、その後に使うものに持っていくというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

済みません。予備費の使途ということですが、現状におきましては特にここについては決めておりませんので、今後そういった事業等が出てきた場合に、その財源として活用したり、場合によって緊急に対応するための財源として予定をしたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今後と言われても、今の現状ではわからないという答えだったんですけど、今後のことで何か予測されることが今現在あるんですか、ないんですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今後の予定につきましては今のところございません。これから行うというものにつきましては予算のほうに計上しておりますので、今後行うようなものにつきましては、適宜この議会を通して上程していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第42号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第42号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第42号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれに2億1,100万円を追加し、総額を69億200万円とするものでございます。債務負担の補正、並びに地方債の補正につきまし

ては第2表及び第3表によるものといたします。今回の補正は7月6日に発生いたしました集中豪雨に伴う災害復旧事業費及び震災時の通学路安全対策、それから町議補欠選挙、人事異動による人件費組み替えなど、当初予算編成後に追加、変更を要するものと、それらの財源について所要額を計上しております。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございますが、追加といたしまして、婚活総合支援事業、限度額60万ということで計上させていただいております。これは1年間を通じた支援が必要ということで、翌年度分についての債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

6ページ、第3表、地方債の補正でございます。追加といたしまして、消防施設整備事業について540万円、変更につきましても、それぞれの事業についての限度額を補正をさせていただいております。これらは各事業費の新規あるいは増加に伴い、適債性あるいは充当率を考慮いたしまして、その財源として増額補正を行っております。なお、臨時財政対策債は普通交付税算定におけます振替額としております。なお、利率、償還の方法については変更はございません。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、1項の町民税でございますが、所得割につきまして625万4,000円の減額とさせていただいております。なお、9ページの町民税及び10ページの軽自動車税につきましては、現時点における徴収見込額へのそれぞれ減額補正を行っております。

続いて、12ページをお願いいたします。

9款、1項、地方交付税でございますが、6,122万5,000円の増額補正を行っております。これは7月の算定で普通交付税が決定されまして、その増額分について、差額分についての補正を行っているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページの11款、1項、分担金でございますが、1目の農林水産業費分担金。これは7月6日に被災いたしまして、その災害復旧事業に伴う農地受益者の分担金が123万9,000円の増額ということで計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。

15ページの13款、国庫支出金から19ページの14款、県支出金につきましては、歳出側の各

事業費の増減等に伴いまして、所定の率、あるいは額の増減により補正を行っております。
主だったものとしましては、子どものための教育・保育給付費、いわゆる認定こども園や保育所の運営事業、あるいは災害復旧事業に伴う負担金、補助金となっております。

20ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項の基金繰入金でございますが、まず1目．財政調整基金繰入金が1,100万円の減額を行っております。これは全体の財源調整として減額を行っております。
それから8目、それから10目、8目の教育施設整備基金繰入金が260万、10目のふるさとづくり応援基金繰入金が200万円のそれぞれ増額を行っておりますが、これはそれぞれの各事業に充当するため、基金からの繰り入れを増額しているところでございます。

続いて、次ページをお願いいたします。

18款．繰越金、1項．繰越金でございますが、これは平成29年度決算におけます実質収支額7,809万5,000円でございますが、その純繰越金にするための増額補正4,809万5,000円の増額補正を行っているところでございます。

次のページで、19款、4項．雑入の3目．雑入でございますが、この中で全体で164万7,000円の増額補正を行っておりますが、この中で項目別、下から2番目の全国町村会災害対策費用保険金でございますが、これは7月6日の集中豪雨災害にかかった経費について保険適用で、その雑入として100万円の収入があるところでございます。

次のページをお願いいたします。

20款．町債、1項．町債でございますが、これは先ほど6ページの第3表、地方債補正で申し上げましたが、それぞれの新規事業あるいは事業費や充当率の変更により、その財源としての増減を行っております。臨時財政対策債につきましては、普通交付税算定におきまして、振り替えられた額への増額を行っているところでございます。総額で3,990万円の増額となっております。

歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず、企画財政課所管について御説明をいたします。

26ページをお願いいたします。

26ページ、2款、1項、5目の財産管理費で18節．備品購入費でございますが、これは旧講堂の備品につきまして、テーブル等を準備したく、その備品購入費116万8,000円を計上させていただきます。

それから、同じく 2 款、1 項、6 目．企画費の19節．負担金、補助及び交付金の中で、地域振興事業補助金につきまして157万6,000円を追加計上させていただいておりますが、これは各自治会からの要望を取りまとめた結果、不足であろうと見込まれる額について増額補正を行っております。

それから、一番下段の15目．ふるさと納税管理費でございますが、8 節の報償費が1,500 万円の減、それから役務費につきましては1,505万5,000円の増と、この目の中で予算の組み替えを行っておりますが、これにつきましては、現在、国におきまして、ふるさと納税の返礼品について、強く 3 割以下の指導あるいは地元産品であることの条件等が厳しく指導がなされておりますが、従来、本町におきましては、返礼品、各納品事業者の方には郵送料込みの単価でお願いしておりましたが、説明をする際になかなかそこら辺、難しゅうございますので、今後は10月以降につき、9 月に入りましてから郵送費については一括で波佐見町が支払い、あくまでも事業者様には返礼品相当額の請求をしていただくということで、この事業費の組み替えを行っているところでございます。

以上が企画財政課所管でございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

続きまして、総務課関係の補正の内容について説明をいたします。

補正予算書では26ページをお願いいたします。

中段、2 款、1 項、7 目．交通安全対策費に今回は15節のほうに200万円の追加をいたしておりますが、今回は自治会からの要望等に対応するための交通安全施設の設置工事を200 万円追加をいたしております。

次に、13目．電算管理費の13節．委託料でございますが、システム改修委託料として141 万3,000円を上げておりますが、この中身につきましては、国民年金、あるいは障害者の支援システム等、国の制度改正に伴いますシステムの改修費を計上いたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

2 款、4 項、4 目．町議会議員選挙費117万1,000円を追加をいたしておりますが、これはさきに実施をいたしました9 月 9 日の町議会議員補欠選挙に係る費用を計上いたしております。

次に、46ページでございます。

9 款、1 項、3 目。消防施設費、こちらの 3 目のほうに666万9,000円を追加いたしておりますが、この主なものは、15節。工事請負費に605万、これは防火水槽の設置工事が主でございますが、場所は野々川の田別当地区に防火水槽を1基設置をするための費用でございます。また、この工事費とあわせまして、13節に実施設計の委託料、工事監理の委託料もあわせて計上いたしております。

総務課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の補正につきまして、主なものを説明いたします。

まず、33ページをお願いいたします。

3 款、1 項、3 目。障害者福祉費、20節。扶助費でございます。自立支援医療給付費、更生医療でございますけれども、700万円の増額補正としております。これにつきましては、支給対象者の増加によりまして、現行予算では不足することが見込まれたために増額するものでございます。

その下の23節。償還金、利子及び割引料917万1,000円の追加としておりますが、この中で一番上の過年度障害者総合支援事業費負担金返還金、国庫でございますけれども、537万8,000円の返還としております。これにつきましては、平成29年度事業実績に伴いまして、精算によりまして補助金の返還金を行うものでございます。その下につきましても、上記国庫補助金の半額となります県費負担金の返還金ということで268万9,000円を返還するものでございます。

次のページです。

3 款、1 項、6 目。臨時福祉給付費、23節の償還金、利子及び割引料でございますけれども、過年度臨時福祉給付金給付事業返還金ということで、これも臨時福祉給付金の平成29年度実績に伴います国庫の返還金でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

3 款、2 項、2 目。児童措置費、13節。委託料で、私立保育所施設型給付委託費で2,846万4,000円を追加補正しておりますが、これにつきましては、町内私立保育所3カ所、白毫保育園、蓮池保育園、鴻ノ巣保育園に対します運営費の補助でありますけれども、今年度、ゼロ歳から2歳児の入所が多かったことから増額をかけております。年間の延べ数として

129人の増を見込んでおります。

その下の20節. 扶助費、まず、認定こども園1号施設型給付費で677万1,000円の減額としておりますが、これは、町内認定こども園2カ所の1号部分、この1号といいますのは3歳以上の教育を受ける子どもですけれども、この1号分に対する運営費の補助ということで、今年度当初の見込みよりも延べで84人の減少が見込まれることから、この減額をするものでございます。

その下の同じく認定こども園2号、3号施設型給付費で189万6,000円の増額としておりますが、同じく認定こども園2号、3号分、2号は3歳以上の保育を受ける子ども、3号は3歳未満の保育を受ける子どもでございますけれども、これに対する運営費の補助ということですが、こちらは当初の見込みよりも延べで96人の増加が見込まれることから増額をするものでございます。

その下の23節. 償還金、利子及び割引料、過年度障害児通所給付負担金返還金でございます。国庫でございますけれども100万2,000円の計上をしています。これは29年度事業実績に伴います精算による返還でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正の主なものを御説明をいたします。

38ページをお願いします。

6款. 農林水産業費の3目. 農業振興費の中の19節. 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金245万の減、それから、その下の中山間地域所得向上支援事業費補助金260万3,000円でございます。これは事業の組み替えでございます。いずれもワイヤーメッシュの設置事業でございます。

それから、5目. 土地改良費の中の15節. 工事請負費でございます。ため池改修費でございますが、これは金屋地区の本谷ため池の改修工事でございます。このため池につきましては、昨年度から漏水調査等を実施をしまして、漏水箇所がおおむね特定をされたということで工事費を120万計上いたしておるところです。

それから、その下の19節. 小規模農林事業でございます。これは、先般の7月6日の豪雨災害で国の災害基準に該当しない農地災害等の分の補正でございます。今回300万を計上を

させていただいております。

それから、災害費でございます。53ページをお願いします。

11款、1項、1目の農地農業用施設災害復旧費と林道施設災害復旧費でございます。これは、今申しましたように、いずれも7月3日の台風被害と7月6日の豪雨災害によるものでございます。農地につきましては2,161万7,000円、林道につきましては337万円の追加補正をいたしております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関係の主なものを説明いたします。

40ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費ですけれども、19節、補助金、負担金でございます。上から、まず2番目、地方公共団体連携型広域展示販売会・商談会事業費補助金についての60万については、商工会と連携しております「はかた de はさみ」の開催の町の負担部分ということで計上しております。

次に、伝統工芸品産業支援事業費補助金200万円を減額しておりますが、これについては、国の補助事業で予定をしておりました代官山の事業、あとサクセッサー養成講座について、国の補助金が不採択になったために一旦減額を行っております。しかしながら、産地の要望によりまして、19節の一番上のところ、窯業人材育成等産地支援事業費補助金を193万7,000円計上しておりますが、こちらのほうの事業に組み替えを行いまして、代官山の事業はもう中止をしまして、サクセッサー養成講座の分について、こちらの補助金のほうで、県、町の補助金をあわせまして、こちらのほうで計上しているということでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7款、1項、3目、観光費の13節、委託料の一番上、泉源のポンプの入替及び付帯設備取替の業務委託ですけれども、182万円を計上しております。これについては、温泉の新泉源のポンプの定期交換におきまして、定期交換をするとき、通常、ポンプを引き上げて、モーターをオーバーホールして再利用を考えておりましたけれども、引き上げてみた結果、モーターの損傷が非常に激しくて、モーターを新品に交換する必要が生じたため、追加で計上しているものであります。

上から3番目、同じく、ONSEN・ガストロノミーウォーキング事業開催委託料100万円、これにつきましては、かねてより南地区の観光振興だったり、桜づつみを使った観光誘客、そういった要望を受けまして、全日空と連携した食と温泉とウォーキングを組み合わせた誘客型のイベントを開催する費用として100万円計上しております。なお、市町村振興協会からの2分の1の助成をこれについては受けるもので、歳入のほうに50万円の歳入計上を行っているところであります。

商工振興課は以上です。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは続きまして、建設課関係について御説明を申し上げたいと思います。

43ページをお願いいたします。

8款、2項、1目、道路橋梁総務費の13節、委託料でございますけれども、町道の部分で個人名義となっているものがわかりましたので、そういったところを分筆をして、町のほうに寄附をしていただいて、名義変更しようとするものでございます。

それから、2目の道路橋梁維持費の15節、工事請負費ですけれども、これにつきましては、町道の維持補修工事としまして300万円を増額をしております。これは当初予算に計上できなかった道路の側溝整備等の維持補修4路線を計上しているものでございます。

3目の道路橋梁改良費の15節、工事請負費でございますが、3,200万円を増額をしています。これも同様に当初予算になかなか計上できなかった分で道路の改良舗装等9路線の経費を計上しているものでございます。

次に、54ページ、災害関係をお願いしたいと思います。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費について。7月の豪雨災害によりまして被災箇所の復旧関連費として、13節の委託料396万4,000円、15節の工事請負費4,787万円を増額しています。災害復旧の工事箇所は、補助事業で河川3カ所、道路5カ所、単独事業によるもので河川3カ所、道路15カ所となっております。

以上が建設課関係の説明でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

続きまして、教育委員会事務局関係の主なものを御説明をいたします。

47ページをお開きください。

10款、1項、2目．事務局費、7節．賃金でございますが、スクールソーシャルワーカー・心の相談員賃金として109万3,000円を追加しております。現在、スクールワーカーについては、県から週3日派遣をされておりますが、相談業務が増加をしておりますので、同じ方を心の相談員と兼任で、町で2日間、週2日間雇用することで予算の組み替えを行っております。上段の特別支援教育支援員の賃金と中学校費に計上してあります心の相談員費と予算組み替えをして、各小中学校を回ることで予算の組み替えを行ったところでございます。

同じく13節でございますが、小中学校教室空調機設置工事基本設計業務委託料として全体で129万6,000円を計上しております。小中学校の空調機、エアコンの設置については、町長が施政方針で述べたとおり、国の補助事業を活用し、早期に設置をすることとしております。現時点で国の補助事業は明らかになっておりませんが、補助金の要望等に備えることを目的に標準設計概算事業費の算出のため、基本設計を行うものでございます。

次ページ、48ページをお願いいたします。

10款、2項、1目．東小学校管理費、15節．工事請負費に学校設備改修工事として615万円を計上しております。これについては、本年6月の大阪北部の地震の際に、学校ブロック塀が倒壊し、小学生女児が死亡した事件を受けて、国から学校施設のブロック塀の点検を行うようにという通達がありました。それに基づきまして調査した結果、東小学校のグラウンドの北側に157メートルのブロックが確認をされたものでございますので、道路に面していることもあり、今回撤去し、フェンス化をすることで所要額を計上しているものでございます。

続きまして、3目．東小学校プール管理費でございます。工事請負費に483万9,000円を計上しております。東小学校プール改修工事については、当初予算に計上しておりますが、設計内容等には変更ございませんが、平成30年度の労務単価と資材の見積りを取り直したところ、資材等、また、労務単価の上昇がございましたので、その分を設計に反映した結果、今回の所要額を計上しているところでございます。なお、プールの規模等については、高学年プール、25メートルプール1基、低学年プール、13メートルプール1基、更衣室、機械室、トイレを整備することにしております。

次ページをお願いいたします。

49ページ、10款、3項、1目．中学校管理費でございます。工事請負費に319万2,000円を

計上しております。これについても、さきの大阪北部の地震に伴いまして学校施設を点検した結果、中学校においては体育館の東側と駐輪場の北側にブロック塀を認めたところがございます。いずれも破損等、傾き等はないわけですが、既に40年を経過しておりますので、今回、東小学校と同じようにフェンス化することとしております。なお、そのほかとして、7月の台風により体育館の屋根が破損したので所要額、中学校のパソコン室の空調機、グラウンド排水等の改修費をあわせて計上しているところでございます。

次ページ、50ページをお願いいたします。

10款、4項、5目、歴史文化交流館（仮称）整備事業費でございます。15節、工事請負費に敷地西側外塀撤去工事として230万を計上しております。旧橋本邸の西側、町道町ノ坪線1号線に沿って塀があるわけですが、御承知のとおり、この塀、建築基準法で定める鉄筋の間隔で鉄筋が入っておりません。したがって、通学路に面しておりますので、接している部分、合わせて71メートルを、これは撤去するのみでございますが、撤去工事として所要額を計上をしております。

以上で、教育委員会事務局関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

それでは、給食センター所管を御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

10款、6項、1目、11節、需用費、消耗品費として118万8,000円を計上しております。これは、給食用強化磁器食器の皿の破損が重なり、また、衛生的にも使用できない皿が増えたことにより、新たに2,000枚の皿を購入するものであります。

以上が給食センター所管の補正予算となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

54ページの公共災害ですね。この中の先ほど課長がおっしゃった補助が河川が3件、道路関係が5件っておっしゃいましたけれども、先だつての建設課の産業厚生委員会の説明のときの資料によれば5件と4件ってなっているんですけど、この1件欠けたというのはどこの

部分になるんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

河川で4カ所を言っておりましたかね。当初、あの時点で補助事業で適用されるというふうなことで予定をしておりましたけれども、関係者の方が現状のままのほうが今後また災害も起こるような可能性のあるような場所でしたので、そのまま復旧の必要はないというふうな話もありまして、河川の分が一つ減っております。道路関係は5カ所ということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

関連なんですけど、今のこれは先ほど石峰議員も言われたように、8月1日の産業厚生委員会の調査で資料をいただいているわけなんですけど、河川4件とありました。永尾川が3件あって、そのほかに1件あるわけなんですけど、どの部分がカットになったのかを教えてください。補助事業に入らなかった、今の、しなくていいということになったのかですね。それと、単独災害及び補助災害の分の全体の金額は合計すると多分ちょっと違うんですけど、変更になった分を大まか、わかる部分でいいですから、どういうふうになったのか。少し減ってるような気がするんですけど、その辺は単独災害にしても、補助災害にしても、どうだったのか。全体的な部分でお知らせをいただきたいと思います。

それと、53ページの災害、11款、災害復旧費の農地農業用の施設災害、1目のですね。それと、2目の林道施設災害復旧費についても、これは8月22日に農林課の産業厚生委員会での調査の中でもあったんですけど、その時点におきましての災害の部分とまた少し金額が違うみたいですので、その分も農地災害、あるいは農業用施設災害、それから林道維持管理に関しての被害額等がどれくらい変更になったのか、あるいは追加になったのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

まず、河川関係で今回4件から3件になったことで、1件は上永尾の永尾川のちょうど県

道がちょっと狭くなっている部分の川があると思います。牛舎の付近ですね。あそこの左岸側のほうの部分でございます。それと、金額的に総体的に産業厚生委員会のときより減っているんじゃないかということですが、最終的に国のほうに補助の申請をする場合に積み上げをした結果、当初は多目に概算で上げたものを詳細に設計をした場合にちょっと減少したと、少なくなったというようなことで。この辺は単独についても、詳細に積んでるわけじゃございませんので、その辺でちょっと若干減ってるというようなことでございます。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農林災についての御質問でございますが、まず農地関係の災害でございますが、先般、産業厚生委員会の中で資料をお示ししましたけども、農地は9カ所、合わせまして895万6,000円、それから施設の災害が6カ所の1,651万1,000円でございます。この災害につきましては、当初800万円を計上いたしておりました。で、その不足額の1,746万7,000円をここに追加で計上させていただいております。それから、林道関係につきましては、これも資料を委員会の折にお示しをしたかと思いますが、13カ所の、これ、林道の維持管理、土砂あるいは倒木の撤去費用でございます。これらにつきましては、当初、委託料としては予算計上がございませんでしたので、今回新たに337万円を追加をさせていただいております。委員会の段階では、先ほど建設課長が申しましたように、概算で出しておった部分が2カ所ございましたので、その辺の若干15万円ほど減額になっているところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、26ページの総務費、総務管理費の7目、交通安全対策費の200万。自治会の要望により交通施設の設備の工事費ということで上がっておりますが、どちらの場所等で計上されているのかというのを教えてください。

もう一つは、40ページの商工費の2目の商工振興費の中の、御説明の中では窯業人材育成等産地支援事業補助金と伝統工芸品の支援事業補助金の説明をされていましたが、もう少し詳しく御説明してください。お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

交通安全施設設置工事の200万の内訳でございますが、今回は自治会のほうから要望が上がっております事項が大体14カ所あります。場所で申し上げますと、金屋、小樽、鬼木、井石、折敷瀬、宿、乙長野、協和、そういったところの合わせて14カ所の予定をいたしております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、伝統工芸品産業支援事業費補助金の200万円の減額についての中身をちょっと詳しく説明しますが、まず、この200万分というのは町が負担すべき金額であって、この全体事業費は1,861万1,000円。国が約1,200万、県が300万、町が200万という構成の中で、代官山の事業とサクセッサー養成講座を実施予定でありまして、3年間の事業認定をいただいていたものですから、その2年目で不採択になったということで、急遽こういう事態になったものですから、県とも協議をしまして、県がこの窯業人材育成等産地支援事業に上乘せる形であれば、サクセッサー養成講座分の一部の助成を認めてもいいということで協議が整いましたので、193万7,000円のうち、県が116万1,300円、町が77万5,000円をサクセッサー養成講座に充てるということで、今回計上をさせていただいているものであります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

最初の総務課のほうの場所的にはそういうことで14カ所をお上げになりましたけど、工事内容等については簡単にお知らせください。

また、もう一つなんですけれども、50ページの教育費の社会教育費、歴史文化交流館（仮称）の整備事業費ということで、予定されている歴史文化交流館の橋本邸の外壁の撤去工事のほうを上げられております。実際、通学路というふうなことでおっしゃっていましたが、確かに通学路の予定には、路線には上がっております。しかし、ここを通る児童さんは集合場所からすると、朝の登校には多分ここは基本的には使われてないんじゃないかということ

を理解しております。福峰陶苑前で集合された児童さんが東小学校のほうに向かわれる通学路の話だと思いますが、この県道1号線は福峰陶苑様のほうに歩道がございます。で、今、御指摘されている昭和陶器の前の邸宅のほうの壁のほうに、通学路として横断歩道もないところを横断させるという行為に出ない限り、ここは通らないですね。それでも、今、御説明があった大阪北部の耐震関係についてのこの対応の必要性はあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

交通安全施設の工事の内訳でございますけれども、今回はガードパイプが1カ所、ガードレールが2カ所、それからポールコーンが1カ所、それからカーブミラー、これが10カ所。

以上となっております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

50ページ、10款、4項、5目。歴史文化交流館（仮称）整備事業費の15節、敷地西側外塀撤去工事の件でございますが、私が通学路を確認したときですね、元の昭和陶器さんの本社があったところから渡って、橋本邸の横を、すし勝さんのところを通って、東小学校に行くというルートを確認をしたつもりでございますが、ちょっと今手元にはございませんので、そこは確認をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、やはり子どもたちが通るだろうということでございますし、国の通達は、学校施設、社会教育施設、また、町の施設について、そういったブロック塀があるときは、特に道路に面しているときには撤去をなさという通達がきておりますので、通学路と言わず、やはり道路に面しておりますので撤去を行うということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

通学路に限らずというふうなことです。最初の説明は通学路ということで御説明されていきます。だから、どう考えても横断歩道のないところを横断させながら、橋本邸の横を通らん限り、朝の通学路には該当しません。だから、逆に、下校時については右側を通りますので、橋本邸の外壁からは離れたところを通るふうになります。撤去理由がそういうふうなことで最初御説明されましたので、実際のところ、どう考えても教育委員会が東小学校の通学路のマップを作られております。その中にはきっちり書いてあります。ですから、歩道自体

が福峰陶苑前のほう側になりますので、それを使うと信号機のあるところまでは行くわけですよ。だから、あえてこれを撤去する必要性については、根拠としてはちょっと乏しいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私の説明がちょっと若干不足をしていたならば、そこはおわびをしたいと思います。先ほど言ったとおり、子供達が通らないわけではないと思います。放課後であっても遊びに行くとかいうときもあります。やはり町の施設でございますので、万一のときはやはりその責任は町が負わなければなりません。既に鉄筋が入ってないということでわかっている、法に適合してないブロック塀でございますので、やはりこの際撤去すべきだろうという考えであります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

関連してですが、近くに住んでおりますので、その辺はよく調査をされて。横断歩道はないことはないんですから、その辺ちょっとよく調べられてください。

それで、一番気になるのは、危険箇所は取り除いて結構だと思うんですが、ただ、その支出する目が歴史文化交流館ということになっておりますが、ここは流れ上、まだ基本計画も基本設計も上がってないときに、幾ら危険の撤去とはいえ、工事請負費をこの項目で上げていただくのはちょっとあんまりふさわしくないんじゃないかなと思います。するなら、児童目的で危険除去ですから、通学路整備だとか、そういうところを出してもらわんと。まだここは何も我々議会には提出されてない物件ですから、もしこれが落札をされてとなると、工事費、工事の名称あたりでこういうのが出てくると、非常に説明がしにくいときもあるんで、その辺の取り扱いはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この目については、議員さんおっしゃるとおり、いろんな論議を経て、今に至ってるわけですが、支出の科目いかに問わず、やはりおっしゃっていただくとおりの、危険の

除去が必要だと思います。どこで出すかということでは、こちらとしては既に敷地の関係でございまして、ここがベストだということで考えておりますので、これに限っては御理解をお願いをしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

お金はどっから出ようが一緒のお金ですから構いませんが、ただ、工事の名称の中に歴史文化交流館というのは出していただきたくないとは、僕の議員の立場から思うんです。そのあたりの我々の考えも尊重していただきたいと思うんですが。出されたときに、歴史文化交流館の名称を出さないというお約束ならやぶさかじゃないんですが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

どうしようかなと今思ったところでございますが、そういう要望があれば、旧橋本邸とかということで、名称で、旧橋本邸西側外壁撤去工事ということで検討したいと思いますが、最終的には町長部局であわせて、そのような方向で進めさせていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

最後です。今、町長部局の御理解があればということでしたが、その辺の取り扱いは、町長、副町長あたりはどういうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この当初予算で歴史文化交流館（仮称）ということで議会の了解を得ております。そして、このことをやるときに、通学路よりも、まずはその歴史文化、修正していろんなことをするには、耐震化ができていない塀については許可できないというな、それを撤去するとか、もういっちょ作り直すとか、法にかなったやり方でないと、中の整備が難しいというような、そういう見解が出たところで、やむを得ず、僕自身もそのままほっといていいんじゃないかというようなあれだったんですけれども、県の見解としてはそのような形の中で、それがきちんと県の指示を受けないと中の整備は難しいというような見解が出たことで、やむを得ず、そういう撤去すると。撤去して、そのままうえがきにするか、それとも、もう一つは作り直して、きちっと耐震に対応できる。それやったら非常に金がかかり過ぎるというよ

うなことで進んできたところでございます。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほど百武議員の質問の中で、今はまだ歴史文化交流館（仮称）の整備着手はしていないんじゃないかと。それを塀の撤去工事をする場合において、その名前を頭につけてするのはおかしいんじゃないかというような趣旨の質問だったろうというふうに思います。確かにそういうことでありますので、工事を出す際においては、そこは、例えば、旧橋本邸とか、そういうような形で教育委員会と協議しながら進めていきたいというように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、20ページの繰入金です。基金繰入金、財政調整基金繰入金1,100万円の減でございますけども、先ほど全体の財源調整をするために減額したという説明がありましたが、もう少し詳細に御説明をお願いします。

それから続きまして、41ページの商工費、項も商工費ですね。3目の観光費ですが、委託料でONSEN・ガストロノミーウォーキング事業開催委託料ですか、これについて、まず委託先がどこなのか。それから開催期日、予定期日ですね。それから場所は桜づつみと言われましたけども、この辺のもう少し詳細なところ。それから参加対象ですか、これはどのくらい予定されているのか。この点についてお尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

20ページ、17款、1項の1目、財政調整基金繰入金についての説明をということでございますけれども、御存知のとおり、財政調整基金につきましては、全体の予算を組んだ中で、どうしても財源不足になった場合につきまして、その歳入歳出をあわせるために財政調整基金から繰り入れを行うものでございますけれども、これは、当初予算におきまして、どうしても財源が見つからない部分についての9,000万円について繰り入れを行うということで当初予算に計上させていただいているところでございますけれども、今回の補正におきまして、それぞれの事業費の増減があつてございます。ただ、そういった事業の中につきましても、国、県、あるいは地方債、そういった特定財源の増減もあっております。そういったものを全体積み上げた中で9,000万円の繰り入れでは若干の余裕ができるということで、こういった財政調整基金につきましては、非常時の対応のための一般財源として確保する必要がございますので、そういった予算調整を図るために、今回1,100万を減額して、7,900万としているところでございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

41ページの委託料、ONSEN・ガストロノミーウォーキングの詳細ということですが、まず委託先については、まずこの事業を行うに当たって実行委員会をつくります。その実行委員会へ委託ということで、実行委員会のメンバーとしては、地元温泉振興会だったり、地元の飲食店とか、あと、観光協会とか関係団体を入れたところでの実行委員会をつくる予定にしております。あと期日については、開催日については年度末の3月30日、桜が咲いているであろうという日を指定して、3月30日ということで予定をしております。参加者数については、対象については観光誘客ということもありますので、町外からの誘客で250人を予定をしております、参加費は3,000円ぐらい徴収をしようということで考えているところであります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、参加費が3,000円ということでありまして、これはガストロノミー

というのは、大体、料理とか、それから美食とか、そういった意味ですので、それとかけた事業ということでございますかね。3,000円の参加費の中でそういったのも、いわゆる食費まで含んだところで参加費の中に入れていると。そういった、ただ歩くだけで3,000円なのか、食費、弁当代まで含んでの3,000円なのか。その辺はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

ガストロノミーウォーキングについては、議員おっしゃるとおり、美食だったり、飲んだり食べたりしながら歩くというものでありまして、大体、桜づつみを中心に8キロぐらいのコースを考えておりまして、その8キロの中に7カ所程度の給水ポイントではありませんけれども、食事をしたりとか、飲んだり、これはジュースでもお酒でも出すような形になると思ってます。そういった7カ所のポイントを設けて、そこでそれは3,000円の会費を払っていただければ、用意している分の飲食はそれに含まれているという形でありますので、それですっと歩きながら楽しんでいただくということで。あと、スタート、ゴール地点に、できればマルシェあたりを配置しまして、そこでも飲食だったり、何ていいですかね、物販といいますか、販売ができたりとか、そういったもので盛り上げていけたらということで考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その下になりますけれども、大体、40ページ、ここから引き続いて41ページになっておるわけですが、7款、3目、13節、その中の説明の欄に波佐見有田IC・岩峠駐車場利用状況調査業務委託料とありますけれども、この件については有料化に向けての調査をされるわけですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そうですね。有料化を視野に入れて、そこを利用する方が有料にした場合でも本当にしっかり利用していただけるかというのを、いざ有料化にした場合に全然車がとまらなかったら費用対効果はありませんので、そういうところもしっかり調査をして、有料化への検討をし

ていきたいというふうに思っておりまして、それに対する調査ということになります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

私に言わせれば、今さらやというような気持ちです。もう大分前からのこの話がずっと出るとに、今になって、この調査をして有料化にするのかどうかわかりませんが、まず調査はもっと早よせんばいかんやったっちゃないかと思っととですけど、課長の見解は。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

一番最初がこの有料化については議会で否決されたということは念頭においていただきたいと思います。思ってますけども、これは今初めてこの調査をやってるわけじゃありません。一番近い調査で平成26年2月23日に調査を行っております。ただ、それから4年近く経過していますので、今の状況が本当にその4年前の調査でいいのかというのがありますので、再度調査をさせていただいて、現状をしっかりと把握したいということで出すものであります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

26ページ、2款、1項、15目のふるさと納税管理費なんですけれども、先ほど報償費と役務費のつけかえをされたという説明はあったんですけれども、今のふるさと納税の現在の状況を把握されている形で、何件で幾らぐらいの金額があるかというのを1点教えてください。

もう1点が、40ページ、7款、商工費の1項、商工費、2目の商工振興費、窯業人材育成等産地支援事業費補助金の件については説明があったんですけれども、窯業人材育成事業の次のクールがもうすぐ、実際検討されていると思うんですけど、この補正予算の中では特別上がってきてないんですけども、事業開始がこの11月とか12月とか、そのあたりの採択で想定されているということで進んでたと思うんですけど、そのあたりはまだ予算化するには至ってないということで上げられてないのか。その辺をお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

非常に申しわけございませんが、手元に正確な数字が。済みません。26ページのふるさと納税管理費関係での御質問で現在のふるさと納税の状況ということでございますけれども、手元に正確な数字は持ち合わせておりませんが、ただいま1億6,000万程度の、今年度に入りまして1億6,000万を超えた額の寄附申し込みがあっております。件数につきましては、後だって御紹介させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

窯業人材の育成のほうの事業については、今回の補正には全く計上していませんので関係ないかと思うんですけども、状況としましては、先日、産業厚生委員会のほうでも説明しましたとおり、産地の要望を取りまとめをしまして、県のほうに今、要望書を上げている段階で、今、県でもんでいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

まずは26ページをお願いいたします。これの2款、1項、6目、これの企画費の中に委託料が13節にあります。これの夫婦パートナーシップ応援事業委託料とございますが、これ、どこに委託されて、こういった活動をされるのかということがまず1点。

それと、先ほどから出ております41ページなんですけど、7款、1項で、目が3目。このONSEN・ガストロノミーウォーキング事業開催委託料。これは一番初めの御説明では全日空と食と健康ということでお話がっております。何か全日空さんとコラボされるのは本当すごいなと思うんですが、大体、どこから、これ、話が来て、全日空さんとのコラボをされるようになったのか。一応そこあたりがもしわかられるようだったらお願いいたします。

それと、43ページお願いいたします。43ページの8款、2項、3目。道路橋梁改良費で、これの15節の工事請負費で今回3,200万上がっております。先ほど少しは説明していただいたんですが、もしよろしければ、資料として、どこをするというのをいただきたいんですが、そこあたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、先ほどの城後議員のふるさと納税の質問についての正確な数字が現在まいりましたので御報告申し上げます。本日現在で4,075件。金額が、申しわけございません、1億8,400万以上の申し込みがあります。ただし、これは必ずしも収納されるわけではございませんので、今現在の申し込みということで御理解をいただければというふうに思います。

それから、尾上議員が御質問になりました26ページの夫婦パートナーシップ応援事業の委託料でございますけれども、これは当初予算にも、本来であれば18目、2の1の18目のほうに講師謝礼あるいは講師の旅費等も計上しておったわけでございますけれども、そちらの目での対応がちょっと厳しくなりましたので、今回この企画費の中で改めて、もうその業者に一括して、そういったものを含めて委託するというので、これは福岡の業者をとということだけちょっと御紹介させていただきたいというふうに思います。既にこれは実施を進めておりまして、まだあと年明けにも数回ほどのセミナーを予定しております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

41ページ、ONSEN・ガストロノミーウォーキングの件ですけれども、ANAと連携といいますか、全日空さんと連携をしています。今までにも全国の温泉地で、今開催をされているのが年間20カ所ぐらい開催をされているんじゃないかというふうに思っておりますけれども、ただ、まだこのイベント自体は非常に新しく、今年で3年目ぐらいかというふうに思っております。きっかけとしましては、長崎県の観光連盟の総会の折に観光協会の会長が出席をされまして、全日空の長崎支店長と会談をされたときにそういった話が上がりまして、非常に波佐見に合うイベントではないかということで紹介をいただきまして、その後、長崎支店なり、東京の本社あたりとも協議をしまして、開催のめどを立てて、今回、補正に計上をさせていただいたということでございます。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

お尋ねの43ページの8款、2項、3目の道路橋梁改良費の工事請負費3,200万円の路線の内訳ということでございますが、路線的にいきますと、まず全部で9路線と申し上げております。川内本線、それから、現在も工事しておりますけれども、八島田ノ頭線のナフコの裏の

ほうですね、こちらのほう。それから舗装関係では長野郷の鮎俣今熊線、平野郷の手溝線。ちょうど町境から平野の駅伝のコースになろうかと思います。それから、野々川郷の孟宗谷線。矢筈に行くところでございます。長野郷の井手ノ本面丁原線。それから、宿郷の藤ノ川1号線。折敷瀬郷の横枕線の中学校の体育館の裏の付近ですけれども、あの部分です。それから、田ノ頭郷の徳丸線ということで、岩寄紙器さんの隣のところがかなり傷んでおりますのでやりたいと思っておりますが、それぞれ全線という、舗装についても全線ではなく、その一部というふうに捉えていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ただいま建設課長が説明していただいた分は、資料等を議会のほうにいただければと思います。差し支えない程度でよろしいので、よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

先ほど26ページ、ふるさと納税の金額について教えていただいてありがとうございます。昨年がこの前決算でも報告ありましたとおり、すごいパーセンテージでふるさと納税が上がりまして、引き続き5億円という高い金額で予算設定されたんですけども、今のペースでいうと、一応、多分12月の末ぐらいが申し込みが一番多い時期だと思うんですけど、昨年と比較してどんな感じか、状況を教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お尋ねの件につきましては、8月に各返礼品を提供しておられます業者の皆様に、今後の取り扱いということで国の指導を受けておりますので、現在提供していただいている価格をお示しいただいて、それを3割に逆算したところで寄附金を設定しました。そうすると、どうしても寄附金額が上がってくるという場合がございますので、若干寄附額が減るのかなという危惧をしてございましたけれども、意外にそうなくて順調に寄附があっているところがございます。それから、ある程度の品目の充実度といいますか、あんまり出ていないものについては取り下げたり、あるいは新しい品目を出したりということで、順調に伸びておりまして、恐らく今の状況でいきますと、これ不確実でございますので、数字はなかなか厳しゅ

うございますが、当初予算の5億円は達するであろうと。プラスアルファ幾らか、これまた、あとの補正におきまして計上させていただきまして、ある程度の見込みが立った段階でお示しをしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

ちょっと関連質問になりますが、41ページの波佐見・有田インターの状況調査業務委託料ですね。これ、まず詳しいことを教えてください。まず何日間やられるのか。夜間もやられるのか。それと時間帯の駐車数のスペースでやられるのかということと、それと40ページの伝統工芸品産業支援事業費補助金の中で代官山は中止するという報告を受けましたけど、これは復活があり得るのか、または違った催事をされるのか、その辺のところをちょっと聞きたいんですが。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、41ページの波佐見・有田インターの駐車場の利用状況の調査ですけれども、大体、休日と平日を1日ずつ予定をしております。時間帯にしては朝5時から夜24時までを予定をしております、あそこに、その駐車場に入ってくる車1台1台に何の目的で入ってきましたかという聞き取り調査を行います。それで時間帯別に集計をしまして行う予定であります。そして、ちなみに前回26年に調査したときに、非常にバスの送迎のため、ただ送ってくるだけのために来たという車も、休日でいえば45%いらっしゃったということで、バスに乗るためにそこにとめているんですというのが休日で26%。あと、休憩とか待ち合わせ、17%、12%ということで、非常に、なんと言いますか、実際に有料化したときに本当にとまるのかという心配もちょっと思っているところであります。あと、平日におきましても、ついでに言いますと、バスの乗車のためにとめたという方が10%、送迎のところが19%、待ち合わせが36%、休憩が35%ということで、その辺を今回もしっかり調査をしまして、実際有料化したときに赤字にならないかとかいうのも含めて、十分な検討していきたいというふうに考えております。

あと、伝統工芸品産地支援事業の補助金で、代官山については非常にちょっと金額も高額

でありますので、復活というのはまずあり得ないということで、開催は行わないという方向です。あと、それにかわるような催事というの、今のところは予定はないということです。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

同じく波佐見インターチェンジの件なんですけど、ちょっとその1日だけの調査というのがよくわかりにくいと思うんですよね。季節の問題もあるし。これは前も申し上げたかもしれませんが、ある程度の期間を実際に料金をとりながらやるべきだと私は思うんですよね。何か月間か決めて。それでもうこれはやっていけないとなれば、もうやめる体制もつくりながらやらないと、ちょっとその1日だけのデータで何%何%言われても用途はわからないと思うんですよ。だから、ある程度の期間をもう少し予算もかけながら調査すべきだと私、思うんですけど、この調査ではちょっと結論出せないんじゃないかなって思うんですよね。ですから、やっぱり試行期間を設けて、皆さんに料金をとった場合に、どれだけ利用していただけののかというのをある期間はもたないと。3カ月なり、6カ月なり。それぐらいの覚悟でやらないと、実際のゴーサインが出るのか、もうやめるのかというのは、先ほど損失が出るのかどうかと言われましたけど、ちょっとわかりにくいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、1日だけではなかなか難しいこともあるかと思います。ただ、試行期間ということでおっしゃいますけども、機械を据えての試行期間というのがたった3カ月だけというのは、なかなかそういった都合のいい機械を持ってきてくれるところはありませんので難しいんですけども、もしやるとなったら、入り口のところに人を配置して、手での料金徴収という形の予算を組むことになるかと思うんですけども、そういうところも含めて、もう少し検討していきたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私が申し上げてるのは、人でまずやってみるということですね。人海作戦でまずやってみるということが一番だと思います。それによってどうするかということを検討すべきだと思うので、今のこの調べ方では恐らく同じような形になって、多分結論出せないような状態になると思いますので、もしされるんだったら、その辺のところの検討を含めて考えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

機械じゃなくて、人を配置して徴収するにしても、いろいろ徴収するにしても、いろいろな根拠といいますか、手数料の何て言いますかね、整備もしっかりしておかないといけませんので、そのところも含めてちょっともう少し時間かけながら、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

47ページの10款、1項、2目、7節のところの特別支援員さんの賃金の減額があるんですけど、その理由と、あと2点、その下のスクールソーシャルワーカーさんの先ほどの説明で、今まで週1回で、町で2回雇って、今、週3回と言われましたけれども、スクールカウンセラーさんはどうなのかというのを一つ。あと最後が、48ページの10款、2項、1目、東小学校管理費の18節の備品購入費3万っていうのと、あと、中央小学校、南小学校ってきて、次のページの49ページの中学校管理費の、また、備品購入費の3万、ずっと3万ってあるんですけど、この3万は何なのかというのをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

47ページ、10款、1項、2目、事務局費、7節、特別支援教育支援員さんの賃金の減でございますが、これは、現在、産休でお休みをされておりますので、その部分で若干賃金の支出が余裕がありますので、冒頭申したとおり、スクールソーシャルワーカー、心の相談員さんを週2日、町で雇いたいという財源に充てたわけでございます。なお、ちょっと私の言い間違いかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーについては、現在、県から週3日派

遣をされております。したがって、今回、町で週2日雇用しますので、毎日このスクールソーシャルワーカーさんについては波佐見町に来ていただくということをしてと思います。なお、スクールカウンセラーについては、県から週1日派遣をされているところがございます。

次に、各小学校管理費の一般備品の3万円と中学校管理費の同じく一般備品の3万円でございますが、これは熱中症計でございます。今回、大変夏暑うございましたので、携行型の日本体育協会推奨品の携行品の熱中症計を各1台、学校に配置したものでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、特別支援員さんが一人産休やけん、スクールソーシャルワーカーさんをつてことなんですけど、そしたら、産休から復帰されたら、スクールソーシャルワーカーさんはもう雇わっさんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そういうわけではございません。出産されて、いつ頃復帰するかということになると思いますが、少なくとも今年度はちょっと厳しいということでお返事がありましたので、先ほど言った財源の組み替えのために今回減額したということでございますので、総枠を減らすつもりはございません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、次の熱中症対策のためのあれですよ、測定器WBGTっていうやつですっけ、を買われたということで、学校に一つ、クラスに一つずつじゃなくて、学校に一つ。それと、今年の夏すごく暑かったと思うんですけど、WBGTの値が危険を超えたというのはどのくらい、何日くらいあったのかお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この熱中症計、1つ3万円という大変高価なものでございまして、簡易型を各教室に設置することも考えたんですが、測定のばらつきもあるということで、高価なものをまず学校に

一つ買って、で、携行型ですね、マイクみたいな形でございますので、あらゆる場所でそれが測定できますので、そういった意味でいいやつを一つだけ買ったということで御理解をお願いしたいと思います。

そして、何日超えたかということでございますが、その報告、ちょっと学校のほうから教育委員会のほうに来ておりませんが、その都度学校のほうで適切に判断されて、屋外の授業とか体育の授業とかの変更等されたものと思いますので、その辺の管理は学校のほうにお任せをしているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

48ページをお願いいたします。ここの10款、2項、目が7目ですね。節は13節です。委託料でございます。2万2,000円ほど上がっておりますが、夏休み作品展管理業務委託料ということで金額は少ないんですけど、夏休みの作品展示というのはどこの小学校でもあっているかと思いますが、なぜこの南小学校だけ、一応ここのほうに上げていらっしゃるのかというのをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

48ページ、10款、2項、7目。南小学校管理費の13節の夏休み作品展の管理業務委託料でございますが、今回、学校で作品展を行うという計画がございました。通常であれば、波佐見町の場合、総合文化会館とかということで、各郡内持ち回りで行っているところでございますが、今回、保護者に足を運んでもらおうということで、学校の開催にしたところでございますが、土日開催ということで、どうしても教職員の皆さんに出ていただくというのは忍びないということで、シルバー人材センターの方にその出入りの管理、作品の管理をお願いした費用でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

私も10款、教育費でお願いします。51ページ、2目の13節、委託料です。鴻ノ巣テニスコート改修実施設計業務委託料ですか。これで86万4,000円上がっているんですけども、改修設計を頼まれた時点で、今の時点でどういう計画であるのか、わかる範囲でいいですので、よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

51ページ、10款、5項、2目の保健体育施設費の13節、委託料、鴻ノ巣テニスコート改修実施設計業務でございますが、これは当初予算に43万2,000円を計上しておりました。当初予算の段階では、テニスコートは4面あるんですが、2面を現在の配置のまま改修することで、その部分の実施設計を行ったところでございますが、軟式と硬式のテニス協会の方からテニスのコートの配置、現在、田の字ですね、田の漢字の字のようになっておるわけですが、これをグラウンドに向かって直列で四つに並べてきた方が観客席の配置等でやりやすいんじゃないかということで、今回のこの予算については全面改修をすることで計画しております。当初予算の設計については既に終わったんですが、基盤等の設計の数値、資料については生かしますので、全面改修したときより若干安くできるということでも聞いておりますので、教育委員会とすれば全面改修をするという方針転換で今回委託料を上げたところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。三石議員はもう3回されました。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

38ページの鳥獣被害防止と中山間地域の所得向上、これ、制度が変わって、ワイヤーメッシュの設置事業ということで補助金が出るということなんですけれども、変わった内容を具体的にお知らせをいただきたいと思います。特にワイヤーメッシュの場合は耐用が15年とか言われて、新たなあれができないというようなことがあるわけなんですけれども、そのあたりができるようになるのかどうか。そのあたりをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今回新たに中山間地域所得向上支援事業費補助金という名称の事業が出てまいったわけですが、これにつきましては、事業名のとおり、所得向上を目的とするためのワイヤーメッシュ設置事業というふうになりますので、ある程度、収益を上げたり、あるいはコストダウンの目的が入った事業でございます。これは、県からの要望がありまして、こちらのほうが採択をしやすいというようなことで、今回組み替えをやったわけでございます。といいますのが、もう一つの鳥獣被害防止事業につきましては、なかなか予算枠がとれないというような状況もありまして、こちらのほうに今回組み替えをしたという状況でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

38ページをお願いします。6款、農林水産業費ですか、5目の15節、工事請負費、ため池改修工事、金屋と先ほど説明あったんですけども、多分、大分前から、これ、改修工事をしてくれというような要望があったと思うんですけども、その改修工事にスタートされますというか、こういう起点はどういったところに置いてられるのか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

金屋地区の本谷溜池というところの改修工事でございます。このため池につきましては、10年ほど前に災害復旧工事で復旧をやったわけですが、その時点で、査定の段階で、若干工事費が削減をされたというようなことで、堤体の底の部分の鋼土といいまして、特殊な土があるんですが、その分が予算の削減があったということで、今回、災害復旧がちょっとそういった要因でございまして、今回、漏水が見られたということで、これは全面、町のほうで改修をするというようなことになったわけでございます。以前から話があったということでございますが、昨年ぐらいから話が、私が聞いたのは昨年ぐらいからあったものですから、まずその原因を調査をしようということで、昨年度そういう調査費を計上をさせていただいて、今回工事に至ったという経緯でございますので、御理解のほどお願いします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三石議員。

○議長（今井泰照君）

反対討論ですか。

○4番（三石 孝君）

はい。

私は平成30年度一般会計補正予算に対する反対の立場で討論をやりたいと思います。

まず最初に、教育費の中で歴史文化交流館の予算計上がなされております。耐震に関する緊急性はあるとしても、項目の扱い方については、ことし3月の予算でもありましたが、旧公民館のしだれ桜の移転費用も上げたりとか、移転を想定して、いろんな形で予算計上されているのが現在に至っているところでございます。こういうふうなことは、平成29年3月に同じ外壁に関する欠陥が見つかりまして、それに対する追加事業費を3,500万上げられた経緯があつて、その中でも建設費、また、改修費等々を十分検討しながら、大枠の基本設計の中で予算計上やっていくということをおっしゃっておるにもかかわらず、いろんな形でこの項目を使いながら予算計上をされてる、この案件につきまして、私は反対をしたいという思いで討論させていただきました。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第43号

○議長（今井泰照君）

日程第3．議案第43号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第43号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,660万円とするものです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款．県支出金、1項、1目．特別交付金に90万円を追加するものです。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、1目．一般管理費に30万円を追加しております。主なものとして、法改正に伴うシステムの改修委託料でございます。

8ページをお願いいたします。

4款、1項、3目．保険事業費に60万円を追加しております。主なものは、特定健診受診

率達成自治会の増加に伴うものでございます。

以上で、平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案第44号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第44号 平成30年度波佐見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,400万円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款. 国庫支出金、2 項、1 目. 財政調整交付金に1,567万3,000円を追加しています。

7 ページをお願いいたします。

5 款. 支払基金交付金、1 項、1 目. 介護給付費交付金。過年度分の精算に伴う追加交付金として297万7,000円を追加しております。

8 ページをお願いいたします。

9 款、1 項、1 目. 繰越金に3,726万8,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款. 保険給付費、1 項、3 目. 地域密着型介護サービス給付費について、今年度新たな事業所の開設に伴い、利用者の増が見込まれるため、19節に2,600万円を追加しております。

16ページをお願いいたします。

3 款. 地域支援事業費、3 項、1 目. 指定介護予防支援事業費について392万8,000円を追加しています。プラン作成及び予防事業等の事業量増大に伴う臨時職員賃金が主なものとなっております。

17ページをお願いいたします。

5 款. 諸支出金、1 項、2 目. 償還金について。事業の清算に伴い、介護給付費負担金返還金895万円、地域支援事業交付金返還金490万円、合計の1,385万円を追加しております。

18ページをお願いいたします。

8 款、1 項、1 目. 予備費に1,182万4,000円を追加しています。

以上で、平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6 番（脇坂正孝君）

9 ページの10款. 諸収入、4 項. 雑入、3 目の第三者納付金とありますけども、この第三者納付金ってどんな意味ですか。この場合の第三者ですけど。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

第三者納付金というのは、いわゆる介護保険事業等によらないものの事業費として支払いをしたものがございすけれども、一旦介護保険で支出が出たものについて、結果的に介護サービスとか、そういったものによらないものであった、いわゆる事故とかそういったものの影響でこの分を適用した場合、通常の保険と同様な形で介護保険でも同様の処理をすることになっております。その分の収入ということで計上しております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

大体、介護保険の適用を受ける人が、例えば事故とか、普通、交通事故とか何とかの場合は、普通の人でも健康保険とか何とかでも別個から出しますよね。保険によらずにですね。そういったことの場合ですか。そういったときの場合ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議員お説のとおりでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号

○議長（今井泰照君）

日程第5．議案第45号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第45号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,155万円といたします。補正後の歳入歳出の予算金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。今回の補正の内容は、歳入の一般会計繰入金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額を行うものです。

6ページをお願いします。

歳入ですが、4款、1項、1目．一般会計繰入金、補正額118万2,000円の減額で、補正後を1億9,431万8,000円とするものです。これは、今回の歳入歳出の補正計上に伴い、減額するものでございます。

次ページ、5款、1項、1目．繰越金、補正額6万8,000円の減額。これは前年度繰越金の確定によるものです。

8ページをお願いします。

歳出です。

1款、1項、1目．一般管理費、補正額143万3,000円の減額をするものです。主なものとして、人事異動に伴う人件費の減によるものです。

なお、11ページから12ページについては、給与の明細を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号

○議長（今井泰照君）

日程第6．議案第46号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第46号について説明をいたします。

議案第46号 財産の取得について。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月27日提出。

別紙を御覧いただきたいと思います。今回の財産の取得に関しては、予定をいたしております財産は第4分団の消防ポンプ自動車でございます。

地方自治法の規定によりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条によりまして、予定価格700万円以上の財産の買い入れにつきましては、議会の議決を要するということになっておりますので、今回提案したものでございます。

別紙、1．財産の種類、第4分団消防ポンプ自動車。数量1台。取得予定価格1,786万

9,310円。取得予定年月日、平成31年3月29日。納入場所、波佐見町役場。契約の相手方は佐世保市卸本町30番15号、株式会社ヤナセ防災、代表取締役、梁瀬正輝。

今回購入を予定しようとしております第4分団のポンプ車の車両について説明をいたしますが、第4分団ポンプ車の車両は、現在使用しておりますポンプ車の車両が平成7年11月に購入をいたしましたものでございまして、現在23年を経過をいたしております。その車両の更新、あるいはポンプの更新をいたすものでございますが、今回は車両を従来のものとは変更をいたしております。と申しますのは、平成29年3月に道路交通法が改正をされまして、準中型免許という新しい制度が設けられております。従来の4分団のポンプ車の車両でいきますと、準中型免許が必要になってくるんですね。ただし、普通免許だけでは運転ができないというリスクがありましたので、この点につきましていろんな検討をいたしました。現在、この道路交通法の改正によりまして、新しいポンプ車の車両が研究、あるいは開発をされてまいりました。その導入が可能かどうかについても随分研究をいたしまして、最終的には本町にありましても3.5トン未満のポンプ車の車両を購入しようということの決定をしていただきまして、その車両についての見積りを徴取をいたしまして、今回1,786万9,310円、この車両を購入をするということで決定をしたところでございます。

従来のポンプ車の車両と違います部分については、乗車定員が従来は10人であったもの、これが乗車定員が6人に減ります。それから、従来の車両は4輪駆動の車両であったわけですが、これが2輪駆動に変わりますということで、車両の重量を減らすためにはどうしてもその方法しかなかったということで、現在開発をされておりましたポンプ車の車両はその規格しかなかったということで、その規格の車両について選定をしたということでございます。ただし、消防ポンプとしての能力については従来の機能と変わらないという状況になっております。

今回購入をしようとする消防ポンプ車の内容については以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

重量の問題はクリアされているということで安心ではございますけども、この入札結果一

覧表を見ますと、株式会社ヤナセ防災だけの1社になってますよね。これに至る経緯、最初から先ほどの機種選定から、ずっといって、どうしてここになったのか、ここまでの経緯の説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回見積りの合わせをいたしましたこの車両につきましては、国内でモリタというメーカーが開発をしている車両ポンプ車でございまして、国内にはまだそのモリタだけしか、その開発をやっていない、ほかのメーカーが開発をやっていないということがまず1点ございました。そして、そのモリタのポンプ車の販売を取り扱っている業者が長崎県内にはこの佐世保のヤナセ防災だけしかなかったということでございます。

他県の販売業者と見積り合わせ云々のことも考えられて、業者に問い合わせをやったところでございますけれども、いわゆる業界の中では、販売店のテリトリーといいますか、そういったものがあるようでございます。ましてや販売をした後のメンテナンスとか、そういった管理等々につきましても、遠くの業者が行うということについては合理性に欠けるということで、見積りが出せる業者がこのヤナセ防災だけしかなかったと。したがって、1社のみになったという経過でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先ほどの件なんですけど、まずヤナセ防災というところで、今回、消防ポンプ車を購入する予定なんですけど、本体の車体は一応どちらのメーカーですかということと、それと今回10人乗りが一応6人乗りということでちょっと小型になるということと、それと4WDが2WDになるということ。この2点をちょっとおっしゃってましたが、結構、波佐見ですね、山道とか何やかんや、ぬかるみとかしたときに、火災のときなんかやっぱり4WDがいいんじゃないかなと思うんですが、なかったのはちょっとしょうがないんですけど、そこあたりで今後不都合あたりは考えられないのかということと、その先ほど言いました本体車両はこのメーカーでしようかという2点、お願いいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回導入しようとする車両は、車両のベースとなってるものはトヨタの車両でございます。3,000ccのディーゼル車でございます。

それから4輪駆動と2輪駆動のことにつきまして、まず導入の、その車両でいいか、3.5トン未満でいいかということの決定をする際に十分協議をいたしました。現在、ポンプ自動車を導入しております1分団、2分団、3分団、4分団、それぞれの分団長、それから正副団長に集まっていただきまして、協議を重ねております。その中で2輪駆動でも可能なのか、不都合はないのか、そのあたりについても十分研究をしたところでございますが、ベストはやはり4輪駆動で、特に山間地とか、そういったものがありますので4輪駆動が望ましいことはあるけれども、将来の免許取得の部分を検討すれば、問題が大きくなるのは準中型免許の免許取得のほうが問題が大きくなりそうだということで、2輪駆動を導入した場合にどうなのかということなのですが、現在、各分団には消防ポンプ車あるいはポンプ積載車とあわせまして、軽のポンプ積載車を導入しております。軽の車両につきましては全て4輪駆動の車両でございまして、軽の4輪駆動車と2輪駆動のポンプ車を上手に使い分けるといいですか、効率的に使うという方法をとっていくべき、いけば何とかクリアできるんじゃないかと。そういうことで2輪駆動でもやむなしということになっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

内容的にわかりました。結構、水を吸い上げるところとか、やっぱり川の横あたりで舗装してないところがあるんで、タイヤとか滑らないだろうかというちょっと心配があったもので質問いたしました。

それと今、免許の話をされたんですけど、今オートマ限定とかいう免許がやっぱり多いと思うんですが、そこあたりの対応はどうされているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回導入をする予定につきましては、先ほどトヨタのメーカーと申し上げましたけども、駆動は2輪駆動でオートマチックの車両でございます。今後はそういったオートマ限定の免許を持った方が当然増えてくる可能性があると思いますので、今後の車両の導入についても、そのあたりのところは十分配慮していくべきものだというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

内容はわかりました。恐らく見積り合わせ、随意契約ですから見積りだと思うんですが、見積りの前、多分物品も一緒でしょうが、最低価格の制限はないと思いますが、予定価格の設定は、例えば、何社かある場合は何社平均の何掛けとかという設定のやり方もあろうと思うんですが、今回こういう特殊な1社の場合は、予定価格の設定はどうやって行われるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件につきましては、事前に大体どのくらいするかという情報は業者からもいただいていたところですが、今回は予算計上に1,800万をいたしておりましたので、これまでの業者からの情報を考慮しまして、その予算計上枠の1,800万でいいんじゃないかという判断で、その1,800万を予定価格といたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第55号

○議長（今井泰照君）

日程第 7. 議案第55号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、議案第55号について説明をいたします。

教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、波佐見町折敷瀬郷1920番地 3。氏名、谷口貴子。昭和50年 5 月18日生まれの方で、現在43歳でございます。

この教育委員会委員の任命につきましては、議会の冒頭に町長の提案説明の中でもありましたように、現在、岳村さゆり氏、野々川郷なんですけども、が就任をされております。30年10月 6 日までの任期でございます。その後任として谷口貴子氏を任命するというものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。資料として、略歴、学歴、職歴、それから公職歴を記しておりますが、まず公職歴につきましては、平成25年 4 月から平成27年 3 月まで中央小学校の P T A の副会長をされております。現在、平成28年 4 月から現在まで波佐見中学校の P T A の副会長をされているということでございます。

このように、教育行政には非常に関心が深くあられる方で、特に皆さんからの信望も厚いということで、人格、識見ともに優れておられました。教育委員としては最適任者と存じますので選任するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第55号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 1 時28分 散会

第 9 日 目（10月 5 日）（金曜日）

諸 報 告

1 議長報告

議 事 日 程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第48号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第49号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第50号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第51号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第52号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第53号 平成29年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 9 議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(以上 8 件 決算特別委員長報告)
- 第 10 議案第56号 東小学校プール改修工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第57号 監査委員の選任について
- 第 12 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 13 報告第 3 号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 14 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

第 1 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

第9日目（10月5日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第3回波佐見町議会定例会第9日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸般の報告を行います。

議長報告については、その報告書を配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。追加議案の説明を申し上げます。

本定例議会に議案2件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第56号 東小学校プール改修工事請負契約の締結については、現プールの老朽化に伴い、振興実施計画により今年度改修の計画をしていたものでありますが、去る10月2日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社上山建設と工事請負契約を締結するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第57号 監査委員の選任については、石峰実監査委員から9月末日をもって辞職願の届出がありましたので、その後任として、議会より推薦をいただきました脇坂正孝氏を選任するものであります。

以上であります。詳細については議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2～9 議案第47号～議案第54号

○議長（今井泰照君）

日程第2．議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9．議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

以上の8件について付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

百武委員長。

○決算特別委員長（百武辰美君）

ただいま一括議題となりました、議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件につきましては、9月27日の本会議において決算特別委員会に付託され、10月1日、町長はじめ町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職員及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果、議案第47号から議案第52号までの6件は認定、議案第53号及び議案第54号の2件につきましては原案可決及び認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程及び質疑の内容につきましては、12人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は承知されておられますので、省略いたします。

以上、報告いたします。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第47号 平成29年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第52号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決

算認定についてまでの6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は6件とも全て認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第47号から議案第52号までの6件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第53号 平成29年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第54号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は、2件とも原案可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

日程第10 議案第56号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第56号 東小学校プール改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第56号 東小学校プール改修工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

平成30年10月2日指名競争入札に付した東小学校プール改修工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

契約の目的は、東小学校プール改修工事、契約の方法といたしまして、指名競争入札によ

る契約、契約金額は7,709万400円でございます。契約の相手方は、波佐見町湯無田郷849番地1、株式会社上山建設でございます。

次のページは入札結果の一覧でございますが、本件の入札執行事務処理要綱に基づきまして、1件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者は8社以上となっております。これにより、単独4社、共同企業体4社の合計8社での入札を行った結果、ごらんのとおり、株式会社上山建設が落札したものでございます。

なお、工事の概要につきましては担当の教育委員会から御説明を申し上げますので、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、工事の概要について御説明いたします。参考資料のほうをお開きください。

東小学校プール改修工事の概要でございます。

プール等の概要でございます。まず1点目、改修場所については、現在地にて改修を行います。プールの配置等についても変更ございません。

プールの構造でございます。まず、高学年メインプールでございますが、FRP製プール1面270平米でございます。縦10.8、横25メートル、深さ1メートルから1.2メートルでございます。

あわせて次ページ、2ページA3の図面をお開きください。図面上ですね、右が北側でございます。先ほど申したとおり、高学年プールメインプールが縦10.8、横25メートルでございます。次、②でございますが、低学年プールでございます。同じくFRP製のプールでございます。縦が6.99メートル、横が13メートル、深さ0.7でございます。

あわせて、今回の改修工事に合わせまして、ろ過設備を一式入れ替えを行います。さらに、更衣室の補修としまして、外装の屋根の補修等を行うようにしております。附属の設備として、その他でございますが、防滑ビニール床を全面に張ります。あと、シャワー設備、洗眼ユニットを新設し、周辺のフェンスを改修いたします。

以上が工事の概要でございますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

1点質問いたします。プールの構造のところで、高学年のところはFRPの繊維強化プラスチック製となっておりますが、低学年のプール、こちらには……。これ、「同」って一緒ということですか。済みません、失礼しました。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号 東小学校プール改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第57号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第57号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法117条の規定によって、脇坂正孝議員の退席を求めます。

〔脇坂正孝議員退席〕

○議長（今井泰照君）

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

議案第57号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同

意を求めるものでございます。

住所は、波佐見町長野郷1345番地。氏名、脇坂正孝。先ほど、町長から提案要旨の説明がありましたとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号 監査委員の選任についてを採決します。本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

脇坂正孝議員の入場を求めます。

〔脇坂正孝議員入場〕

○議長（今井泰照君）

脇坂正孝議員に申し上げます。賛成全員で同意されましたので御報告いたします。

お諮りします。東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（今井泰照君）

追加日程第1．東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

東彼地区保健福祉組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員は各町の議長及び各町の議会において議員のうちから選挙された者3人をもって充てるということになっております。現在、一人欠員となっておりますので、一人を選出する選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に脇坂正孝議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました脇坂正孝議員が東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました脇坂正孝議員が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま東彼地区保健福祉組合議会議員に当選された脇坂正孝議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

日程第12 諮問第1号

○議長（今井泰照君）

日程第12．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、波佐見町稗木場郷704番地。氏名、中嶋佳代子。

資料として略歴を記しております。公職歴として、中嶋氏は平成28年1月から30年12月31日まで3年、人権擁護委員を務められております。人格、識見ともに優れておられますので、引き続き、総務大臣へ推薦をするものでございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議ないものとして報告することに決定しました。

日程第13 報告第3号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定します健全化判断比率、及び同法第22条第1項に規定します資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記

載した書類並びに監査委員の意見を添えて下記のとおり報告するものでございます。

まず、健全化判断比率でございます。左のほうから、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものでございまして、赤字がないことから数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の全会計が対象となり、全ての会計において赤字は出ておりませんので、数字の記載はございません。

それから、実質公債費比率につきましては11.2%となっております。前年度が12.0%でありましたので、比較しますと0.8%の改善となっております。また、将来負担比率については10.2%となっております。

それらの要因について、簡単に御説明をいたします。お手元の資料6枚目、後ろから2枚目の総括表③をごらんください。

実質公債費比率の算定では、町の年間の実質的な起債償還に対する持出額を分子にして、標準税収入や普通交付税などの合計値でございます標準財政規模を分母にして算出しております。平成29年度単年度では、上の行にございます分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が6億7,700万7,000円が6億6,182万3,000円と約1,500万円減少しております。また、④の公営企業でございます下水道事業への元利償還金相当の繰出金が1億4,911万4,000円から1億7,347万2,000円と、前年度より約2,400万円増額しております。分子から控除する項目といたしまして、⑧は公営住宅使用料、それから⑨から⑪は普通交付税で措置された起債元利償還額でございますが、これら前年と比較して合計で1,600万円ほど増加しております。

一方、分母の基礎となります⑫から⑭までの合計額、いわゆる標準財政規模は、1億4,000万円ほど減少しております。これらを計算した結果、平成29年度単年度では、10.55247%となっております。

なお、実質公債費比率は過去3カ年の平均であらわすために、平成27年度から平成29年度の単年度の平均値でございます11.2%が平成29年度の指標となります。

また、将来負担比率について、お手元の最後のページをごらんください。

前年度の数値の記載はございませんでした。今回は10.2%となっております。その大きな要因は、分子となる項目で、将来負担額の4項目め、組合負担等見込額におきまして、ごみ処理施設建設等に伴い、福祉組合への負担額が約13億5,000万円増加したことが大きく影響

しております。加えて、分母となる項目は1,900万円小さくなっております。

再度、1枚目に戻っていただきまして、説明を続けます。

健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものでございます。

次に、下の段の資金不足比率ですが、これは上水道事業会計など四つの事業会計が対象となります。これら会計では、資金不足はなく赤字にもなっておりませんので、数字は上がってこないことになります。

次に、2枚目、3枚目には8月27日に監査委員から通知がありました平成29年度健全化比率及び資金不足比率審査の結果について、その写しを添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

なお、監査委員の御意見にもありますように、今後とも各財政指数の動向を注視して、有効財源の活用を図りながら、健全財政の堅持を図っていく所存でございます。

以上で、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上1件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第14. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書2件については、配付にとどめますので御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午前10時27分 散会

第14日目（10月10日）（水曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第14日目（10月10日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回波佐見町議会定例会第14日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、おはようございます。

初めに、先月行われました波佐見町町長選挙におきまして、6期目の御当選を果たされた一瀬町長に改めてのお祝いを申し上げます。今後も引き続き町政を運営していかれることとなりましたので、町長におかれましては、選挙で掲げられたお約束をしっかりと果たしていただきたいと思います。

しかしながら、個人的な感想を申し上げさせていただくならば、このたびは非常に厳しい選挙でありました。過去2期連続で無投票であったことや多選への批判等を真摯に受けとめなければならない結果だと思われます。今後私たち議会、議員といたしましても、この結果を踏まえ、よい施策や事業は維持、計画、発展を、見直しが必要なものは、廃止を含め改善、改良を、足らないところには新たな事業や資源を皆で考え、是々非々で判断し、監視を強化していかなければならないと考えております。さらなる波佐見町発展のために互いに尽くしてまいりましょう。

それでは、さきに通告しておりました質問に入りたいと思います。

1、教育行政について。

（1）ことし7月2日、月曜日、台風7号接近のため本町の小中学校が休校になりましたが、県内では本町だけでした。実際は、翌3日、火曜日に台風が最も接近し、結局この2日間の休校となってしまいました。なぜこのような事態になったのか、今後はどのような対応

をとられるのかをお尋ねします。また、2日間のカリキュラムのおくれの分はどのようになるのかを同時にお尋ねいたします。

(2) 台風接近や大雨警報が発令されるようなときには、本町は災害対策本部を設置されますが、教育委員会は総務課との情報交換を行っていないのでしょうか。

(3) 他の緊急事案が発生した場合、児童生徒への連絡網等はどうようになっているのかをお尋ねします。

(4) 6月18日午前7時58分ごろ、大阪北部地震が発生しました。学校のブロック塀が崩壊し、その下敷きになった通学中の小学校4年生のとうい命が犠牲となりました。このことから、本町の学校施設のブロック塀等をチェックし、撤去されると聞いておりますが、経過等はどのようにしているのかをお尋ねします。また、通学路についても危険箇所等の確認はされたのか。その対策はどうなっているのかも同時にお尋ねします。

(5) 昨今、我が国のスポーツ界においてはパワハラや暴力の問題が取り沙汰されています。本町においても小中学校の部活動等でパワハラや暴力、あるいはいじめ等の事案はないのか。また、そのことに関する聞き取り調査等を行われているのかどうかをお尋ねします。

(6) 南小学校の校庭が芝生化されました。その経緯と経過及び今後の管理等についてお尋ねします。

(7) 8月23日、県教委から4月に行われた全国学力テストの結果が公表されました。その結果を踏まえ、今後、本町としてはどのように取り組まれていかれるのかをお尋ねいたします。

次に、観光事業についてです。

(1) 観光客の中で外国人が占める割合はどれくらいなのか。また、その人たちへのサービスはどのようにしているのか。今後どのように対応していくのかをお尋ねします。

(2) もうかる農業の施策の一つとして、観光農業を視野に入れての取り組みが必要と思いますが、どうお考えになりますか。また、そのような話し合いの場を農業関係者及び関係団体と設けるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育行政についての御質問は、教育委員会より答弁があります。

2番の観光事業について、観光客の中で外国人が占める割合はどれくらいか。その人たちへのサービスがどのようになっているか。また、今後どのように対応していくのかという御質問ですが、本町を訪れる外国人観光客の数については、毎年実施しています長崎県観光統計調査において把握しており、年間6,560人となっています。そういった外国人観光客の対策としては、町内で一番来場が多い陶芸の館では、英語が話せる3名の観光ガイドでの対応のほか、タブレットやスマホの翻訳機能の活用などで対応されています。

また、くらわん館では免税店機能や、中国人観光客対策として銀聯カード、QRコードによるスマホ決済アリペイを導入するなど、外国人観光客の満足度向上に向けて努力されています。

本町での取り組みとしては、はさみ温泉、陶芸の館、中尾山の3カ所でのフリーWi-Fi設置や、平成29年度には英語、韓国語、中国語の簡体字と繁体字の4言語のパンフレットも新しく作成し、活用しているところです。

今後のインバウンド対策としては、Wi-Fi誘導看板などのハード面と、県観光連盟等と連携したPRや、ランド社などの外国人観光誘客のエージェントへの営業などを検討するとともに、受け入れ側の整備として、おもてなし環境の充実を図っていく必要があります。

次に、観光事業について、もうかる農業の施策の一つとして観光農業を視野に入れての取り組みが必要と思うがどうか。また、そのような話し合いの場を農業関係者及び関係団体と設けるべきではないかという御質問ですが、本町における農業と観光の連携ということでは、平成13年ごろから農業と窯業を組み合わせたグリーンクラフトツーリズムを推進し、都市部からの観光客を呼び込みながら交流人口の拡大を図ってきたところです。

平成17年には、関係組織のさらなる連携強化を図るべく、波佐見町都市農村交流協議会を発足し、魅力あるプログラムの提供と収益性の向上をテーマに、体験民宿などと連携した活動が今日まで続けられています。

お尋ねの観光農業についても、「とう・のう」の体験プログラムの中に、米づくりやみそづくり、そば打ちなどの体験型メニューや、シイタケ狩りやイチゴ狩り、ニンジン、タマネギ狩りなどの収穫型メニューなどがあり、毎年限定したものではありませんが、関係農家の皆さんと調整しながら推進されているところです。

しかしながら、これらの活動が議員のお説のようなもうかる農業につながっているのかと

言われれば疑問が残るところですが、現状では本格的な観光農園のような収益を確保するというスタイルの農業者はいないのが現状です。

今後においては、農泊事業をさらに充実、発展させるための協議会が設立される予定でありますので、観光農業なども含めた収益性の高い取り組みや商品開発などが検討されてまいりますので、その中においてもうかる農業に向けた提案などには積極的に支援をしてまいります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。太田議員の質問にお答えをいたします。

1、教育行政について。

（1）ことし7月2日、月曜日、台風7号接近のため本町の小中学校が休校になったが、県内では本町だけだった。実際は、翌3日、火曜日に台風が最も接近し、結局2日間の休校となった。なぜこのような事態になったのか。今後はどのような対応をとる考えか。また、2日間のカリキュラムのおくれの分はどのようになるのかについてですが、今回の台風7号の接近については、前の週6月29日、金曜日の時点の予報では月曜日に接近する予報が出ておりました。このため、金曜日の午後に各学校長に集まっていただき、対応を協議し、土日を挟むため、生徒児童の安全を考慮し、文書で確実に連絡が行き渡るよう、金曜日の時点で休校の決定を行ったところです。

一方、今回の休校の判断については、各小学校で運用されている一斉の連絡メールが中学校において導入されていなかったことも金曜日に態度決定した一因でありました。今回を契機に、中学校に一斉の連絡メールの導入を行ったところです。

また、2日間のカリキュラムのおくれについては、余裕を持ったカリキュラムを組んでいますので、順次、学校において調整することになっています。

（2）台風接近や大雨警報が発令されるようなときに本町は災害対策本部を設置されているが、教育委員会との総務課との情報交換を行っていないのかについてですが、台風接近や大雨警報発令における災害警戒本部や災害対策本部の設置情報は教育委員会にも連絡があり、常に情報交換を行いながら対応しているところです。

（3）他の緊急事案が発生した場合、児童生徒への連絡網等はどのようになっているのかについてですが、緊急事案が発生した場合、小学校、中学校とも、在校中であれば担任から

その事案の内容を伝え、注意喚起を促すとともに、小学校においては一斉の連絡メールにて情報提供を行っているところです。

一方、中学校においては、先ほど申したとおり一斉の連絡メールの導入を行いましたので、今後はメールも活用し、緊急事案の連絡体制を強化したいと考えています。

(4) 6月18日午前7時58分ごろ、大阪北部地震が発生した。学校のブロック塀が崩壊し、その下敷きになった通学中の小学4年生のとうい命が犠牲となった。このことから、本町の学校施設のブロック塀等をチェックし撤去されると聞くが、経過等はどのようになっているのか。通学路についても危険箇所等の確認はされたのか。また、その対策は、についてですが、今回の地震を受け、国においては、学校施設をはじめ、社会教育施設等の点検を行い、必要な措置を行うよう通知があっています。このため、教育委員会において現地を調査し、学校施設では東小学校と中学校にブロック塀を確認しています。いずれも法が定める高さ以下であり、破損や傾きもないところですが、法で定める鉄筋が基準どおりに入っているか不明であり、設置から40年近く経過していることから、撤去を行い、フェンス化することで、所要額を今回の補正に計上したところです。今年度においては、東小学校の全てのブロックと中学校体育館東側のブロックを撤去し、フェンス化することとしており、残る中学校駐輪場のブロック塀は、次年度において撤去、フェンス化することで計画しています。

次に、通学路については、夏休み中に全保護者に対し、ブロック塀や防犯を含めた通学路の危険箇所の調査を実施しています。この調査に基づき、10月3日に役場建設課、県北振興局道路維持課、川棚警察署、関係自治会を交えた合同点検を実施し、それぞれの対応について協議を行っています。今後については、その協議結果に基づき、それぞれの部署において対応がなされますが、教育委員会においても、これまで同様、関係機関と協議しながら対応を進めてまいりたいと考えています。

(5) 昨今、我が国のスポーツ界においてパワハラや暴力の問題が取り沙汰されている。本町においても小中学校の部活動等でパワハラや暴力、いじめ等の事案はないか。また、そのことに関する聞き取り調査等も行われているのかについてですが、小中学校においては、常に児童生徒の生活態度に目配り、気配りを行い、変調等がある場合は個人面談を行うとともに関係者への指導を行っています。また、部活動においても保護者と連携をとりながら対応しており、学校生活全般において早期発見、早期対応を行っているところです。

(6) 南小学校の校庭が芝生化された。その経緯と経過及び今後の管理等について問う、

についてですが、南小学校の芝生化は、学校が地域のシンボルであることから、魅力ある学校づくり、地域に開かれた学校づくりを目的に、地域コミュニティの中心となるよう校庭を芝生化したところです。芝苗の植えつけについては、6月24日、日曜日に地元乙長野自治会をはじめ、保護者など総勢160名で実施を行いました。その後、教育委員会において管理を行っているところであり、今後においても適切に管理を行ってまいります。

(7) 8月23日に県教委から4月に行われた全国学力テストの結果が公表された。その結果を踏まえ、今後どのように取り組まれるのかについてですが、全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、小学校6年生、中学校3年生を対象に児童生徒個人の学習の習熟度を調査するもので、毎年4月に実施されています。その結果については、議員お説のとおり8月末に公表され、個人の結果とあわせて各学校に通知があつています。

本町の学力については、新聞報道のとおり、全国平均を上回った教科については「+」の表記がつき、下回った場合は空欄となりますので、中学校はおおむね全国平均ですが、小学校はいずれの教科も全国平均を下回りました。このため、今回の結果に基づき、各学校において詳細な分析が行われています。

教育委員会においては、各学校の分析結果をもとに、10月に町学力向上推進委員会を開始し、各学校の取り組み状況を確認するとともに、年度後半の授業改善について指導を行うこととしています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、今から再質問をしていきたいと思いますが、まず、教育行政についてです。

(1) の、この台風7号の接近によって、先ほど説明がありましたように、ちょっと3カ月ぐらいさかのぼらないといけないのであれなのですが、6月29日、金曜日に態度決定をされたと。これは先ほど答弁があつたような理由でだったんですが。実はこれは、最近のその情報というのは、もう我々、前もってすごく早く入手することができますし、金曜日のことで、月曜日に、7月2日の月曜日に最も接近する、あるいは上陸するおそれがあるという、これは情報だったのですね。天気予報だったんです。

ところが、翌日6月30日の夕方になると、月曜日には来ないというのがはっきりしました。それほど最近の情報というのは早目早目にわかるようになっている部分と、恐らく、私は、気象庁あたりは、早目にその警戒を促して、特に海上あたりの漁師さん関係、あるいは魚釣

りをするような人たちに対しても、いち早く連絡するために早目に言うのかなという思いがあります。特にこの7月ごろの台風というのは、大体天気予報より遅く来る、大体今までのデータからすると、私はそう思っています。

ですから、早目に来るよということをお知らせする。特にこの場合は、6月30日、土曜日と7月1日、日曜日が挟まりました。先ほどの話では、文書で出さなきゃいけなかった。中学校は文書で出さないといけなかったからこういうふうになりましたと言われましたけれども、ほかの県内の学校も全て同じような条件だったのに、本当に唯一波佐見町だけが小中学校が休校になったという判断を、物すごい早い判断だなと思うんですよね。これは一体、大体これは何人が集まられて、誰が決定権を持って、それをそれで了承するといえますか。何人か寄れば、ちょっと待ちましょうという話も出てくるんじゃないかなと思うんですよ、その時点で。何でそういう判断に至ったのか、もう一度ちょっとその辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

天気予報の1日たった場合に大きく変わるということについては、今回本当に勉強させていただきました。教育委員会としましても、一方的に休校しますというふうな形ではやっておりません。これまでも台風接近の場合には各校長が集まって、教育委員会のほうで集まって協議をして決定をするというふうな形でとらせてもらっておりましたので、今回も同じように金曜日の日に集まって対応いたしました。その際、先ほども申しましたように、土日を挟む場合、金曜日の段階で、子供たちを通して、全部に文書を通して、月曜日の対応を行ったほうがよいのか。それとも土日の休みの間に連絡をとれるだけとったほうがいいのかというふうなことの判断のときに、校長先生、そして私、教育委員会も含めて話をした結果、そういうふうな日曜日、休校するというふうな形で取りました。

やはり子どもたち、児童生徒の安全第一を考えたときには、もうこの時点で決定をしたほうがいいだろうというふうなことで、話し合いの中で結果としてそういうふうになりました。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

もう一度、その決定されたメンバーはどなたとどなただったのかを教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

3 小学校の校長先生、1 中学校の校長先生、そして教育委員会からは、次長と、それから指導主事、私です。それから、給食センター所長もです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう判断をされたとしても、その土曜日と日曜日になった場合に、もう明らかにこれは月曜日に何も無いなというのはわかっていて、本当に月曜日、無風状態で、雨も降らず、仕事に行かなきゃいけない保護者もいっぱいいたと思うんですね。そういう場合って、もう少し、例えば土曜日の夕方なり、その決定された方たちがもう一回話をするというような感じにはならなかったんですか。その教育長を含めてですよ。これは月曜日来ないよねというのは、もう土曜日の夕方ではっきりしましたもんね。大体経験則でわかるじゃないですか。なぜそのときできなかったのか、しようとしなかったのか。済みません、ちょっと、ここはしつこいようで申しわけないですけど、その辺は何かそういうふう判断はなかったのかですね。その辺のところをお聞かせいただければ。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

一度決定した判断について、またやり直しをというふうなことになるときに、保護者の方のやはり理解というのが十分とれるかどうかというふうなことも考えた上で、もう金曜日に判断したことについてはこのままでいこうというふうなことでなっていました。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

もう過ぎたことなんであれなんですけど。ただ、今後の本当に教訓としていただいて、この前の運動会のときにはぎりぎりまで待たれたような感じだったと思いますけれども、それはそれとして、ケース・バイ・ケースだと思いますので、この場合は特に土曜日の様子を見ておけばすぐにわかったことだったので。ただ、その後、その対応として、初めて聞いたんですけれども、小学校には連絡メール、一斉の連絡メールがあると。今回、中学校にもそれをちゃんと整備したと。今までなかったのがちょっと不思議なんですけど、まず逆に中学校にはなぜ今までなかったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

子供たちがやはり中学生になると自意識が向上してまいりますので、自分でその辺を判断できて、保護者と連絡がとれる体制が整ったということでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっと今わかりにくかったんですけど。それは、だけど、今回、中学校の連絡メールをつくりましたよね。今の答弁だったら、その答弁おかしいじゃないですか、ちょっと。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、ちょっと言葉足らずだったと思います。

まずは、今回は、やはり子供たち、児童生徒の安全第一ということでございましたので、文書第一ということで教育長が申したとおりでございます。子供たちについては、そういったふうで成長してまいりますので、保護者との連絡はそういった中で判断できるだろうということだったんですが、やはり先ほど申したとおり、生命にかかわることでございますので、今回を契機に一斉メールを導入させていただいたということでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでよしとしましょう。それで、今の一斉メールのそのやり方を、ちょっと仕組みを教えてください。どういうふうに、学校側から保護者に行く形なのか。先ほど、中学生にはどういうふうになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

一斉メールを配信する会社がございますので、その会社と学校が契約して、中学校のパソコン、または先生の携帯から、登録された保護者のメールに一斉に配信ができるものでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういうものが今後有効に活用されればと思いますが。この2日間休校になったことで、カリキュラムのおくれが出ました。先ほどは余裕を持っておりますと言われましたけれども、

私、いろいろ教育関係の質問をするときには、もうぎっちぎちだという話がイメージ的にあるんですよね。その余裕というのは大体どれぐらいの余裕なのかをお聞きします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

余裕という言葉がちょっと誤解を招く部分があるかというふうに思いますが、授業時間数については余剰時間というのがありまして、年間35週の計算で行っております。小学1年生については34週の計算を行っております。1週間に3時間の教科がありますと、その35倍の計算で行っておりますので、35週間ありますので、35週の計算で授業時数というのを確保するようになっております。

例えば、算数が週5時間あるとしたら、その5時間を35週計算をして、その時数が授業時数、その算数の授業時数というふうな形になりますので、それが最低基準の授業時数になります。35週の計算でいきますと、大体年間、1週間ずつと調べていきますと、39週ぐらいになりますので、その計算でやっていくことになります。ただ、その残りの週につきましては、学校行事が入ったりとか、週休日が入ったりというふうなことがありますので、その分は全て余裕があるということじゃなくて、余剰時間というふうな形になっていきます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

単純に言ったら、4週ぐらいの余裕を持っているということですね。これは恐らくインフルエンザで休まなきゃいけなかったりとかする場合もある分で余裕を持っていच्छやる、余剰を持っていच्छやるということだと思いますが。

たまたまちょっと中3の生徒さんを持っていच्छやる保護者の人と話をしたんですけど、そういう、例えば今回の7月2日は何もなかったのに休校になったと。やっぱり中3あたりの人たちって、保護者は特に敏感になっていच्छやる。生徒もでしょうけど、生徒以上に保護者のほうが何でこれは休みになるんだと。この分はどうしてくれるんだというところがあると思いますけれども。

例えばそういう余裕を持った部分というのは、ちょっと突っ込んだ質問で申しわけないのですが、要はその受験生に対して、そういうところのそのサポートといいますか、そういうことはどういうふうに、フォローというのはどういうふうにされるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

時数の確保については、やはり学校としてもしっかりと確認をしながら進めていかなければいけません。必ず毎週時間数というのがありますので、その週の時間数、それから月ごとの時間数、そして学期ごとの時間数を調べながら、プラスマイナスどれぐらい進んでいるかということでやっていっております。

ただ、今、御指摘のように、中学3年生とか小学6年生の場合は、終業式よりも卒業式が若干早くなりますので、その分、やはり日にちの確保というのは大変な部分が出てきます。その分については、中学3年生においては夏休みの期間を利用したりとか、あと時間数が、もしそれがぎちぎちになった場合については、水曜日の時間というのが5時間の授業になっておりますので、そこで6時間目の授業を確保したりとかいうような形でとっていきたいというふうなことで進めていっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

特に中学校3年生の生徒さんたちには、すごくそういう細やかなフォローをしていただきたいと思います。

次に、総務課との連絡体制のことについて質問したのは、要するに今回のその2日の月曜日を休みにするというのを決定する場合に、そういう総務課とのやりとりみたいなのはなかったのかどうかですね。要するに災害関係に一番敏感なところの部署と緊密な連絡をとっておれば、総務課の見解は若干違うんじゃないのかなと私は思うんですけど、その辺のことはされたのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の台風7号の接近については、まずは気象庁の情報をもとに教育委員会が、先ほど教育長が言ったとおり、校長先生に集まっていた上で決定しましたので、今回に限っては気象庁の予報のみで判断したということでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後は、もう少しやっぱり総務課の見解とかも、あるいは町長にはその気象庁からホットラインがあるみたいですので、何かのときには町長あたりにもそういう部分は相談するべき

だと私は思うのです。町長もその所信表明では児童生徒の安全が第一だと、安全を確保すると言われているわけですから、最も大切な部分だと思いますので、ここは慎重に扱っていただきたい。台風情報あたりは時間的余裕がありますので、よく考えられると思うんですよ。ですから、この辺のところはしっかり今からやっていただきたい。

それと、まだほかの事案というのもありますので、緊急事案というのは今から想定できないこともありますし、本当に大雨で急に災害につながることも今からもう想定外とは言えない状況になっておりますので、その辺のところの連絡を本当に常に密にやっていただきながら、今回一斉メールを小学校も中学校もできるようになったということで、十分に活用していただきたいと思います。

それから、その緊急事案の中で、確か川棚町だったと思うのですが、声かけ事案とかがあったと思うんですけども、その後、波佐見町あたりではそういう事案等、危険事案に当たるようなことが発生しているかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

川棚の声かけ事案の類するような事件については、町内ではその後はありません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

何年前でしたか、もう20年ぐらい前ですかね、学校に凶悪犯が侵入して、ナイフだったりとか危険物を持って侵入し、その児童生徒を傷つける殺傷事件というのもありました。それからかなり時間がたっているわけですが、今、学校ではそういう部分についての訓練等もされているのかどうか。当時、結構そういう訓練とか、あるいは入ってくる人たちに対してのチェックというのをすごく厳しくしていたのですけれども、現在はそういうのはどのようなになっているのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

小学校のほうでは、学期に1回、避難訓練を行っております。1学期はやはり避難経路の確認のために火事を想定した訓練を行っております。それから、3学期は、いつ行うかというのを子供たちには知らせない形での避難訓練を行っております。これも火事を想定した形です。2学期が、先ほどお話があったように不審者対応の避難訓練、または地震対応の避難

訓練というふうなことで、それを各学校で話し合いをしながら、お互い、その年は不審者が来たときの場合の避難訓練を行うとか、各学校の行事の実態に合わせて計画を立てていただいております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

訓練は大体わかりましたけれども、不審者訓練についてなんですけど、よく銀行等で年末に不審者に扮装してやる訓練がありますよね。学校ではその不審者訓練とはどのようにやられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

子供たちの前に、教室に侵入をさせての不審者訓練というのはやっておりません。やはり子供たちが変にそれを怖がってしまう部分がありますので。一度、私が中央小学校にいたときには、校長室のほうに不審者が入ってきた場合、放送で、今、職員室、校長室のほうに不審者がいるので、体育館のほうに避難をしましょうというような形でやっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

若干その訓練の仕方としてはどうなのかなと私は思うんですけど、不審者というのはそんな放送をしている暇がないんじゃないのかなと思うんですよね。もう少し、例えば、自分の身は自分で守るような、何かそういう、やっぱり、あんまり脅かしちゃいけないですけど、ある程度不審者みたいな、その人が紛した形の訓練をするべきじゃないのかなと。こういう世の中ですから、実際どんな危険に遭うかわからないと思うんですよ。ですから、もう少しそれは検討をしていただきたいと思います、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

不審者対策につきましては、避難訓練だけではなくて、5月に交通安全教室を行います。そのときに交通安全の指導課の方から、あわせて不審者についての指導も行っていておりますので、いろんな形で学校の行事の中にその不審者対策についても検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そのようにお願いしたいと思います。

それでは、次にブロック塀の件なんですけれども、これは6月18日7時58分、地震の規模はマグニチュード6.1、大阪府の大阪市北区、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市で最大震度6弱を観測した地震で、被害の状況が死者4名、負傷者376名、住宅の一部破損が252棟と、かなり大きな地震だったと記憶しております。この箕面市のその小学校で起こった事件はこのブロック塀の倒壊事件、そこにたまたま通学中の小学4年生が犠牲になったという事故でしたね。

そういうことで、今回、東小と中学校にブロック塀が確認されたと。40年以上たっていて、鉄筋がどれぐらい入っているかわからない。ただ、高さ的には問題ないというところですけど、これは改修しますということなわけなんですけれども。

私がちょっと気になるところは、やっぱり通学路ですね。通学路についてはかなり危険なところがあるのではないかと思います。実際10月3日に合同点検をされた。この結果で危険箇所というのが何カ所ぐらい見つかったのかというのはわかりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

10月3日の午後に緊急の合同点検を実施をいたしました。保護者から相当数の危険箇所がありました。まずは危険箇所の指摘が多かった箇所、そして類型ごとにそれぞれ区分をしまして、先ほど教育長が申したとおり、関係機関によって現地で確認をいたしました。

当然通学路に面しているブロック塀も調査を1カ所行いまして、検討したんですが、まず道路の管理者からすると、民間の所有のブロック塀であるので、その所有者にやはり点検を促してほしいということで回答がありましたので、今後そういった箇所について、所有者の方に点検の注意喚起を行いたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それは実際には危険な状況なのか。もし同じ規模の地震が来た場合どうなのかというのはわかるのかどうかですね。わかるのか。そういう場合、そういう民家の、一般の方のそういうブロック塀等を撤去してくれということは行政側としては言えるのかどうか。あるいは、また、言えたとした場合に、そういうのを補助を出して、補助金を出して、例えば撤去

してくれみたいなどころまでいけるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは個人の所有のブロック塀でございますので、まずもって個人の方でその調査をやっ
ていただくべきだと思います。その結果に基づいて、法に適合していなければ、個人で撤去
をしていただくということをまずはお願いをするということになろうかと思います。

議員、今お説のとおり、補助制度については、全国的に見ると、そういった制度を設けて
いるところがあるようでございますが、なかなか波佐見町ではそれはできるかという、ま
だまだ論議の余地等もあるのかなと思います。教育委員会とすれば、まずもっては個人の所
有の方に点検をお願いするというように尽きるかと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後、調査研究していただきながら、適正な処理をしていただきたいなと思います。

次に、パワハラ、暴力、いじめ等の問題なんですけれども、これはもう今テレビ等でスポ
ーツ界の本当にいろいろな形で、最初は女子レスリングにおける指導者のパワハラ、日大の
アメリカンフットボールにおける悪質タックル問題、日本ボクシング連盟会長の不正を糾弾
する告発状が出された問題、最近では、ついきのうぐらいですかね、大学のソフトボール部
の指導者によるセクハラ問題、それから、ちょっと前には少年野球クラブ、これはプロ野球
選手を輩出しているようなクラブの指導者が本当に暴力を振るっていた動画が何回も流され
ました。こういう勝利至上主義に陥るところというのは、えてして暴力がつきまとっている
というか、パワハラと暴力というのがどうしてもついているような雰囲気になっちゃって
いますよね、日本の中ですね。

そこで、波佐見町としてはそういう事案というのはないのかどうか。そういう見聞きがさ
れていないのかどうかですね。それと、そういうのを教育委員会で実際に見学されていると
か、していると、そういう時間を設けられているかどうか、その辺も含めてお答えいただ
きたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

そうした体罰事案、パワハラ事案につきましては、波佐見町内では起きておりません。

それから、教育委員会が独自でそういった様子を見て回るということは、今現在のところではしておりませんので、今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そのようにしていただきたいと思います。とにかく子供の命をね、あるいはけがから、あるいはそういうものが起こらないようにお願いしたいと思います。

それから、いじめの問題なんですけど、これは文科省ではいじめ防止対策協議会を設置し、平成28年にいじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめという提言があつて、いじめ防止等のための基本的な方針を改定して、いじめの重大事案の調査に関するガイドラインを策定しているとあります。

本町でも、波佐見町いじめ等学校問題対策チーム及び同サポートチームというのをつくられまして、年1回の定例会というのをされています。この内容についてお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員おっしゃるとおり、波佐見町でも法に基づく協議会を設置をしております。対策チームが、いわゆる教育委員会が設置する第三者委員会、サポートチームが協議会ということになっておりまして、それぞれ対策チームのほうは弁護士さん、または学識経験者ということになっております。一方サポートチームは、町内のそういった学校にかかわる方々、民生委員さんとかに来ていただいております。

まず、サポートチームについては、各学校からの現状を報告をしていただいた後に、さまざまな意見を、協議をして、学校の経営なりについて助言をいただいている状況でございます。本町については、この対策チームも合同で行っておりますので、その中で学校の取り組み等について第三者的な意見も伺っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

現在、波佐見町各小中学校に、以前聞いた中では、図書室登校とか保健室登校等を聞いたことがあるんですけれども、現在そのような方たちは何人ぐらいいらっしゃるのかを教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、図書館登校や保健室登校というのは、日によってかなり差がございますので、正確な数字は把握しておりませんが、やはり10名以下の生徒が中学校においてはいるような状況でございますが、そういう多感な時期でございますので、保健室登校をしても通常学級に戻る場合もありますし、また、その逆もあるということで、数字の変動はちょっと大きいところがございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

小学校はないということですね。中学校で10名以下の方が教室に入れない。入れないという言い方でいいのかどうかかわからんですけど、学校には行くけれども、教室で授業を受けていない。それが10名だったりとか、移動するということですけど、じゃあ、例えば10名だとすれば、時にはその中の一人は教室に行って受けられるのかどうか、そういう形なのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

学校にスクールソーシャルワーカー、心の相談員というのがいらっしゃいますが、この方たちの仕事の中にその人たちの相談も入っているのか、それ以外のことの相談なのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、学校における生徒さんのそういった不安を聞くのが心の相談員でございます。一方、スクールソーシャルワーカーは家庭とのつながりを重視します。今、同じ方が心の相談員、スクールソーシャルワーカーを兼ねておりますので、両方、役割を担いながら子供たちに接していただいております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

非常にシビアな問題だと思っています。それと、このいじめというのは、実は非常に発見しにくいというものですよね。これは文科省が事例集を出していますね。この事例集については手に入れられているのかどうかお尋ねしたいのと、この中に具体例として、大丈夫と答えたので苦痛を受けていないと判断した事案とか公立中学であったと。あるいは、いろんなケースを47ケース、結局いじめのその実態化といいますか、そういうものを発見するに至った部分のケースをまとめた事例集があるんですけども、これについては手に入れられているのかということと、それをその教育委員会の中で話し合いをされているのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員おっしゃる事例集については、教育委員会のほうにも通知があっておりまして、目を通させていただいております。それについては各学校のほうに改めて通知をし直して、各学校でそういったいじめの可視化について参考となるように指導を行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

非常に難しい問題ですので、慎重に扱っていただきたいと思います。このことは、教育委員会とはちょっと離れてしまう部分もあるんですけども、今、本当に私、つい最近知ったことなんですけど、8050問題というのがあります。これは中高年の引きこもりです。引きこもりが長期化すると、親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立して困窮するケースが顕在化し始めています。この事例は80代の親と50代の子を意味する8050問題と呼ばれ、家族や支援団体が早急に実態を把握するよう求める声が出始めているということで、実は長崎新聞9月2日に、引きこもりで孤立の末、これはお母さんと息子さんが同居していたんですけど、お母さんが亡くなっていた。四、五日たってから、そのお母さんの死がわかったという事例です。48歳の息子さんが、死んでいたのかと、お母さん、死んでいたのかという悲しい事件です。長崎県であっています。

ですから、もう全国でこの8050問題というのが非常に取り沙汰されておりまして、これというのは、やはり教育の延長線上じゃないですけど、教育というのも一つの端を発しているんじゃないのかなと私は思っています。ですから、こういうことも今から社会現象としてど

んどん起こってくる可能性がありますし、本当に今このいじめや暴力、こういうものに対して、本当に早期発見、早期対応ということで、一人でも子供たちが健全に成長していかれるように教育委員会としてもしっかりと見守っていただきたいなと思います。

この8050問題について、どのような感想を持たれているか、それだけで結構です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校教育におきましては、やはり生涯教育の一端として行っていかなければいけません。自分自身も大人になって、おじいちゃん、おばあちゃんになっていく、そういった子供たちへのしっかりとした教育を今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、県教委からのその全国学力テストの公表についてですが、先ほど答弁にもありましたように、小学校6年生と中学校3年生で今回学力テストが行われました。答弁にありましたように、中学校3年生はプラス表示というのが出ていたのですが、小学校6年生がなかったということで、この結果はちょっとある意味ではショックなんですけれども、原因等というのはもう明らかなんでしょうか。それとも、この学年によって差があるのかどうかということもあると思うんですけれども、この辺の分析はもう済んでいるのかどうかお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

各学校には校内研修という組織がありまして、その校内研修の研究テーマには必ずこの検査の結果を踏まえた上でのテーマをつくって行っております。それぞれの学校で分析を行いながら、それぞれの学校で落ち込んでいるところ、また成果が上がっているところ、しっかりと分析をしながら進めていっているところです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

所信表明に、町長から、確かな学力や人間としての豊かな感性を身につけ、元気でたくましく、思いやりのある人間として成長するよう、学校、家庭、地域の連携を深めてまいりますということも言われていますので、ぜひこの学力についても、もっと向上できるように対

策を練っていただきたいと思います。

次に、観光事業につきまして質問をさせていただきます。

これは外国人に対してのサービスに対して、先ほど外国人の対応ができる方が3名いらっしゃるということでした。例えば、この3名の方が常駐しているわけじゃないので、いらっしゃるというときもあると思いますし、町長は交流人口を今度150万を設定されています。こうなると、やはり外国人も増やさないといけないと思います。

外国人を増やす策としては、これはちょっと時間が余りありませんけれども、今、海外からのクルーズ船というのも入ってきています。そういうものの誘致とかは考えていないのかどうか。そういう連携とかを考えていらっしゃるのかどうか。

それと、プラス、もう一つは、例えば地域協力隊に外国人の方を採用できないかどうか。この点をお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるように、観光客を増やすためには、外国人の誘客というのも当然必要になってきます。そういう中でクルーズ船ですけれども、大体長崎県に400隻ぐらいのクルーズ船が年間来ておりますけれども、それを誘致するのも、もちろんそういった観光連盟と連携しながらやってはいますけれども、本町はやっぱりキャパがないということで、1バス、2バスぐらいの誘客だったらいいのですけれども、クルーズ船の場合、何十台というような誘客で、例えばそれが陶芸の館とか西ノ原に30台バスで押しかけましたというふうになったら、ちょっと非常に本町に合わないんじゃないかというのがありますので、その辺は、クルーズの富裕層を呼ぶとか、いろいろな工夫をしながら、そういった誘客を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういうのを意識されているということはよくわかりましたので、研究していただきたいと思います。

最後に、農業とのコラボなんですけど、先ほど答弁にありましたように、商品開発というのは非常に大事だと思います。要するに目玉となる農産物というのを、やはりコンスタントにある量をつくるということを目標にしなければ、観光農業というのはとてもできないと思

うんですね。今やられている「とう・のう」の活動にしても、やはりちょっと収益性までいかなないんじゃないのかなというふうに見えていますので、ぜひこれは収益性を伴った、要するにもうかる農業というのを意識した農業者との懇談なり、そういう商品開発なりというのを目指してやっていただきたいなと思います。その辺のところを御答弁いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

議員御指摘のように、現在のところにおいてはその収益性まで考慮した観光農園的な動きはございません。今日までそういった申し出もあっておりませんが、逆に行政サイドのほうからそういう打診をしたこともございませんので、町内には今後そういう観光農園的な構想を持っていらっしゃる組織もございますので、そういった方々と連携して、交流人口の拡大に図っていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

さっきの質問の中で、地域おこし協力隊の外国人の活用ができないのかという御質問でございましたけれども、本町につきましては住所要件がございまして、それらをクリアできれば採用できるのかどうか、もう一度こちらで確認させていただきまして、後ほど御回答したいというふうに思っております。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。私はさきに通告しておりました2項目について質問をいたします。

初めに、本町の高齢者と空き家対策について。

（１）高齢者のみの世帯や一人暮らしの現状はどのようになっていますか。また、支援は十分できているか。

（２）本町の高齢者の見守りに関する協定はどのようになっていますか。

（３）高齢者のみの世帯や一人暮らしの方が施設に入所、または病院に入院され空き家になった例はありますか。また、本町に約何軒で、その対策はどのようになっているか。

（４）予約制乗合交通は、現在１週間に２回運行されていますが、月曜日から金曜日まで運行する考えはないか。

次に、教育行政について。

（１）岡山県津山市で2004年、当時９歳の女子児童と、新潟市でも2018年、当時７歳の女子児童が殺害される痛ましい事件がありました。６月には長崎市内で発生した下校中の女子児童への強制わいせつ致傷事件がありましたが、児童生徒の登下校時の安全指導はどうなっていますか。

（２）県警はこのほど署長会議を開き、通学路で子供の安全を確保する対策の推進など、今後の重要課題を確認したとありましたが、川棚警察署や交番、駐在所との会議をされましたか。

（３）児童が名札をつけて登下校していますが、名札は学校内だけにする考えはありませんか。

（４）６月、大阪府北部地震で小学校のブロック塀が倒壊して女子児童が死亡する痛ましい事故がありましたが、本町の学校や施設を調査されたと思いますが、結果と対策はどうなっていますか。

（５）県道の歩道に草が生えている箇所があり、児童生徒が登下校に危険である。作業はどなたがされるかお尋ねします。

（６）教科書が分厚くなるなど、ランドセルが重くなり、腰痛を訴える児童もいる。これを受け、文部科学省は置き勉を認めようと、全国の学校に求める方針を固めたとありますが、ランドセルそのものを見直すとの声も聞きますが、教育委員会としてはどういうふうな検討をされましたかお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町の高齢者と空き家対策について。高齢者のみの世帯や一人暮らしの現状と支援についての御質問ですが、本町における高齢者のみの世帯や一人暮らしの現状につきまして、対象世帯数で申し上げますと、本年7月末現在で、高齢者のみの世帯が382世帯、一人暮らし高齢者数は383人となっており、5年前と比較しますと、高齢者世帯で8世帯、一人暮らし高齢者で41名増加していることになり、どちらも増加傾向にあることが伺えます。

次に、支援は十分できているのかとお尋ねですが、町がこれら全ての御家庭を直接訪問し、相談支援を行うことは非常に難しい状況がありますので、民生委員、児童委員やシルバーボランティアの皆さんにお願いし、支援が必要と思われる方に対しては定期的な訪問とあわせ安否確認等を行っていただきながら、何か異変に気づいたとき、あるいは訪問者だけでは対応できない事案が発生した場合に、すぐに役場へ連絡していただき、迅速に対応することとしております。

また、各自治会においても、災害時に御近所さん同士で助け合いを行うための地域支え合いマップづくり事業を積極的に展開され、日ごろから支援が必要な高齢者の把握と見守りに努めていただいている自治会もありますので、町としても非常に助かっておりますが、この取り組みが完了している自治会は今のところまだ半分に達しておりませんので、全ての自治会で支え合いマップづくりが進んでいくよう支援してまいります。

次に、本町の高齢者の見守り活動に関する協定についての質問ですが、本町においては高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的に、平成28年11月8日、生活協同組合ララコープ並びに株式会社セブン-イレブン・ジャパンの2社と、波佐見町高齢者見守り活動等に関する協定を締結しました。日ごろから地域や高齢者宅を訪問する機会がある事業者であり、宅配業務中において高齢者等の異変への気づきや路上での徘徊等を見かけた場合に、町や関係機関へ連絡をいただくこととしています。

また、長崎県全体の取り組みとして、平成29年6月2日に長崎県見守りネットワーク推進協議会が設置され、長崎県における高齢者等見守り活動に関する協定がこれまでに15の事業者と締結されています。町の見守り協定同様、地域住民の異変発見時には、速やかに各市町

へ連絡されることとなっています。

これからも見守り体制の構築に向け、賛同いただく事業者と積極的に連携を図ってまいります。

次に、高齢者のみの世帯や一人暮らしの方が施設に入所、または病院に入院され空き家になった例はあるか。また、本町には約何軒で、その対策はどうなっているのかという御質問ですが、一人暮らしの高齢者の方が施設等へ入所され、帰ってくる見込みがないことや入所後に死亡されたことで一時的に空き家になってしまったという事例はこれまで数件あっておりますが、うち1件はすぐに買い手が見つかったと聞き及んでおります。その他については、いずれも離れて暮らしていた御家族が後の管理を引き受けられたということです。その後、それら住宅が空き家となったかどうかまでは調査しておりません。

次に、予約制乗合交通は、現在1週間に2回運行されているが、月曜から金曜まで運行する考えはないかという御質問ですが、予約制乗合交通は、昨年度に各地区の老人会等で制度の説明やアンケート調査を実施し、意見、要望をお聞きして、見直し案をまとめて、バス事業者やタクシー事業者などと交渉を重ね、地域公共交通会議に諮り、平成30年度より新たな体系で運行しているところです。

さて、現在の週2回運行を月曜から金曜までの週5回運行する考えはないかとのことです。まず、現行の1路線週2回の運行になった経緯から申しますと、町内で事業展開されている2社のタクシー事業者に運行を委託しており、1社当たり全12路線中、6路線を受け持たれています。1路線、週2回の運行ですので、1社当たり最高で週12回、1日当たり2ないし3回、同時運行の可能性があります。これを仮に週5回の運行にすると、1社当たり最高で週に30回、1日当たり6回、同時運行の可能性が出てくることになります。

昨年の見直しのときに実施したアンケート調査でも、週の運行回数増加の要望もありましたので、タクシー事業者と協議、交渉を行いました。タクシーの配車、運転手の配備の都合上、週2回運行が限界であり、対応することは厳しいとの結果でありました。しかしながら、1日の運行回数は3往復から4往復に増加することで交渉した次第です。

以上のような経過から、見直しにおいても現行の週2回としたところで、現段階での増加は難しい状況です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

堀池議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政について。（1）岡山県津山市で2004年、当時9歳女兒、新潟市でも2018年、当時7歳の女兒が殺害される痛ましい事件があった。6月には長崎市内で発生した下校中の女兒への強制わいせつ致傷事件があったが、児童生徒の登下校時の安全指導などはどうなっているのかについてですが、全国で発生している痛ましい事件については、教育委員会としても町内で起こり得る事件として認識しています。

議員お尋ねの本町における登下校時の安全指導については、特に小学校における不審者対策については、自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせる教育が重要と考えており、「いかのおすし」の標語を取り入れ、日ごろから安全指導に力を入れているところです。

また、地域の皆様による安全ボランティア、こども110番の家による見守り活動、集団登校や必要に応じた集団下校を実施するとともに、通学路について民家がない区間等を児童が一人で下校する地区には下校タクシーを運用するなど、さまざまな対応を行っているところ です。

今後におきましても、児童生徒の安全指導を継続するとともに、地域の防犯体制に死角が発生しないよう、PTA、自治会、関係機関との情報共有を図りつつ、地域や保護者の皆様と連携しながら適切に対処したいと思います。

（2）県警はこのほど署長会議を開き、通学路で子供の安全を確保する対策の推進など、今後の重要課題を確認したところであるが、川棚警察署、交番、駐在所との会議はされたかについてですが、新潟市で発生した女兒殺害事件や大阪北部地震におけるブロック塀倒壊による女兒死亡事故を受けて、国においては、これら防犯や通学路の危険箇所の点検を行うことで関係機関に通知が行われています。

教育委員会においては、夏休み期間中に全保護者に対し、これらの危険箇所の調査を実施しています。この調査に基づき、10月3日に役場建設課、県北振興局、道路維持課、川棚警察署、関係自治会を交えた合同点検を実施しており、警察との協議を行っているところです。今後については、その協議結果に基づき、警察をはじめ、関係機関と連携しながら対応を進めていきたいと考えています。

（3）児童が名札をつけて登下校しているが、名札は学校内だけにする考えはないかについてですが、最近は個人を特定されないために名札をつけない地域もあると聞き及んでいますが、本町では交通事故等で児童が自分の名前が言えない状況に陥った場合、名札で本人を

特定し、関係先への連絡を素早く行えるなどの利点が大きいため、名札をつけるよう指導しています。さらに本町においては地域全体で子供を見守る風土があり、世代を超えてどの家庭の子供かわかることで、地域の見守り活動の醸成に一役買っているのではないかと考えているところです。

(4) 6月、大阪府北部地震で小学校のブロック塀が倒壊して女児が死亡する痛ましい事故があったが、本町の学校や施設を調査されたと思うが、結果と対策はどうなっているのかについてですが、今回の地震を受け、国においては、学校施設をはじめ、社会教育施設等の点検を行い、必要な措置を行うよう通知があつています。このため、教育委員会において現地を調査し、学校施設では東小学校と中学校に、その他の施設では教育委員会分室の敷地にブロック塀を確認したところです。

その対策については、今年度において東小学校の全てのブロックと中学校体育館東側のブロックを撤去の上、フェンス化することとし、残る中学校駐輪場のブロック塀は次年度において撤去、フェンス化することで計画しています。また、教育委員会分室のブロック塀と、以前から確認している歴史文化交流館（仮称）の整備予定地の旧橋本邸の外壁については、撤去のみ行うことで所要額を補正予算に計上したところです。

(5) 県道の歩道に草が生えている箇所があり、児童生徒が登下校時に危険であるが、作業は誰がするのかについてですが、町内の県道は主要地方道2路線、一般県道4路線、計6路線があり、長崎県が管理を行っており、巡回点検のパトロールが行われています。県道の歩道、あるいは周辺の除草については一部自治会への委託が行われています。また、街路樹管理や除草については造園業者に委託されています。

このため、そのような箇所がありましたら、役場建設課を通じて除草の要望を行いたいと考えています。

(6) 教科書が分厚くなるなどでランドセルが重くなり、腰痛を訴える児童もいる。これを受け、文部科学省は置き勉を認めようと全国の学校に求める方針を固めたとあったが、ランドセルそのものを見直すとの声も聞くが、教育委員会での検討はどうなっているのかについてですが、児童生徒の教科書については、いわゆるゆとり教育の見直しに伴い、教科書改訂のたびに厚く重くなっています。また、近年は家庭での予習、復習の観点から、全ての教科書を家庭に持ち帰り、学校に教科書を置く、いわゆる置き勉をしない風潮があります。

議員お説のとおり、そのような中、ランドセルが重くなり、児童への身体的負担が多くな

っていると報道等で取り上げられるようになっていきます。

国においては以前から置き勉を禁止していませんが、昨今の報道を受け、9月に児童生徒の携行品に係る配慮についての通知を行い、置き勉への柔軟な対応を求めています。このことから、教育委員会においても各学校にこの通知を伝えたところです。

なお、ランドセルそのものを見直すとの声があるとのことですが、重過ぎるランドセルを見直すとのことですので、教育委員会としては、置き勉の柔軟な対応について学校と協議を進めていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁の中で、この高齢者の一人暮らしの世帯、かれこれ説明をいただきました。私も資料見てみますと、かなり古かったのですが、これについては、新しい取り組みをしたらいかんとやないかという気持ちがありましたけれども。

ここに、一人暮らしを取り巻く現状と、2025年の姿という資料を見てみますと、そういうようなことを、22年が354世帯、先ほど言われましたように、25年ですから、大分おくれております。そして、27年が書いてありますけれども、今、初めて30年度ですかね、それをされたちゅうことでございますが、大していらっしゃらないということでございますが。これからはやっぱり一人暮らしの方は、もう弱くなってきたりするわけですね。そういうことから、やっぱり個々の一人暮らしの現状についての調査をされ、そして指示をしていただきたいと思いますと思うんですが、その件についてちょっと一言。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この高齢者に対する支援でございますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、高齢者世帯でいいますと382軒、一人暮らしの高齢者につきましては、7月末現在で383人というように年々その数も増えていっているような状況があります。これを合わせますと、もう700軒以上の対象世帯ということになります。ここですね、町職員だけで常時見守るというふうな状況はちょっと難しい状況もありますので、先ほど申しましたとおり、民生委員さんとかシルバーボランティアの方をお願いしまして定期的な訪問をしていただいているという状況でございます。今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、この資料を見ておりますと、緊急システムの対応者数が、町内で一人暮らし、高齢者全体から見ると約7%程度ということでございますが、この利用者が少ないというのは、面倒ですので使わないのか、今後のこの取り組みについて、ちょっとお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問がありました緊急通報システムにつきましては、確かに今現在31名の方に利用してもらっている状況でありまして、全体数からしますと、かなり低い数字であります。このシステムにつきましては、費用もかかりませんし、全部、町が提携しております業者に対する委託料は本町が持つようなことになっておりますので、ここら辺については十分周知をしていきたいとは思っております。支援が必要な高齢者、独居の高齢者宅を訪問される機会が多い民生委員さんとか、先ほど言いましたシルバーボランティアの協議会、それから、ケアマネジャーさんにもこういったことで、こういったシステムを貸与することができますよというふうな広報は、お知らせをいつもしているわけですが、まだまだやっぱり浸透していないのかなというふうな思いがあります。今後、強力にこういったPR活動を進めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁をいただきましたけれども、高齢者の見守り活動に関する協定ですね。町内は2カ所ということでありましたけれども、新聞等を見ますと、今、町長も答弁されましたけれども、大体6団体と結束して、今度新たに9団体されたということでございますが、今、町長の答弁で2社があったということで、これは県に準じて、この15社のほうにも連絡がいて、その対応をしていただくわけですかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

高齢者の見守り協定の件でございますけれども、これにつきましては、答弁にもありましたとおり、県で15の事業者と結んでおりまして、その事業者が町が結んでいる協定と同様に、徘徊者がいらっしやったり、配達時での異変等を感じた場合には、関係の市町村に連絡をしていただくというふうな形になっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、新聞等でも見ますと、長崎では、この前、怖いような形の新聞の報道がされておりました。要するに、解体をしなければ撤去しますよと、法的に法令が決まっておりますということで。そういうことで、波佐見町も調べてみましたら、波佐見町もそういう法に準じてちょっとあるようでした、見てみますと。

そういうことで、この前の広報に載っておりました。ここは広報に載ったのが、まず、「小耳にハサミました」という地域おこし協力隊のコラムについておったわけですが、そこをずっと読んでおまして、県の分とそう変わらんなと思いました。法ですから、一緒じゃないかなと思っております。

そこに書いてあるのが、高齢者の長期入院、老人ホームの入所を機に空き家になってしまう。2番目に相続トラブルの解決にとか、3番目に地元を離れて相続がわからなくなる。要するに不動産の負担をちょっと嫌って相続を放棄するようなことが書いてあります。

そういうことで、長崎市は、これを見てみますと、大体改築あたりで50万ぐらい上限があるみたいですけど、先ほども答弁もちょっと入っておりましたけれども、波佐見では金額的にはまだ出ていないんですかね。要するに解体するという、まだ勧告命令までいかないとしても、要望していたら、この手続をしたら補助金が出るかですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる特定空き家のことを申されているのかと思いますが、本町におきましてはまだ詳細な調査ができていないというのが実態であります。もう数年前、平成25年当時に一旦自治会のほうから提供いただいた情報をもとに、外見からの調査を行った事例はありますがけれども、特定空き家と認定をするがためには、当然内部の調査、立ち入って内部の調査をする必要もあるんですが、まだそこまで調査をした事例はございません。外見から見て非常に危険であるというようなものについては、文書で適正な管理をしてくださいというような通知をした事例は数件あります。

それから解体、もしくは補修に関する助成のほうですけれども、波佐見町にあっては今のところその制度はございませんので、そういった支援はできないというような状況になっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この一般質問をするに当たって、ちょっと、ずっとさかのぼって調べてみますと、波佐見町の空き家等対策計画というのをちょっとまとめてみました。ところが、この今、課長が言われたように、平成25年、これは自治会からされたというようなことを書いております。もうあれから5年ぐらいなりますので、かなり増えておるんじゃないかなと思っております。そういう調査をもう一回していただいでですね。

そして、なかなか、これは、計画書は、25年はどこまで配付されたのか。私はインターネットで調べてみて、大分探してみたのですが、いただいた記憶がないんですよね。そいけん、25年度をこういうふうなまとめた資料をどこまで配付されたか、ちょっとその点。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この空き家に係る対策の計画でございますけれども、できてからまだ時間もたっておりませんし、この配付については、私のところではちょっと配付をしたという事実といえますか、についてはちょっとつかんでおりません。まだ配付はされていないんじゃないかというふうに思っております。

策定した後に町のホームページには掲載がされておりますけれども、紙ベースで配付をされたという実態はないようです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これを見ますとね、大変よく出てくるわけですよ。空き家の実態分析状況についても、各自治会で、要するに空き家の件数、そして建物の状況、1、2、3、4、5って、1、2、3、4ですかね。これを見ますと、やっぱり1が建物の全体の50%以上が崩壊状態、これがついてある自治会もあります。2番目が建物全体の50%未満が崩壊の状態になるというようなこと。3が一部補修で使用不可、4が現状のままで使用可能ということ、これは立派な資料があるわけですから、どの辺までかなと今お尋ねして、まだということですから、できたら、もう5年たっておりますから、自治会を通じて、そういう一番大事なことですから。

そして、今、空き家対策についても、空き家バンク、要するに空き工房、そういうとを力を入れておられますので、もう少し最新のやつをつくっていただきたいと思います。

それと、この資料を見てもみると、これも本当よくできているなと思っております。私も調べてみたら、空き家の登録の一覧表、これがずっと載っておりまして、案内を見合わせ、契約済み、もう1件1件こういうふうにしきつとされております。やっぱり、これを見てもとね、どこか、そして、どこがまだあいているかなということがわかりますもので、やっぱりこういう資料を町民にして、町民の方が、例えば県内、県外、そういうふうな人たちに情報を提供するということもいいんじゃないかなと思っております。

課長かな、そういうあれ、見たことある。これはちゃんとね、開けばわかるんでしょうけれども、私も見てね、これだけあったのかなと。そして、契約ができるとなっております。

そういうことで、今後もこういう資料ができましたら、町民の方にわかりやすく説明をしていただければと思っております。

それに、この空き家が崩壊寸前ということで、先ほど補助金についてもお尋ねしたんですが、やっぱりこれは一般の家庭がそこを解体するとなれば、私もいろんな人から聞いております。家族で割合を決めて改修するということも聞いておりますし、解体することについても、そういうことが現実にあっております。そういうことで、まず解体をするか、せんかというのは、窓口は商工企画になっておるわけですね。一応、バンクの図面も載っておりますけれども、そういう手続をするに、第7条とか、いろいろこう書いてありますけれども、まず役場に来たらすぐわかりますか。お尋ねを。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、再調査、それから空き家バンクのことだと思いますけれども、まず調査に関しましては、25年に最初の調査を行っております。その後に補足の調査といたしまして、28年に再度また自治会長さんに情報を提供していただいて、数値の把握をしております。この段階で大体空き家の軒数が200軒数、計画書には153の数字になっておりますが、この数字が206ぐらいまで上っております。

おっしゃいますように、できればこの数字に関しては、もう少し近いところの数字を、調査なりが必要だと思っておりますので、今後は、また再度自治会長さん等の協力をいただきながら、空き家の実態の調査をする必要があるというふうな認識は持っておりますので、できるだけ早い時期にやっていきたいと思っております。

それから、おっしゃっているのは、恐らく空き家のバンクの件だと思いますけれども、こ

れも企画財政課のほうで制度をつくっていただいております、そちらのほうで登録をし、あるいはその活用ができるものについては活用を行っていくと、そういうことを進めておりますので、できるだけ空き家が少なくて済むように、あるいは活用できるものは活用する。それから、危険なものについてはできるだけ解体をしていただくという、解体の方向で危険を除去していくということが望まれると思いますので、そういった方向で進んでいきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、乗合タクシーですけれども、これが以前は1日3回でした。今回4回になっている。少し改善されたかなと思いますけれども。私は見てみますと、ちょうど答弁が先ほど町長が言われたとおりです。2社のタクシー会社が大変ちゅうことで、配車、きのう、タクシー会社に聞いてみたら、役場と話をしてくださいということで、きょう改めてお尋ねするわけですから。

もう既にやっているところはあるんですよ。もう課長、御存じでしょう、そのタクシーが。例えば江迎とか、佐世保市でも何件かあります。そういうことで、私もここに持ってきておりますけれども。柚木地区あたりもちょっと聞いてみたら、大体週5回、平日に限るということです。その同じことが江迎と吉井町もあります。そういうことで、路線が廃止になったりしたところもいろいろでしょうけれども、これを見る限りは、そうはつきりわからないんですけれども、もう既にやっているところ。そいけんが、もう2社が配車する規模が大きくなれば、多くなればできないということですが、私が平成29年の2回目の6月一般質問にしたときも、ちょうど同じ答弁で、もうできませんというようなこと。

そいけん、これは柚木とかあれを見てみたらどうかなと思うんですが、一概に無理って言われてないんですけれども、これは行きは自宅からバス停ですね、主要バス停。帰りは主要バス停から自宅までというような、ちょっと便利にできているなと思って。そして、陸運局等は、課長は、バス停から500メートルというようなことも1回私は記憶しているんですが、この場合には、500メートルじゃのうして、スーパーに近く、病院の近くの主要バス停じゃないかなと思っているのですが、課長、これは見られたと思いますけど、この辺の状況はどんなですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

柚木とか、そういった乗合タクシーの状況がどうなのかというのは詳しくはわかりませんが、それぞれにタクシー事業者の規模も違いますし、人員の配置状況も違うと思います。本町で今言っているのは、本町で営業されている2社について交渉をした結果、一度に6路線から予約が入れば、とても対応はできませんということで。その可能性がある以上はなかなかタクシー事業者としてはいいですということとは言えないということで回答をいただいているところであります。

それと、先ほど、バス停から近くとか、それはタクシー事業者とまた違った観点で、路線バスの事業者との協議の中で、例えばスーパーの中まで配車はできないというか、そういった降車ができる場所については、そういったバス事業者との協議の中でなかなか理解が得られないという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと私も算定してみたんですが、大体平成28年、29年の決算書の説明書を見ますと、28年が乗車が大体1,131人、決算書では額では138万7,360円、29年が1,023人が、決算額が120万1,986円ありますが、これを2回を5回ぐらいしたときの算定はしたことありますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

お金をどうこう言っているわけじゃないんですよ。実際にタクシーの配車として対応ができないということです。私たちが運行をしたいんですよ。したいんですけど、できないので、できないというふうに回答していることで、お金がないからできないというような回答ではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

お金の問題じゃなくして、要するにタクシー2社がそういうふうな形で配車ができない。前回の答弁、私は質問では、2社にこだわるからということを行いました。そしたら、議事録を見ますと、死活問題と言われました。そうかもしれませんけれども。そういうことであれば、もうちょっと2社との協議をしながらね、していただければと思っているわけですが、大体この予定、今、1,300、千何人と言いましたけれども、本当は計画で7,000

人ぐらいしとっちゃなかったですか、説明書の中では。それが千何百人になっているんじゃないかと思っておるわけですけども。

これは、もう答弁は一緒です。もうやる気がないか、それともタクシー会社がそうかという事で。やっぱりもう一度、見てもらわんば、要するに月曜と火曜日したとき、水曜日に病院に行きたかと、水曜日、木曜日は休みですよ。それで、スーパーの売り出しのとき行きたいけども、もう、そういうふうな月曜と火曜日はスーパーは売り出ししておりませんよというふうないろんな考え。町長も課長もそういう意見は聞いたことがないと言います。私はスーパーにいつも行ったりするんですけども、一個人のいろんな話を聞くんですけども、そうですかって言うておるわけですけども。やっぱり月曜から金曜というのがね、町長も答弁されております。それは乗る人は楽しみで乗られますよって言われております。しかし、たまに乗る人はわからんというようなことも言われておりますけれども。やっぱりそういうふうな形で、今後はもう高齢になってですね。あるところでは、もうスーパーもなか、もう過疎になってしまう。役場の人は何ば考えておらすとやろかというように、要するに大きなところだけ考えて、過疎の地区はどういうふうな考えておられるのかなというふうなこと。それはまた次の一般質問でまじょうと私は言っておりますけれども。

そういうふうで、もうタクシー会社等は規模が、配車が難しいですから、そういうことはもうしないということですか。もう1回。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

しないんじゃないくて、タクシー会社の対応ができないということを再三申し上げておりで。それで、昨年の6月議会でも言いましたように、死活問題というより、法律で、そういうったタクシー事業者を育成する法律ができていますよね。営業区域というのがありまして、発地と着地をする場合に、その営業所がない地域で、例えば佐世保のタクシー会社が波佐見に来て、波佐見で乗せて波佐見でおろすという行為は法律上できないんですね。ですから、我々もしたくてもできないということで再三申し上げているところですね。それをあたかもやる気がないみたいな感じの言い方をされると心外です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

やる気がないとかね、答弁する必要ないんですよ。そしてね、私たちは住民の声を聞いて

今言いよるわけですけども、やる気がないんじゃないかという気持ちになるわけです。答弁が一緒ですから。そして、私も、課長、これは見られたと思うとですけど、柚木とね、世知原、江迎、いろいろ書いてありますけれども、週5回やっております。柚木あたり、世知原あたりはそう大きくないと思います。これは市内じゃないんですよ。市内のタクシー会社じゃないんですよ。小さな町が、きのうもね、大和タクシーさんに聞いてみたら、うちは午前中はもう迎えに行きますよって。帰りは主要バス停から自宅までやりますよということ。行くときは、自宅から主要バス停まで行くというようなことですよ。そいけん、私は波佐見でせろと言いやらんとですよ。そういうことを一応考えていかなければならないんじゃないかと言いやるわけです。

また、新聞によっても、長与町でもやっておりますし、これは私が言わんでも課長が調べておられると思う。それとね、ドコモでやったり、例えば子育てタクシー、例えば病院に行く専用カー、そういうふうな時代になってくるんじゃないかなと思ってお尋ねしよるんですよ。そいけんが、2回を5回にしろって私は言いよるんじゃない。そういう人がおられますよということですよ。そいけん、もうちょっとね、やる気がないとか云々じゃないけれども、もうちょっと検討せんばいかんじゃなかですか。でけんとかでけろって言うことやなかですよ。一応努力をしてみたらどうですかと言っておる。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

担当課長が申しますように、また繰り返しになるんですが、今のタクシー2業者の中では、これだけの配置といいますか、回数といいますか、それがもう限度であるということですね。タクシー業者、ふだんの営業もしておりますから、そちらのほうに支障が来るということで、そこまではやっぱりできないということなんですよね。御理解いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この件については、やはり担当者は本当に一生懸命頑張ってやっているんです。しかし、やっぱり法とかそういうところが阻害して、やはり町民の皆さん、住民の皆さん方のいろんな意見を聞いて、聞いてもできない部分があるんです。やる気の問題ではないんですね。やる気があって一生懸命、毎回議会からも住民からも話を聞いて、与えられた環境の中で精いっぱいやっているんですよ。しかし、やっぱり乗り越えられない、そういう環境条件が違い

ます。だから、北松あたりでやっているところのいろんな条件が違う。それを参考にしても、そういう前向きな考えは持っておりますけれども、やはりここはここなりの環境条件の中で精いっぱいやっているということを御理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その気持ちはよくわかります。しかし、私が言いよるのは、将来的にもうちょっとね、前向きに考えてくださいとお願いしておるわけですよ。というのが、これは住民の声なんですからね。例えば、もうちょっとタクシー会社がさ、配車がでけんという。そしたら、そうですかという。そして努力をしていただく。それも行政の仕事じゃなかですか。例えば、無理をせろと言うとるんじゃない。そういう希望があるということで、もう話し合いをされたかもしれないけれども、今後はまだいろんな問題が出てくると思います。高齢者が増えてきて、要するにバスが通っていないところ、そして、買い物に行きたくても行けないところ。そういうところがあると思います。そういうふうですから、これはできないのはできないで結構でございます。

次に、教育行政についてですけれども、先ほど教育長が自分の命は自分で守れという答弁がありました。それを聞いておって、私は小学校の1、2年生がね、大人が来たときに、その自分の命を自分で守りきつとかなと思って、1番目にちょっとお尋ねしております。そのことについて。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

小学1年生でも「いかのおすし」という合言葉を使うことによって、その不審者対策というのはしっかりと守れるというふうに思っております。

ちなみに、「いかのおすし」については、「いか」の部分については、知らない人についていけない。いかの「の」は、知らない人の車には乗らない。「いかのおすし」の「お」は大きな声を叫ぶ。いかのおすしの「す」は、すぐ逃げる。それから、おすしの「し」は、知らせる、大人の人に知らせるというふうな合い言葉を使っております。このことについては、小学1年生でもしっかりと頭の中に残って、自分で自分の命を守るというふうな形にはとれると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そして、前の議員の話もちよっと重複しますが、最後にちょっと聞き取れんやっただけですよ。ブロック塀がこうしてありますね、通っていきよるときに。これは通学路です。例えば学校と施設についてはもう十分今聞きました。通学路についての、要するに補助金、そうして地主さんと家主さんとの話し合い、これが例えば自治会からなり、気づいた人がそこにちょっと言うわけですか。ひび割れしとるですよ、通学路に対してですよ。そうしたときに、検査に教育委員会から行ったりして、そして、手直しをしていただくようお願いする。そしたら、費用が幾らかかりますけど、幾らぐらいはというような状況ができるのかですね。今の答弁、私もさっき太田議員が言うたときの答弁をちょっと最後に聞き取りきらんやっただけです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

個人所有のブロック塀の取り扱いについてということだろうと思いますが、先ほど太田議員の質問でも答弁したとおり、まずは個人さんでブロック塀の検査をやっていただくということを教育委員会から、または関係機関からお願いをするということになります。お話があったとおり、検査とか、または改修の費用について、補助等が検討できるかということですが、全国的にそういった自治体もございます。しかしながら、波佐見町についてはいろんな諸条件がございますので、まだまだ研究段階ということでお答えをしておきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほども同じやっただけですが、県警の調査を受けて、各町でいろんな調査をされております。波佐見も川棚警察の手を借りてされたけれども、そのことについて先ほど聞いたんですが、もう一度ちょっと言っていてよかですか。というのがね、ここに通学路の死角などの確認という、長与の教育委員と一緒に。そして五島では児童の通学路の安全性を調査ということで、そして、飯盛町の東小学校では不審者の対応、実地をされております。

それで、6月の長崎の事件を受けて、こういうふうな県警本部で署長会議をされたと思えますけれども、それは川棚署と交番と駐在所とされたか、もう一度お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の合同点検は、川棚町にある川棚の警察署から、生活安全課の職員さん2名に来ていただいたところでございます。現地で議員お尋ねの防犯の死角等についても確認をさせていただいて、アドバイスを受けたところでございます。具体的には防犯灯をつけるとか、また、子供たちの周知の仕方とかいうことを教えていただきましたので、今後これを検討していくということになります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきます。名札について私がこう言ったのは、これも声かけ事案の一つと私は聞いております。というのが、女性が、1年生、2年生が歩いてきておるときに、例えば不審者が名札を見て、何とかちゃん、例えばお父さん、お母さんがこうよ。何とかちゃんと名前を呼ばれたら、親しみが湧くわけですね。そして、私、調べてみたら、小浜小学校がもう完全にしとるらしいです。名札をせずに。そして聞いてみたら、やっぱりその声かけ事案が問題ということで。

そして、私もここに書いております。教育長が言われたように、交通事故、私も名札の裏を見てみました。そしたら、大体、名札の裏には氏名、生年月日、保護者、住所、電話番号、血液型、アレルギー、体重などを名札に書いてあります。これを見たら、例えば事故に遭って救急車が来たときに、その裏を見たら、教育長が言われたように、すぐわかるわけです。反面、それはどっかに入れておいて、名札を廃止するのがいいんじゃないかなと。それはかばんにちょっと貼っておくか、中に。

というのが、今から先はそういうことが、この事案に重なるとが、名前を何とかちゃんと言われたら、ついていく。今、教育長も知らない人にはついていけないようにと言ったのですが、何とかちゃんって、例えば波佐見で何とかちゃんって言わしたら、ありゃ、お父さんの、おじいちゃんの友達ばいねという方がいらっしゃるんじゃないかなと思っとつとさね。そういうふうで、もう一回、この名札についてば答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁で申しましたように、不審者対策、それから交通安全に関することを考えたときに、各小中学校の校長先生方にも話を聞いて、また小中学校の校長先生方から先生方に話

を聞いた上で、やはり何か事故等が発生した場合に緊急に対応できるのは名札が一番じゃないかというふうなことをおっしゃっていました。

また、それ以外に、名札をつけることによって、愛校心を育てる、学校に愛着を持たせる。そういった意味でも名札の着用は大変必要じゃないかというふうなことで話を伺っておりますので、教育委員会としてもそれに同調していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

愛着というのは、通学路ではめて行ったり来たりするもんじゃなくして、愛着って、学校で1年生が入ってきたとき、名札を見てこうする。そいけん、私が言いよるのは、今、交通事故かれこれで一番いいですよ。私も、書いておりました、調べてみたら。そういうことでしていないところがあるんですが。やっぱり愛着心は学校で言ってもいいけれども、通学路で別に必要なかたい。例えば、裏に書いておる、先ほど言いましたように、血液型とか生年月日とか保護者とかというのは大事かと思うんですけれども。それはもう学校にお任せせんば仕方のなかですけど。

次にいきますけれども、この県道の草が生えておるといようなことを質問しました。大体2学期前に点検をされておるかなと思っておりました。ところが、私は9月の9日です。ずっと町内を回りまして、やっぱり一番ひどかったのが、宿の1号線、この脇です。これは9月の9日の写真ですよ。これはもう通るとき、例えば雨が降ったとき、もうズボンが濡れたり、例えば露が降ったとき、ズボンが濡れたりするわけです。そして、その後、行ってみたら、一部は田んぼの持ち主かどうか知りませんが、切っておられました。そして、ここがそうです。エレナから先のドラッグコスモスのところ、もう課長あたりも、次長あたりも御存じかと思います。やっぱり見て、こういうことがあったら、お互いに気をつけて、子供が毎日通うところですから。そして、ここは自転車が通っております。車道じゃなくして、児童が行かんときには自転車。これは巻き込む可能性があるわけですね、自転車に。そしたら、転倒したら車道に出てくるわけで、大きなのにつながる。もう一回、ここをちょっと見ておってみてください。とにかくひどいです。

それと、もう時間がないから重ねて言います。このプランター、これも一緒に見るときに、通路にあったり、これが田ノ頭ですね。これが通路です。しかし、この稗木場あたりは、これは車道と広場との中間にあります。見事にこの草が生えております。

私は以前、一般質問で言うたのは、こういうふうには足元にいっぱいしておるからどうかとお尋ねしたことがあります。今はもう見てみたら上ですよ。花じゃなくして上。これは町外から来られた人がどう思うかな。今までずっときれいにしたところもあるでしょうけれども、今、草の生える時期でもあるでしょうけれども、これはどなたが管理されておるんですかね。建設課かな。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず前段の通学路の草でございますが、そういった箇所がありましたら、遠慮なく私のほうにお申しつけください。私から建設課のほうに言って、県のほうにお願いをしたいと思います。

後段のプランターについては、ちょっと教育委員会で所管をしておりません。状況がよくわかりませんので、確認をさせていただければなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう時間がないですから、次の置き勉についてですけれども、今、教育長から答弁いただきましたが、いろいろ載っておるわけですね。腰痛をして整形に行ったり何したりというのが。この調査はされたことがありますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

それぞれ小中学校のほうに問い合わせいたしましたけれども、置き勉を強要しているところはありません。それぞれ学校の考えで行われております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

資料には大体平均7.7キロとか、重さが9キロない。1年生、2年生、3年生の体重の半分ぐらいがかばんというようなこと。私も実際はかってみたら、そういうふうにはありませんでした。全然入っていないのが1キロぐらいと。そして入っているのをはかってみたら4キロ、うちに孫が来るときに常にはかっているのは4キロぐらい。7.7キロありませんけれども。ただ、言えることは、ここに水筒をかけるわけですね。今度部活にはサッカー道具から何から持っていくわけですね。そして、今度、雨降りには傘を差さんばいかんとですよ。

そいけん、今後の置き勉は大事じゃないかなと思っております。図工とか、例えば要らないのは学校に。ただ、問題なのは、なくなったり、例えばロッカーを設置せんばいかんというようなこともありますけれども。この置き勉というとも、家庭学習があるということも書いてありますけれども、やっぱり1年生、2年生のあのかばんを持って、体力の消耗ということが、やっぱりかなり言われておるんじゃないかと思っております。

それで、今後は、今からはタブレット、そういう時代になってくるんじゃないかなと思っているわけですが、今言った総括の答弁でいいですが、今後の置き勉について、最後に答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今のことについては、毎月、町内校長会がありますので、その折にも話をしていきたいと思ひますし、また学校訪問も行いますので、そのことについても話題に出して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時10分より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。今回は、母親が集まると、必ずと言っていいほど話のネタになることを質問していこうと思ひます。議場はほぼ男性なので、耳が痛くなったりされるかもしれませんが、どうぞ最後までおつき合ひください。

では、通告に従ひまして、2項目質問いたします。

1、女性活躍推進について。

女性がもっと輝き、活躍する社会になるためには職場環境の整備などが上げられますが、

それを可能にするためには、仕事と家庭生活との円滑で継続的な両立が必要だと思います。つまり、社会の最小単位である家庭内での女性の負担を軽減していくべきです。家事、育児、介護などは、夫婦内、家庭内の自助努力に任せられている現状にこそ課題が山積しているのではないのでしょうか。

そこで、以下の質問をします。

1、今年度から町が実施しているセミナーである夫婦会議をこれからも推進していくために、母子手帳の交付とともに世帯経営ノートを交付してはどうでしょうか。

2、夫婦会議体験プログラムを継続的に実施して、夫婦の性別役割分担意識を払拭し、夫婦どちらかに負担が偏ることのないような家庭づくりを応援、支援して、家事、育児、仕事はみんなでやるという現代版ファミリースタイルの推進をしてはどうでしょうか。

2、小中学校のエアコン設置について。

小中学校のエアコンについては早期に全校設置を目指すと言われましたが、ことしの夏のような猛暑を踏まえると、早急な設置が望ましいと考えます。そこで、設置について、具体的なスケジュールはどのようになっているのか、お聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、女性活躍推進について。女性がもっと輝き、活躍するためには、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が必要であり、家庭内での女性の負担を軽減していくべきでもあります。家事、育児、介護等は夫婦内、家庭内の自助努力に任せられている現状にこそ課題が山積しているという認識のもと、今年度から町が実施しているセミナー夫婦会議をこれからも推進していくために、母子手帳の交付とともに世帯経営ノートを交付してはどうかという御質問ですが、御承知のとおり、本町では、今年度から男女共同参画事業の一環として、夫婦パートナーシップ応援事業を展開しております。共働きか専業かに関係なく、夫と妻の役割が分断されがちな産前産後は、日常のあらゆる場面でお互いの考え方や行動にずれが生じやすくなり、これが原因で産後うつやドメスティックバイオレンス、ひいては育児放棄や離婚にまで発展しかねないとも言われています。子供を授かってうれしいと思う反面、家事や育児、働き方について、夫婦間ですれ違いを感じるようでは幸せな家庭は築けません。

このことから、夫婦間においてお互いの考えを理解し、その意思を尊重する。そうすることによって信頼関係を構築して、パートナーシップを発揮し、夫婦として、また家庭として幸せな選択を重ねていただくためのセミナーを実施しているものです。

お尋ねの世帯経営ノートとは、そのセミナーにおけるツールとして参加者に配付しているもので、内容は家事や子育て、仕事、健康、お金などあらゆる課題に対して、産後の夫婦がすれ違いやすいポイントに的を絞って、質問や例題を設定し、夫婦を世帯の共同経営者に見立てた世帯経営という考えを用いて、大切なことを前向きな気持ちで対話できるような夫婦関係が築かれるような仕掛けになっています。受け取った皆さんからは非常に好評を博しているところです。

これを母子手帳交付と同時に交付してはとの御提案であり、可能な限り多くの対象者に活用してほしいとの考えは私も思うところであり、議員の思いと同じであります。ただし、母子手帳交付時には、母子保健について多くのことを説明し、時間を要することから、ノートの目的や活用法についてまでの説明が難しいこと、できれば夫婦に向けての説明がより有効であることなどを考えると、現状ではセミナー参加者への配付がベストではないかと考えているところです。

なお、世帯経営ノートの有効性については、既に利用者からは高い評価を受けておりますので、より多くの方に利用いただくためには今後どのような環境で交付するのがよいのかなど、十分に検討してまいりたいと思います。

次に、夫婦会議体験プログラムを継続的に実施し、夫婦の性別、役割分担意識を払拭し、夫婦どちらかに負担がかかることのないような家庭づくりの応援や支援をし、家事、育児、仕事はみんなでやるという現代版ファミリースタイルを推進してはどうかという御意見ですが。

本町では、男女共同参画社会を推進するための基本指針となる第2次波佐見町男女共同参画計画を、平成30年4月に平成34年度までの5カ年を対象として策定したところであります。これに沿って事業の推進を図ってまいりますが、男女共同参画社会の実現は行政だけでは困難であり、さまざまなかかわりやつながりが必要で、家庭をはじめ、地域、職場、学校、その他関係団体との連携や協働により初めてその効果が発揮されるものだと思います。

お尋ねは、今年度実施しております夫婦パートナーシップ応援事業の継続と、そのセミナー内容についての要望であります。基本的には事業継続実施の方向で検討を進めてまいり

ますが、その効果等を十分に検証して判断したいと思います。各家庭のあり方について、行政が指導や口出しをすることはできませんが、今なお性別による固定的な役割分担意識を背景とした慣習が解消されていないのが実情ではないかと思います。男女、夫婦が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合う社会の実現のために、議員御提案の現代版ファミリースタイルの推進の前提として、情報の発信や意識の啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

横山議員の質問にお答えをいたします。

2、小中学校のエアコン設置について。小中学校のエアコンについて、早期に学校設置を目指すとするが、ことし夏のような猛暑を踏まえると早急な設置が望ましい。設置について具体的なスケジュールはどのようになっているのかについてですが、町長の施政方針の説明のとおり、国の補助事業を活用し、設置することで考えていますが、現時点での国の予算措置等の状況について情報提供はあっていません。報道等によると、国の補正予算に計上されることですので、臨時国会の成立後、具体的なスケジュールが提示されると考えていますが、過去の補正予算の流れから、年内に補助金の要望、年明けに補助金の申請を行い、交付決定後、年度内の着工になると想定しています。

このため、今回の補正予算に基本設計に係る所要額を計上し、標準設計、概算事業費の積算を行い、補助要望に備えたいと考えています。今後については、12月の補正に実施設計委託費、工事費の計上を行うことで計画しています。

設置自体は、ことしの酷暑を踏まえると、早期の設置を行いたいと考えていますが、エアコンの供給が足りるか、不透明な部分もあります。本町においては、先般、小中学校の教室に扇風機の設置を終えたところですので、扇風機の活用も行いながら、少なくとも来年冬の暖房時期に間に合うように設置を行いたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

それでは、関連質問をしていきたいと思います。

まず、1の女性活躍推進についてからです。9月8日に企画財政課がされました、この夫婦パートナーシップ応援事業でされました夫婦会議に私も参加させてもらったんですが、とても本当に有意義な時間で、そして、もし私が妊娠する前にこんな企画があれば、夫婦一緒

に受講しなかったなと本当思いました。それくらいよかったです。

ところで、男女で1日に発する単語数に違いがあることを皆さん知っていますか。男性は7,000語、女性は2万語で、中でも女性は6,000語以下だとストレスを感じるそうです。これは男女の性差の例えで言ったんですけれども、この男女という性差から発生する違いの認識不足だったり、夫婦なんだから言わなくてもわかるやろうという甘えからコミュニケーション不足に陥りがちです。女性は妊娠、出産に対する喜びももちろんありますが、体質の変化や命を預かる重圧などでマタニティーブルーになったり、10カ月かけてゆっくり変化した体型や環境が、産後はすぐ赤ちゃんのお世話が24時間始まっていきます。この産後の女性という体は、交通事故で内臓を損傷している状態で24時間マラソンを走っているようなものです。

そんな中に、家事もこなして、数時間置きの授乳や夜泣きで、寝不足になって、ちょっとイライラしとるとに、夫の協力はなくて、でも、夫は協力していると主張しますから、ますますイライラしてくるという負のスパイラルです。そして、仕事に復帰して、朝から晩まで、育児に仕事に家事にと、寝る時間以外は何かとせわしくやっています。そして、夫に協力をこれまで以上に求めているといけないので、求めますが、お願いしたことしかやってももらえないとか、または率先して何かやってくれたときとかは、いちいちどや顔してくるので、やったことをそして自慢してくるから、またそこでイライラってなったり。

皆さんもそういう経験がおありだと思うんですけれども、でも、男性というのは、仕事や家庭の責任感、金銭面の不安、仕事で疲れとるとに子供中心の生活に対するストレスを感じていると思うんです。それって、夫婦で何の準備もないままに妊娠、出産へと突入して、独身のころと180度違う生活になってきますから、子供との幸せな時間の中でも夫婦間の対話が減って、産後クライシスになっていくと思うんです。

済みません、私の日々のストレスを言って申しわけないですが、何を言いたいかといいますと、今述べたことって、もともと男女の脳のつくりが違うから、性差から来るものなんです。これを整理できて、また、夫婦で本音トークができるようにつくられているこの夫婦会議ですが、本当に参加してよかったと思ったんです。だから、もっと皆さんにこの夫婦会議に来てもらえるように推進をもっともっと図っていつてもらいたいと本当思います。女性活躍とか、男女共同参画というのは、幾ら職場とかが変わっても、家庭とか夫婦のあり方が変わっていかないと実現することはできないと思うからです。

そして、その夫婦会議に参加したときにいただいたんですけど、この世帯経営ノート、名

前がちょっとあれですけどね。このノートなんですけど、先ほど町長も言われましたけど、いろんなシーン別に書かれていて、女性はこいば見て、そうそうそうと思うことのたくさんあって、男性やったら、ああ、そがんふうなとこいでイライラしとったったって思うようなことがいっぱい書いてあるんです。

何を言いたいかといいますと、このノートをセットで、夫婦会議とセットでやられたからすごい意義あるものだったんだなと本当思っ。先ほど、母子手帳の交付のときはちょっと難しいと言われましたけど、そしたら、結婚したとき、結婚して今から子供を産むよという、この期間ですよ。実はここって、女性って実はずっともやもやしているんですよ。両立に不安を抱えていらっしゃる女性ってかなりたくさんいらっしゃるんです。民間でデータを調べられたやつがあるんですけど、こういうのがあるんですけど、女性って、仕事と子育ての両立を、不安を抱えていらっしゃる方が何と92.7%いるというデータの結果が出ています。

だから、私は母子手帳とともにとは言ったのですが、そしたら、やっぱりこうやって不安を抱えていらっしゃる女性が多いということは、婚姻届を提出されに来たときにこれを一緒に交付して、ともに夫婦会議、こういったパートナーシップ応援をしていますよというような案内を出していけば、女性も、あ、そしたら行ってみようかなと思うんじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがですか。交付時があれです、婚姻届を出すときにということなんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在行っております、この夫婦パートナーシップ応援セミナーにつきましては、母子手帳の交付のときにこういった事業もやっていますよというお知らせは、多分担当課のほうから、健康増進課のほうでしょうか、推進課ですかね、やっているかと思うのですが、現在交付しておりますのは、先ほど言われましたようにセミナー参加者だけと。議員は、できればそういった交付がうまくいくように婚姻届の際にでも配付したらどうかという御提案でございます。

先ほど申しましたように、やはりうまく活用していただくためには、何のために目的に配付するのか、あるいはどういった活用法があるのかということも説明したほうが十分うまく活用できるかと思っておりますけれども、やはり一番、手にされた議員が、この世帯経営ノートの有効性を一番認識されているようでございます、御理解されているようでございますので、

そういった御提案を受けながら、セミナー参加者のみならず、例えば母子手帳交付時にでも交付して、こういったセミナーを開催しますので、必要とされる方にはいかがでしょうかという希望者に対する配付、あるいはその婚姻届、これは町内の、できれば町内の居住の方になってくるかと思えますけれども、そういった方に配付したほうがいいのかは十分検討しながら、可能な限り、多くの女性の方の手に行き届いて、これが一つでも女性の負担といえますか、活躍推進のツールといえますか、活用いただければ、こちらが目的とすることはほとんど達成できるのかというふうに思いますので、できるだけそういうふうに対処して考えてはいきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

ありがたいお言葉で、来年以降も継続していただきたいなと。そしたら、私もじゃんじゃんスピーカーのごとく宣伝していきますので、ともに頑張っていきたいなと思います。

そしたら、次に、町長が6期目の施策の中に、女性の感性と若い人の創造性を生かしていきたいとあったように、私も、年配の方の女性の方って、すてきに生きるすべといえますか、能力といえますか、何か知識がすごいないつも思っているのですけれども。また、同世代の女性とかなんですが、女性の内に秘めている思いだったり、いろいろやってみたいと、挑戦してみたいと思われている方って実は結構いらっしゃって、でも、なかなか一歩が踏み出せないとかいらっしゃるんですけど、こういった女性の今からやっていきたいというような方に対しての、任意団体だったり、企業だったり、あると思うんですけど、そこに対してバックアップ的な支援策というのもつくっていてもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど、女性に限ったという施策ではないんですけれども、そういった起業だったりとか創業するのに対しての補助金はなかなかハードルが高いんですけれども、融資制度については本町のほうでも整備を行っていますので、創業支援資金の融資制度を活用していただきたいというのと、もう一つは、東彼商工会と連携しまして、東彼3町と東彼商工会のほうで創業セミナーも開催を29年度から行っております。今年度も行う予定ですので、前回のときは女性もかなり申し込みをされております。まずセミナーあたりを活用していただいて、そう

いったやる気を醸成していただければというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そういった女性が活躍するためのいろいろなグループ、あるいはサークル等でいろいろな事業をやられるということがあれば、いろいろな支援策があるのか、こちらのほうでもお探りいたしまして、可能な限り御支援をしたいというふうに思っております。

それから、これは今度のお知らせになるんですけども、県央地区、これは諫早、大村、東彼3町になりますけど、東彼地区の男女共同参画リーダー育成事業ということで、11月の11日に価値観発見ワークショップということで開催するようにしております。そういった意識の醸成といいますか、ことも展開するようにしておりますので、そういったものにも積極的に参加をしていただきまして、リーダーシップを発揮していただければなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

何かいい情報をいただいてうれしいです。創業セミナーは確かに参加しやすいなと思いました。でも、創業支援の融資の制度なんですけど、やっぱりちょっとハードルが高かったりするところもあるから、こういった貸付対象とかに優先枠とかをつくってもらったりとか、何か採択基準をどがんか上げるようなことをされたりして、もう少し使いやすくしていただけたらなと思います。

あと一つ、済みません、ちょっと戻るんですけど、先ほどの夫婦会議のところで、来年度以降も継続していけるような前向きな回答をいただいたのですが、そこで、もし伸び悩んだと、参加者が少なくて伸び悩んでどうしようとなったときの、一つ提案なんですけど、女子心をつかむといいますか、参加するメリットがあればとか、特典とかあれば、女子って、女子っていう年齢でもないんですけど、女性が食いつくと思うんですよね。

なので、例えば今度から始まる佐世保市との連携事業の中にあるファミリーサポートセンターとか病児・病後児保育の割引チケットだったり、または数回無料チケットだったり、そういった特典つきにすれば少し参加者が増えるんじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに議員おっしゃるとおり、これまで全4回のうちの2回セミナーを開催しておりますが、参加者が、1回目が8人、それから2回目が5人と、非常に少のうございまして、参加される方といえますか、逆に意識高い系でないと参加できないのかなというふうな、そういったニュアンスといえますか、まず要項といえますか、お知らせを見られたときに、そういったまずハードルといえますか、壁があるのかなと。

御提案のように何かそういった参加するメリットを考えたらどうかということでございますけれども、提案された割引券等はちょっと別にいたしまして、参加しやすい環境といえますか、まず周知の徹底、告知の徹底と、それがもう少し参加しやすい環境づくりというものを考えまして、より多くの皆さんに参加していただきたいと思ひますし、そのPRにつきましては、既に参加された皆さん方からの口伝えといえますか、それが一番大きく広がると思ひますので、ぜひあなたも参加しませんかというお声がけを、参加された方からも広げていただきたいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにそうと思ひます。周知徹底していただいたほうがいいかなと思ひますけど、私、一つ思っただけです。ネーミングがかたいと思ひて。なので、そのネーミングは少し変えたらいいのになと思ひたので、そこを、ネーミングを少し考えられていったらな。私、ネーミングを考えるの大好きなので、よろしく、私も提案したいです、ネーミング。

そしたら、次、いきます。女性活躍推進はまず家庭からって、先ほども申し上げていますが、けれども、子育て応援の支援も女性活躍推進には重要なテーマだと私は捉えていまして、そこで、町内には乳幼児連れでも気軽に行ける場所が少ないと、本当感じています。例えば、飲食店にしろ、どこにしろなんですけど、授乳室やおむつ替え用のベッドが少ないですし、子供がちょっと遊べるようなスペースも少ないですし、子供用のトイレがある場所も少ないと私は感じています。ですので、授乳スペース、おむつ替えスペース、または、そういった子供がちょっと遊べるようなスペースをつくっていただくための支援が必要なんじゃないかなと思ひますが、そこはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まずは公的な施設につきましては、御意見も踏まえまして、可能な限り、対処できる部分については可能な限り、スペースの問題もございますので、全てができるとは限りませんが、その分については検討を進めさせてまいりたいと、進めていきたいというふうに思います。

ただ、一般の、民間のいろいろな施設、お店とか事業所については、そういった働きやすい環境の整備について推進を図ってくださいというようなお願いですね。そういった啓発運動はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに一気に難しいと思いますので、そういった公共施設からそういったスペースづくりをしていただいて、また民間の場所へとどんどん派生していくような仕掛けをしてほしいなと思います。

では、それと、イベントのときのことなんですが、イベントのときとかの託児所がないことも多々ありまして、講演会だったり、セミナーだったり、こういった娯楽による参加にしろ、自己研鑽のための参加にしろ、参加対象者が乳幼児の親世代のときは確かにあるんですけども、それ以外のときには託児所がないから参加しないというような方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。ですので、何かイベント等をされるときには、託児所の設置をもっと考えていていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの横山議員のおっしゃることにつきましては、町のほうでいろんなイベントをやったり、講演会をやったりした場合に子供さん連れのお客さんも結構いらっしゃる。そういうときには託児するスペースがないというようなことで、なかなかやっぱり参加、子供を持たれる御家族の方の参加にちょっと影響が出てくるんじゃないかというようなことはあるかと思います。

今、うちのほうで講演会等を行うというような際には、家族連れの方を対象とした講演会もちよっと多いものですから、そういった場合には託児を頼めるような保育士さんの一時的な雇用をしまして、そこで子供さんを見てもらえるようなことは進めておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、子育て中のママじゃなくて、子育て中のママという限定ではなくて、主婦の方々ももっと夜にママ友だったりと食事に行ったり飲みに行ったりとかしたいんですけども、まだまだ社会のこうしなきゃいけないという固定観念だったり、世間体というのを気にして、はたまた主婦が夜に家をあけるものなら、子供を見てもらうために家族とのスケジュールを調整したり、夫の夕飯の準備をしてからだったり、それは一苦勞なんです。結局、全然友達との予定を合わせることができないとか、約束一つするのに労力がかかってきています。

主婦やママさんたちへのリフレッシュというのは必要だと、本当思います。何せ女性は1日6,000語以下だとストレスがたまりますから。ですので、主婦やママのために月1回、2カ月に1回とかでいいので、この日は主婦やママたちが友達と遊びに行っていていい日よというのを推進していくべきだと私は考えます。こうやって公認してあげることで出やすくなると思うんです。まだまだ、やっぱり女性の負担が多いからこそ、あすへの活力のために、プレミアムウーマンデーを推進していただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

非常に時代が変わったなという思いをいたしておまして、やはりそういう発想、感性ですね。やっぱりこういう行政ができる範囲と、やっぱりやりづらいところとあります。だから、今おっしゃったこと、やっぱりある面では計画性を立てる、必ず。そして、グループでつくる。自分のお友だちで。こういうことやったら、これいいよと。あんたたちもグループつくらんと。そういうふうな広がりをもっと持っていったらいいんじゃないかな。

男の飲み会も大体そういうふうな形で、気の合った人たちと五、六人で飲んで、そんなら、おいたち、同級生でもやってみようかというような形ですね。それはやっぱり奥さんから自由勝手にしよったら怒られますので。だから、ある面で月1回、第3土曜日とかなんとか決めて、そういうことからスタートをしていって、ずっと輪が広がっていくんじゃないかなと。PTAの仲間の人とか、同年代の。そういうことは拍手をしたいと思いますので。

ぜひ、まずは自分たちがやりたいことをやるということ。そして、やりたいことをやれるような空気を自分たちでつくるということ。家庭内で。僕も飲むときは、もう2週間前、3

週間前に言うております。怒られんごと。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに自分たちでやっていかないといけないというのもあるんですけど、そこがなかなか、予定が合わない。おのおのの家庭のとか。だから、こうやって町でキャンペーンでもいいので、今、第3日曜日は家庭の日って言って、食卓をみんなで囲みましょうと有線放送されているじゃないですか。あんな感じでいいんで、まずキャンペーンから、第2土曜日とか、第3金曜日はプレミアムウーマンデーとかいって、波佐見町はしているんだよとかして、何かキャンペーンとかしていったら、そしたら、出れるんだ、やった一と思って出れると思うんですけど。キャンペーンだから、浸透するかどうかはわからないんですけど、そういったキャンペーンも一つしてみられてはいいのかなと思うんです。

結構みんなで、プレミアムフライデーってあったけど、あれじゃなくて、プレミアムウーマンデーばつくってほしかよねというようなことを結構みんなママ友たちで言って、いろいろ言っているんで、もし、ここで波佐見町でプレミアムウーマンデーができれば、波佐見さすがってなると思うんですけれどね。

それは置いておいて、じゃあ、次、いきます。お願いします。

じゃあ、次、では、本町は昔から共働き世帯が多かったとよく聞いています。でも、子守りとか、近所の人たちと助け合ってやってこられていたと聞いています。兄弟も多かったし、近所にも子供が多かったから、上の子たちが下の子の面倒を見ていたと、よく聞きます。

そして、現在、核家族化が進んで、子供と一日中向き合っているママ。お母さんが家事をスムーズにできないとか、寝たいときに寝れない、トイレすら行きたいときに行けない状況があります。仕事復帰すると、ますます時間がない。なら、仕事をセーブしなきゃねとなつて、いろいろ悩んで、そういった岐路に立たさせるのは女性ではないかなと思います。親と同居して仲悪くなるより、離れて暮らして親と仲良くできるほうがいいからといって、同じ町内でも別々に暮らされている方っていらっしゃるんですよね。

なら、昔は大家族で、また御近所と助け合っていたのを、現代版のスタイルに変えていけばいいんじゃないかなと私は最近思うようになってきてまして、そしたら、例えばですけど、今、介護のほうで地域包括ケアシステムというのを推進するために支え合いまちづくりをされているじゃないですか。そこに子育てを支え合える仕組みもあわせて考えていってほしい

なと思うんですが、高齢者だけでなく、子育てに追われるママさんたちと地域の方々がみんなで話し合える場を設けていって、支え合いまちづくりの進化版にしていけたらいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今、地域包括ケアシステムを子育てのほうにも生かしていったらどうか、進化版をつくったらどうかというお話だったと思うんですけども、確かにここにつきましては、今後そのような形になるということで、全世代型の地域の支え合いというのが出てくると思います。ただ、これについては、今後我々だけではなくて、住民全体が意識をしていくべきであって、例えば今うちで行っております支え合いの勉強会、これの参加者においては50代以下がほとんど皆無な状態でありまして、意識もまだ薄いのかなというところが現状です。

そういったところも踏まえて今後考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。まず、そういったところできてきて、子育ての部分も入っていくんじゃないかなと思っていますので、よろしければぜひこの勉強会もお時間があられば皆さんも御参加いただいて、いいアイデアをいただければなと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私もこの支え合いまちづくり、参加させていただいたんですけど、確かに皆さんでこれが困っているとか言って、じゃあ、今、何が資源が、これがあるから、じゃあ、こうしていったらいいんじゃないかという、こういったワークショップ形式でされていましたが。そこに子育て世代の人たちがなかなか参加するのは難しいのかもしれないですけど、私も参加しているし、そこから一緒に行こうよと言って、子育て世代の方たちも一緒に、高齢者はこれが悩んでいる、大変だ。でも、子育て世代はここが大変だということをみんなで話し合える、まずそういった場のづくり。最初から、とりあえず先に、介護ができてから、じゃあ次は子育て世代じゃなくて、もう一遍にやっていったほうがいいんじゃないかなって思うんですけど。何事もやってみらんばわからんじやなかですか。最初は来らっさんと思うですよ。画期的なアイデアとかなかったら、なかなか難しいのかなと思うんですけど、こういった場から人を巻き込んでいくようなところからいいんじゃないかなと思うので、もしよかった

ら、その支え合いまちづくりを、さっき言われた全世代型の支え合いと言われたじゃないですか。そういった形で、皆さんに周知していただいて、そしたら、こういった相乗効果で、支え合いまちづくりという今の名前が支え合える町になっていくんじゃないかなと思うんですが、これは願望として、じゃあ次いきます。

それと、もう一つ、32年度までに子育て世代応援支援センターの設置を目指すと言われていましたけれども、この支援の内容の一つに、ちょっとしたお手伝いをしてもらえるような個人対個人のマッチングを、ファミリーサポートの簡易版的な仕組みを取り入れていったりするのはどうかなと思うのですけど。保育園とかこども園の一時預かりというのはあるんですが、そこまでじゃないんだけどということがあるんですよね。例えばちょっとした買い物、赤ちゃんばおんぶして出かけて、車に乗せて、チャイルドシートに乗せて、チャイルドシートからおろして買い物に行くとか、それも一苦労やし、核家族とか一人親のところで、一人でお風呂に赤ちゃん、子供を入れるというのはすごく大変で神経も使いますし。だって、連れてくる人と引き上げてくれる人のおらんちゃけん、それば全部一人でしよらす家庭とか、いっぱいいらっしゃるんですよね。本当、冬とか特に神経使うから、そういうところに個人対個人のマッチングがあれば、ファミリーサポートの簡易版的なのがあればいいのかなと思うのですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今、ファミリーサポートセンター事業の簡易版と、それができないかというような御質問でございましたけれども、なかなか簡易版というのは難しい状況もあるのかなと思っております。一番簡単なのは、やっぱり家族の方、あるいは何か頼めるような知人、友人の方がいらっしゃるれば、その方たちに頼むというようなことが一番かと思えますけれども、そうでなければ、やはり今から進めようとしています、このファミリーサポートセンター事業ですね。こういったきちんとした形で相互援助活動を行う組織を立ち上げたほうが重要ではないかと。簡易的なものの中で、預けられた方が子供さんにけがをさせたというような場合、誰が責任をとるのかと、どういうところで補償するのかというようなことが大きな問題につながりかねませんので。

やはり一番重要なのは、今進めようとしておりますファミリーセンター事業をきちんとした形で、会員登録を行って、センターがしっかりとマッチングをするというふうなことが大

切であるというふうに思っておりますので、本町としては、今後そういったセンター事業ですね、町内、もしくは3町内に立ち上げていこうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにいろいろ責任問題とかあるから難しいなとは今思ったんですけど、そうやってこの子育て世代包括支援センターの事業ですよ。それがよりよく町内の方たちの、子育て世代の方たちの悩みとかにちゃんとマッチングするような形でいろんな支援内容をつくっていただきたいなと思います。

何度も言いますが、女性が活躍する社会の第一歩はまず家庭にあると私も思っていて、仕事も家事も育児もしっかり女性がせんばと思っている女性ってまだまだいっぱいいらっしゃるって、そして、まだちゃんとやっている女性もたくさんいるんですけど、そういう意識の払拭からだと思っております。女性の負担軽減を図っていくことから、図っていかないことにはこの女性活躍推進が実現していかないと思いますので。

でも、この家庭の中にも、片親家庭もいらっしゃる、核家族で夫が出張とか単身赴任とかでいらっしゃることもありますから、こういった、さっきから私が何遍も言いよごと、社会全体で子育て等をやっていくような考え方でこれからやっていっていただきたいなど、本当思います。そしたら、徐々に広がっていくんじゃないかなと、そう信じています。

それでは、次、いきます。小中学校のエアコン設置について入っていきます。

もし来年もことしの夏のような、命にかかわる暑さという言葉がことし出ていましたけど、そういった命にかかわる暑さにならないとも限らないじゃないですか。そう思うと、やっぱり夏までに間に合わせてほしいなという思いもありまして、それで、全校設置となると、そうやって工期も相当かかると思います。扇風機設置のときもやっぱりまとまった学校の休みが必要ということで、夏休みにされたと思うんですけども、こういった全校の工事を一つの契約じゃなくて、1校ずつを一つの契約とすれば、工期も短く、また、まとまった休みじゃないでもいいから、夏までに間に合わせることができるんじゃないかなというちょっとした疑問があるんですけど、そこはどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が申したとおり、今回補助事業、国の補助事業を使って設置を考えております。し

たがいまして、国のいろんな制約がかかると思います。一つ、やはり原資が税金でございますので、効率よく設計を行う必要があります。一般的に工事を分割すると諸経費率が上がってきて金額が上がってきますので、国はそれを嫌うと思います。

したがいまして、その辺の条件を、諸経費率を合算したときで積算をしまして、それを単純に分割するということであれば分割発注も可能かなと思いますが、冒頭申したとおり、国の補助事業がまだ明らかになっておりません。この辺を精査しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにこういった補助事業ですと、そういったルールがあるんですね。じゃあ、そこで、そしたら、その工事等の設置業者の件なんですけど、多分、指名入札になって、参加資格等もあつたりするから、そこは何ともしよってと言えないんですけど、やはり気持ち的には町内の業者さんを優先的にと思うんですが、そこはどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

入札については、御存じのとおり、いろんな手続等がございます。町内の業者さんがそもそも指名ができるかどうかというのも工事の規模等によって細かく決まっておりますので、その辺を踏まえながら見ていかなければいけないと思います。

先ほど言った分割をすると工事費が少なくなりますので、そこで業者さんの指名ができるか否かというのと所管の企画財政課と話をしながらいきますが、いずれにしても入札は公平公正にしなければいけませんので、その辺を踏まえて御理解いただければと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにいろいろそういった入札とかあるから、何とも言えないんですけど、そういった、さっき言われた分割するとか、一括ですとかで、この入札に参加していただける町内の業者さんが増えるような仕方をとっていただきたいなと思います。

では、次に、エアコンの設置が、運用が始まった後のランニングコストの件なんですけど、このエアコンの電気代について、この電気代、保護者負担になるのか、ならないのか、単刀直入に、済みません、聞きましたが、よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

義務教育でございますので、町の負担でございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

今どきどきして聞いたんで、よかったです。安堵しています。

じゃあ、最後に、ことしの夏に扇風機を設置されましたけれども、この扇風機設置後、すぐにまたエアコンの設置というような話に今なっているじゃないですか。そうなったときに、この扇風機の必要性に疑問を持たれる方もなきにしもあらずと思うのですが、このエアコンの設置後、この扇風機をどのように活用されていくのか、お聞きします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

本年、夏に扇風機をつけました。国のエアコンの設置の動向が、情報が少なくてわからなかったことで、その辺はいろんな御意見をいただくことであります。しかしながら、そもそも教室、今の教室についてはエアコンをつけるような構造になっておりません。ほかの県外の先行している団体さんを見ると、つり下げ式の室内機を設置しているようなケースが多いようでございます。そうすると、冷気をいかに教室内に攪拌するかということも一つのポイントになりますので、そういった場合に既存の扇風機で空気を、冷気を攪拌することによって教室全体に行き渡るというような話もあっているようでございますので、決してこの扇風機の設置は無駄にならないということで教育委員会としては考えております。

○3番（横山聖代君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分から再開します。

午後2時1分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。まず初めに、波佐見町の交流人口拡大、そして西の原工房の発展に寄与されました、レストランのモンネ・ルギ・ムックの岡田浩典氏が、先日、42歳の若さでお亡くなりになりました。本町の交流人口増加にも非常に貢献された方だと思います。謹んでお悔やみ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を始めます。

1、男性の育児参加について。

少子化、核家族化が進み、子育て支援制度を充実させることが大きな町民ニーズとなっています。他自治体の動向を踏まえても、本町独自の子育て支援制度を展開することは急務と思われます。女性の就業率が年々増えており、母親の育児、家事の負担軽減を図るためにも、父親が積極的に子育てに関わり、夫婦で協力して家庭生活を営むための支援を行うべきではないでしょうか。

（1）本町における女性の就業率及び役場の女性職員の割合はどうなっていますでしょうか。

（2）本町就労者全体及び町職員の育児休暇の取得状況は把握していますでしょうか。

（3）子育て親育ち講座、夫婦パートナーシップ応援セミナーの開催状況と今後の予定はどうなっているでしょうか。

（4）町職員を対象として国が進める、「さんきゅうパパプロジェクト」の推進を図ることとはできないのでしょうか。

2番、所信表明について。

女性の感性と若い人の創造性を生かしたまちづくりを進めるとの方針が出されています。他自治体との差別化を図り、本町の発展を促すためにも大変重要な視点と思っています。

（1）女性の感性と若い人の創造性を生かすために、具体的にどのような取り組みをするつもりでしょうか。

（2）町内境界及び町外に設置され、年月が経過している案内看板に余りセンスを感じません。波佐見高校美術工芸科の協力を仰ぐなどして、デザインを見直す考えはないのでしょうか。

(3) 西ノ原地区などを訪れる女性観光客に対する来町要因の分析は行っているのでしょうか。

3 番、地域おこし協力隊員の活動について。

地域おこし協力隊員として過去3名の隊員が活躍され、現在も1名が在籍し、さまざまな分野で外部からの視点を生かし、それぞれの立場で職員にはできない柔軟さで活動しています。事業開始から時間が経過したこともあり、協力隊の活動には全国的に課題も上げられています。協力隊員の活動充実のためには、さらなる役場内での支援体制及び町民への協力依頼が欠かせないと思います。

そこで、(1) 過去の隊員及び現隊員赴任時に、役場外への業務案内、挨拶などは行っているのでしょうか。

(2) これまでの活動実績を踏まえて、活動への支援体制は十分だと考えているのでしょうか。

(3) 町民に対して隊員活動の協力依頼及び活動報告は行っているのでしょうか。

(4) 隊員の活動状況及び課題について、全担当課に対する情報共有がなされているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2 番 城後議員の御質問にお答えします。

まず、男性の育児参加について、少子化、核家族化が進み、子育て支援制度を充実させることが大きな町民ニーズとなっている。また、女性の就業率が年々増えており、母親の育児、家事の負担軽減を図るためにも、父親が積極的に子育てにかかわり、夫婦で協力して家庭生活を営むための支援を行うべきではないかという見解のもとに、本町における女性の就業率及び役場の女性職員の割合はという御質問ですが、労働力調査における就業状態とは、15歳以上人口について、月末1週間に仕事をしたかどうかの別によって分類、算出されますが、先般の新聞報道では、15歳から64歳の女性の就業者割合が報じられていましたので、その基準による質問と判断して、平成27年国勢調査をもとに算出しますと、波佐見町の15歳から64歳の女性の就業率は75.27%となります。役場の女性職員は、正規職員のみでは30.5%、臨時職員を含めると46.1%となっています。

次に、本町就労者全体及び町職員の育児休暇の取得状況は把握しているかという御質問ですが、本町就労者全体での統計データについては、国勢調査により共働きに関するものはありませんが、育児に関する休暇等のデータはなく、町内でも集められたデータは見当たりませんでした。

役場町内での育児に関する休暇関係では、育児休業や特別休暇の中に出産補助休暇、子の看護休暇があります。近年の育児休業の取得状況では、出産した女性職員は、子供が1歳になるころまで全て取得されていますが、妻が出産した場合の男性の育児休業では、平成22年に取得された実例があるのみで、その後の実績はありません。男性職員の場合は、妻が出産したときに2日の範囲で出産補助休暇がとれますが、29年度の実績は8人の12日です。さらに男性の場合、出産前の6週間、出産後の8週間には、就学前の子の養育のために5日の範囲で休暇がとれますが、29年度では3人が9日間の取得をしています。また、小学校就学前の子がある場合、疾病や負傷した場合の看護に限られますが、看護のための休暇を年間に5日、子が2人以上の場合、10日までとることができ、取得実績では16人で53日となっています。

(3) 子育て・親育ち講座、夫婦パートナーシップ応援セミナーの開催状況と今後の予定はという御質問ですが、子育て・親育ち講座については、昨年、本町と包括連携協定を締結した長崎短期大学との連携により開催している事業であります。これは保育分野のエキスパートを講師に、家庭教育や子育てなどでお悩みの方を対象に、専門的な見識と知識をもってさまざまなテーマを楽しく勉強できる1時間半程度の講座となっています。全部で6回の講座を用意しており、その中には「子どもと歩く道（お父さんの子育て）」と題しての講座も設けております。これまで、1回目には23組の親子に参加していただき、大変盛況で、また好評でありました。

一方、夫婦パートナーシップ応援セミナーは、男女共同参画の観点から、産前産後の夫婦に対しての支援策として開催しているもので、全部で4回の講座開催を計画しています。これまで2回の講座を開催しており、1回目、8人、2回目、5人と、非常に低調ではありますが、参加者からは非常にためになったとの高い評価をいただいております。

いずれも今年度中に数回の講座を開催しますので、より多くの皆さんに参加いただくように周知を図りたいと思います。

(4) 町職員を対象として国が進める「さんきゅうパパプロジェクト」の推進を図ること

はできないかという御質問ですが、「さんきゅうパパ」の内閣府の目標では、配偶者の出産後2カ月以内に半日、または1日以上休みをとる男性の割合を2020年に80%としています。産後に休暇をとることは、働き方や生活を見直し、家事や育児をするきっかけにするなど、その効果は大きなものがあると認識しており、推進には賛同します。

まず、町職員を対象にしてはどうかとの提案ですが、2番目の質問の答弁のとおり、対象職員9人の休暇取得状況では、8人が1日以上休暇をとっており、数値的にはクリアしている状況です。

休暇の制度は設けられておりますので、今後においても効果的な取得を促していきたいと考えています。

2、所信表明について。女性の感性と若い人の創造性を生かしたまちづくりを進めるとの方針が出されているが、他自治体との差別化を図り、本町の発展を促すためにも大変重要な視点と思われます。

(1) 女性の感性と若い人の創造性を生かすために具体的にどのように取り組むつもりかという御質問ですが、波佐見焼産地においては既に商品開発や販路拡大等に女性デザイナーや女性従業員が数多く登用され、女性の豊かな感性や使いやすさなどの機能性を追求した商品開発が主流となっています。さらに業界においては若い経営者への世代交代も進んでおり、その感性と創造力が遺憾なく発揮され、波佐見の元気の源になっています。

本町では女性の社会進出も活発で、窯業会のみならずともあらゆるジャンルでその能力が発揮されていると思っています。また、議員御承知のとおり、本町における若い人の活躍も目覚ましく、30代を中心とした各組合青年層の創造性は目をみはるものがあります。

このように本町には女性や若者のエネルギーがみなぎっていますので、女性や若い人が生き生きと活躍できるよう意見が出しやすい環境づくりや、発想に対する柔軟な理解と支援を行うなど、側面から支えていく必要が重要だと考えています。

(2) 町内境界及び町外に設置され、年月が経過している案内看板にセンスを感じない。波佐見高校美術工芸科の協力を仰ぐなどしてデザインを見直す考えはないかという御質問ですが、町内県境には幾つかの案内看板を設置しているところで、その中でも一番大きい看板は波佐見有田インター付近の大看板であります。この大看板は西九州道路の全面開通を見据えて平成元年に建設し、本町の入口でもあり、歓迎塔としての役割を担ってきています。時代の変遷とともに老朽化も進んできたことから、平成22年度に県の補助事業を活用して改修

工事を実施し、その際にデザインも一新し、当時のトレンドでもありました波佐見焼おうち器のロゴを用いてリニューアルし、現在に至っているところです。

センスがないとの御指摘であります。このほかにも町内には平成22年度前後に体験観光や観光施設への誘導看板も立てており、できるだけ意匠の統一を図ってきているところで、これらを直ちにリニューアルするには多額の予算も必要なことから、しばらくはそのままの状態で見守りたいと考えております。

なお、今後、老朽化や表示内容の変更等により改修が迫られる場合には、おっしゃるとおり、波佐見高校美術工芸科への協力要請も視野に入れながら進めていきたいと思っております。

(3) 西ノ原地区などを訪れる女性観光客に対する来町要因分析は行っているかという御質問ですが、御存じのとおり西ノ原地区は、旧製陶所跡をリノベーションされ、平成18年のカフェ、モンネ・ルギ・ムックのオープンを皮切りに雑貨店や、やきものショップなど時代のトレンドを反映した店舗が建ち並び、今では若い女性を中心に県内外から多くのお客様にぎわう波佐見町の新しい観光スポットであり、ハブ的な役割を担う、なくてはならない場所となりました。

このように西ノ原を中心に女性を引きつける潜在的な魅力が本町にはたくさんあり、ブラッシュアップしながらPRして交流人口拡大を目指していますが、観光客の動向や意見を聞くことも重要なことから、平成28年度に長崎国際大学へ委託し、アンケート調査等、観光客の動向調査を実施しています。その中で直接的に来町要因分析を行っているわけではありませんが、西ノ原をはじめとする町内の主要観光スポットと各種イベントについて、観光客の生の声として、ポジティブ意見とネガティブ意見をいただいているところです。

このような意見を参考に、女性に限らず、訪れる観光客が満足できるようなおもてなし体制を構築し、今後とも選ばれる観光地づくりを目指していかなければならないと考えています。

次に、3、地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊員として過去3名の隊員が活躍され、現在も1名が在籍され、さまざまな分野で外部からの視点を生かし、それぞれの立場で職員にはできない柔軟さで活動いただいている。事業開始から時間が経過したこともあり、協力隊の活動には全国的にも課題が上げられております。協力隊員の活動充実のためにはさらなる町内での支援体制及び町民への協力依頼が欠かせないと思います。そこで、観光の隊

員及び現隊員赴任時に役場外への業務案内、挨拶などは行っているか。これまでの活動実績を踏まえて、活動への支援体制は十分だと考えているか。3、町民に対して隊員活動の協力依頼及び活動報告は行っているか。4、隊員の活動状況及び課題について、全担当課に対する情報共有がなされているかという御質問ですが、本町での地域おこし協力隊については、昨年6月までに3名が期間満了となり、現在は1名が活動中で、さらに11月から新たに1名委嘱する予定であります。

まず、赴任時の役場外への業務案内や挨拶回りですが、隊員にとって波佐見町は初めての土地であったり人であったりすることから、それぞれの業務で今後関係して必要と思われるところへの案内等については行っていますが、その後の事業展開の中では隊員の自主的活動に委ねています。

また、活動体制の支援や町民への協力依頼については、担当職員も通常業務を抱えながらの支援であることから、十分とは言えないまでも隊員からの要望に基づき行っておりますが、今後さらに情報の交換と共有を行い、積極的に隊員をバックアップして、活動がしやすい状況になるよう対応してまいりたいと思います。

次に、隊員の活動は広報誌で一部コラムとして、また、SNSを活用して、フェイスブックによる情報発信を随時行っておりますが、町民を対象とした活動報告会までは行っておりません。

また、役場内の情報共有化についてのお尋ねですが、本町の地域おこし協力隊の募集においては、特定の集落の地域おこしではなく、町内全域を対象にした観光や農業といった項目であるため、採用後はそれぞれの関係部署に配属しています。このことから、役場内に全担当課での情報共有化までは行っておりませんが、隊員が活動を展開していく中で他の部署にも関係するような状況になれば、その都度必要に応じて情報の提供や交換を行うようにしております。

ただ、隊員の性格や資質、思考や行動力にもそれぞれ個人差があるため、庁舎内の情報共有についてうまく機能していない場合も考えられますので、その点に十分注意して、隊員が活動しやすい環境と支援体制の整備に努めていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

まず、1番、2番については、横山議員も前の質問でもありましたところと重なりますの

で、まず3番の地域おこし協力隊の件から再質問をしたいと思うのですが。今、お一人活動されていて、当初は空き家の改修にかかわる部分で応募されて採用されたという経緯を聞いております。二級建築士の資格をお持ちということで。ただ、実際に来られてみると、なかなか空き家を取り巻くその権利関係とかいろいろな問題、あとは予算的な分ですね。空き家を何か改修するにしても、やっぱり持ち主さんであったり、費用負担が必要なので、その辺の話でなかなか進んでいない状況があつて、今は別の活動もされているというふうに伺っています。

そういう形で、実際に応募されたタイミングと来られてからというのは状況がどんどん変わっていくと思うんですね。今回11月に新しい隊員の方が来られるということなんですけれども、農業に関する部分で来られるというふうに伺っていますけれども、その方に関しても、多分、来られる前に事前で知られた情報と、実際に来られていろんな方のお話を聞いた状況というのは変わってくるのは仕方ない部分だと思うんですね。そのときにやはりある程度役場で今取り組まれている方がいろんな形で情報提供していただかないと、どうしても新しく入ってきた方というのはなじまない部分がたくさんあると思いますので、その辺はもちろん通常業務でお忙しいとは思いますが、今まで3名いらっしゃった方にもお話を聞いたんですけれども、やっぱりもう少し職員さんたちがサポートしてくれたら、もうちょっと活動しやすかったという声も聞いていますので、その辺はちょっと十分検討していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、地域おこし協力隊は1年の任期ではございますけれども、最長3年まで任期がございます。3年後については、当然地域おこし協力隊を離れて、起業、自分で仕事を起こすような状況になってまいりますので、当初こちらが予定していた期待する任務とは若干変更もあり得るということは当然考えられると思いますし、そこら辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

御指摘のように、そういった対応する事業が若干変更してきたときの役場内の支援、協力体制について、若干不足する部分があるんじゃないかと、そこら辺につきましても、お互い隊員さんとの協力、意見交換を行いながら、どういった支援が必要なのか、どういったことを対象とすればいいのかをお互い話し合いながら、活動しやすい体制支援をしてまいりたい

というふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今、課長、答弁いただいたとおり、今まで来られた3人、去年までいらっしゃった方というのは、どちらかというと御自身でどんどん発信される側というか、積極的に行動される側だったのですけれども、今後來られる方、今いらっしゃる方がそうとは限らないので、もしかしたら、ちょっと引っ込み思案だったりして、なかなかコミュニケーションがとれなかったりするかもしれないので、そこは十分考慮いただきたいと思います。

伺ったんですけれども、3人が終わられたタイミングで、役場内で活動報告会みたいなのをやられたといったことを伺ったのですけれども、具体的に、例えばどういうよかった点とか課題点とか上げられたのか、よければお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

3名のうち、お一人は途中で転職なされて離れましたので、その方はちょっと報告はなかったのですけれども、意見交換は日々行っておりましたけれども、お二人につきましては、ちょうど任期が満了のときに、その退任に合わせて、それまでの活動報告を行って、5分か10分程度でしたかね、まとめて簡単に報告をしていただきました。そういった報告の中で、職員が気づかない、あるいはなかなか外回りができない状況ですので、職員はですね。そういった広い視野を持って町内における問題点であったり、その解決法であったりと、活動されたことについては、職員も、ああ、そういったこともあったのかというふうな感心することもあったかと思います。

今後そのような見つけられた問題点については、今、生きていますのは、その空き工房バンク等はそれぞれまだ引き継いで事業展開しておりますし、農業の関係につきましては、いろいろなつながりを濃くしていただいたという成果もあったかと思います。そういった点を踏まえながら、今後の地域おこし協力隊の活動にも期待するところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

地域おこし協力隊ですね、今後も引き続き多分活用されるという方針だと思いますので、新しい隊員さんも活動しやすい環境はぜひつくっていただきたいなと思います。

それでは、まず、町長の所信表明でもありますし、あとは選挙の中でもたくさん述べられた話なんですけれども、女性の感性と若い方の創造性を生かすということをお話しされていきました。選挙戦とか、特に私も町民の方とたくさん話を伺っている途中、やはり、町長御自身でおっしゃいましたけど、長くされている部分に関する厳しい話とか、あとは年齢が高齢だからという御批判がありました。

その中でも、やはり期待をされているという部分は、若い方が積極的に町長の選挙も応援されましたし、そういう若い人の力を、一緒になってやっていこうとする姿勢が、一瀬町長を期待している部分という方が、町民の方がたくさんいらっしゃると思うのですね。なので、今答弁いただいたとおり、さらに具体的に、積極的に若い方、女性の感性を使っていただきたいと思うんですけれども。

一つ、その中でもお願いというか、具体的にちょっとどういう取り組みをされるのかなと気になっている部分が、町民の方のそういう感性というのはもちろん大事なんですけれども、職員さん、町職員さんの女性、先ほどおっしゃられたところで言うと、臨時職員さんを含めると46%も女性がいらっしゃいます。あとは若い方も、年齢構成的に若い職員さんもかなり増えていると思うんですけれども、その方たちの意見をどういう形で取り入れていこうというふうに考えられているのか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

通常の勤務、非常に多忙をきわめておられまして、余りなれなれしくも話せないし、やはり機会を設けてということがあっても、なかなか一緒に飲食をともにしたりということもできない状況だなというふうに思っております。そういう面では、復命書、いろんな研修に行ったり、そういう中で、やっぱり復命書、全部私は必ず見て、コピーしてちゃんととっておりますし、そういう面での、やっぱりこういう気づきがあったのかと、こういうあれを感じたのかというようなことの中で、やはり役所の中でいろんなコミュニケーションを図って、その中からやっぱりそういう人たちの感性を引き出したりとか、また、そういうことを私が請け負って、またほかに転嫁させるというような形ができるだろうし。また、そういうことを管理職とか幹部のミーティングの中でもして、ただするというのがじゃなくて、見直して、やっぱりこういうところに気づくというような、そういう中からいろんな面が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

これは女性に限らず、男性の若い人たちのことについても、やっぱり職員の力が一番大事なんです。それもはっきり言えば現場の主任、主査クラスの方々のそういうものをやっぱり十分我々は受け付ける、受け入れる、そういう中でやっぱり忘年の交わりというような形で、我々の知識、経験と、そして若い人たちのそういう感性と一緒にあって新たな展開ができてくるといような思いをいたしております。

やっぱり一番、まちづくりの基本は役場にあるわけですから、その中でやっぱり現場でそういうやっている人たちがいろんな形でマンネリ化するようなことが絶対ないように、常に前向きに働きやすい環境を私はつくってやるというのが一番大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

私が思っていたとおりの町長答弁をいただいたので、そのまま続けたいと思うんですけども。働きやすい環境を町長はつくられるということを今おっしゃったんですけども、やはりそのためには、特に今、先ほど横山議員も質問されたんですけども、女性の方が非常に多いという環境があると、やはり特に結婚されている方は旦那さんの理解が得られないとなかなか仕事がうまく進まないというケースもたくさんあると思うんですね。特にお子さんをお持ちの方だと、お子さんのことで急遽休まないといけないとか、いろんな問題が出てくると思います。

現在、今、役場の職員さんで産休をとられている方、もしくは過去とられた方もいいんですけど、大体、今何名ぐらい産休でお休みになっているかを教えてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

産休は前後8週間だけでございますので、現在は女性の職員の方もほとんど育児休業というのをとられます。ほぼ子供さんが1歳になるころまでは育児休業をとられておりまして、現在は産休の方を合わせて4名、育児休業と産前産後休暇を取得している方が4名の職員がおります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ありがとうございます。4名いらっしゃるということは、百数十名、職員さん、いらっし

やると思いますので、結構な割合で、多分、年度、ある程度その形で休まれるケースがあると思います。先日前伺ったところでいうと、議会事務局の方もそういう形でおめでたいお話があったというふうにお伺いしているんですけども。やはり、これは別に役場に限ったことじゃないと思うんですけども、女性が働きやすい環境を国としてももっと職場として進めていきましょうよというのが方針ですので、役場がやはりそういう環境になっていくことが、波佐見町全体をやっぱり引っ張っていくものなんじゃないかなというふうに思います。

というのが、先ほども横山議員の話もあつたんですけども、もちろん男女共同参画は役場だけでできる問題ではないのは重々承知しています。ただ、やはり現実を考えて、制度面ですとか、その体制の部分で踏まえると、町内、そんなに大きい企業さんというのは限られている中で、波佐見町役場の中で働いている方というのは、比較的そのいろんな休暇の面とか制度の面とかいうのがやはり恵まれている環境にいらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思うんですね。その方たちが率先して、例えば男性であれば育児に参加するとか、家事の負担をするとかいうのが率先してやられれば、自然とその地域に広がっていくという考え方もあると思うんですよ。

ですので、そういう部分を積極的に進めていただけるように、常にその育児休暇とか、休まれる方が周りにいらっしゃる環境が役場だと思いますので、そういった部分の方から、具体的にどういうものが困っているかとか、そういう部分を聞きながら、それを町のいろんな取り組みに生かしてもらうような施策をどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと私が気になったのが、今、横山議員もおっしゃった、その世帯経営ノートを配付された今回の夫婦パートナーシップ応援セミナーのときなんですけれども、私の夫婦と横山議員と役場の職員さん夫婦が参加、5名で参加したんですけども、少ないというふうにわかっているのだったら、もうちょっと職員さんに積極的に参加していただきたいなと思うんですけど、その参加できない理由というか、何かあるんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

実は職員もかなり呼びかけはしているのなんですけれども、それぞれの都合があつて参加されなかったのか、どうでしょうかね。あと、できれば保健師さんあたりもそういった母子保健指導がある際に、先ほどの答弁とかぶりますけれども、もし保健師さんがそういったセミナ

一を受けられておられたら、また、交付する際の説明についても若干変わってくるのかなという感じもいたしますので、今後についてはもう少し役場内での情報共有をいたしまして、可能な限り、私も参加するわけにはちょっといきませんが、そういった対象となるような若い人ですね。子供を持たれるような方、あるいは既に子育て中の方については、積極的にセミナーに参加していただいて、まず役場職員から意識の改革を進めていくようなことに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ぜひ進めていただきたいなと思います。私も横山議員と同じで、参加させていただいて、妻の日ごろ愚痴を聞いていると思っていたことが、どんだけ夫婦の仲をよくしているのかというのを身につまされて経験させられた機会でしたので、ぜひ職員さんにも、特に男性の方にそういう経験をしていただきたいなと思います。

私も4月の21日に子供を授かりまして、妻が里帰り出産をしましたので、3カ月近く後に子供と一緒に生活するようになったんですけども、最初にその生活するようになってからしばらくたった時期が、俗に言う産後うつが一番多いと言われる100日後ぐらいのときだったので、この状況のままだと、2人目、3人目、考えられないというふうに妻から言われて、非常にショックを受けまして、それまで、横山議員が先ほど言われたようにどや顔をするような状況だったんですけども、それじゃいけないというふうに自責の念にかられまして、もう少し自然に子供に接しようというふうに感じました。

その結果、最初はちょっと嫌々だったんですけど、接しているうちに、子供も実際反応してくれますので、何かこう嫌々じゃなくて、より積極的にやっていけば、子供も妻もわかってくれるという環境があるんだというのを、ある程度やっていかないとわからないと思うんですね。そういう部分で、本当にこの世帯経営ノートもそうですし、夫婦パートナーシップ応援セミナーもそうなんですけれども、そういう機会を、せっかく本町が捉えられていますので、ぜひ活用していただきたいなというふうに思います。

というのが、きのう、このノートについてNHKの全国放送でも取り上げられまして、非常にその注目が集まっているみたいですね。その取り組みを波佐見町でやっているということだけでも非常にPR効果にもなると思いますので、こういう部分を積極的にやっていくということが、例えばその子育て支援施設をつくるというのはなかなかお金もかかりますし、

そう簡単なことじゃないんですけれども、旦那さんの協力が得やすい町、波佐見というふうな形にやっていくのは、そんなにお金がかかるものでもないですし、意識を変えていくだけでできる問題だと思いますので、そういう取り組みをぜひ継続的にやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと私が質問の中で「さんきゅうパパプロジェクト」というふうにうたったのが、子育てに対して、子供を産んだ後に、旦那さんが休みをとるというのを国として、内閣府として進めていますというプロジェクトがあるんですけれども、それは役場内ではほぼ達成されているというふうな答弁だったんですけれども、こういう部分があるものというものはまだまだ知られていないと思うんですね、なかなか。

私がこれを調べている途中で知ったんですけど、波佐見町男女共同参画計画というものも4月に発行されているのですけれども、この存在自体を知らなかったんですね。これは何をしているかという、1,000人の方にアンケートを配付されて、女性がその仕事を進めていく上でどういうことが課題ですかとか、アンケートをとられているんですけれども、せっかくこうやっていいものがあるんですけど、なかなか知られていない状況があるので、もう少しその男女共同参画について、全町民の方に知っていただくような機会をつくっていくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、前段の世帯経営ノートにつきましては、私がちょうどこの経営ノートをつくられた方と知り合いで、以前、リクルート関係の会社にお勤めだったんですけれども、独立されてこういった自分たち自ら経験した夫婦間の危機を乗り越えるためのツールとしてつくったということをちょっとお伺いしまして、参考にさせていただきましたけれども。非常に私も、逆に私も子育てじゃなくて、もう孫育てになっておりますけれども、私が今見ても、これが私の結婚した当時であれば、もう少し私はいいい夫婦関係が築かれたのかなという気がしております。当然、男女機会均等の担当課長でもありますので、私、率先して家事も行っておりますし、可能な限りそういった家事といいますか、意識で家庭の中でも努めているところがございますので、ぜひとも今後ともこの世帯経営ノートについては普及を図っていききたいというふうに考えております。

それから、この男女共同参画計画につきましては、昨年度、策定委員さんにお集まりいた

だきまして、協議をしていただき、3月に取りまとめをいただき、町長のほうに答申をしながら、ことし4月に策定という段取りを踏んでおりまして、やっと最近製本したところでございます。この内容につきましては、ホームページには掲載をしておりますが、広く町民の皆様にも知らせるためには、このアンケート結果等については、ダイジェスト版といいますか、そういったものでもこういった結果になっておりますのでと、先ほど前段の横山議員の質問にありましたように、意識啓発の一つの手段として、町民の意識等は今こういうふうになっておりますが、ぜひ男女共同参画に向けての意識改革を図りましょうというふうな啓発ツールとしてダイジェスト版あたりができるのか、少し検討させていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ぜひ中身を知らしめていただきたいんですけど、例えば、ちょっと1項目を上げると、アンケートをとられていて、家庭生活において家庭の実態はあなたの希望どおりになっているかというアンケートがあるんですよ。20代男性60%、30代男性55%、50歳男性75%なんですけど、20代の女性は10%、30代の女性は25%、40代20%。ほとんど男性は希望どおりですけど、女性は全然希望どおりになっていないというアンケート結果があるので、横山議員がおっしゃったように、結構、ふだん言われないから、多分表面化していない部分で、多分、相当女性はストレスを感じていらっしゃるんだろうなというのが、こういう表になると、ああ、もうちょっと考えないとという部分、男性で思われるところもあると思いますので。

もちろん結果を公表していただくのは、それはそれで大事だと思うんですけど、たくさんセミナーとか、ずっと企画されていると思いますので、ぜひそういうアンケート結果も踏まえながら、来年度以降になるかもしれないんですけど、そういう具体的に自分のこととして捉えられる機会というのをぜひ検討していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そういうふうな意識の醸成が図られるように政策を考えていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、すぐどうこうという話じゃないと思うんですよ。意識の問題ですので。なので、横山議員がおっしゃったように、今まで男がするのがこうで、女性がするのがこうでというのが当たり前だったところを変えていくのは、なかなかそう一緒くたにいくものではないと思いますので、ぜひ。ただ、やっぱり今おっしゃったように、産後うつとか、離婚につながるケースとか、いろいろな家庭環境の問題というのは過去の状況とは変わっていると思いますので、そのあたりは十分に配慮して、具体的に今、女性、特にお母さんたちが抱えている部分を少しでもサポートできる男性、特にそういう世代を持っている旦那さんにもう少し考えていただきたいという機会をつくってほしいなと。私自身もまだまだ足りないと思いますので、そういう機会を踏まえて、女性のことを考えていける機会をつくっていききたいなと思います。

それで、特に思ったことが、子供の接点をしていて思ったことが、やはり女性同士お話を、例えば育児にかかわる部分でいうと、女性同士、なかなかお話をする機会というのが限られているんじゃないかなというふうに思います。きしゃぼっぽ、子育て支援センターとか、その子供を連れていってお母さんたちが話す機会というのはあると思うんですけれども、お母さんたち、その育児世代のお母さんたち同士が同じ思いを共有できる場所というのがなかなか少ないと思うんですけれども、そういう部分は、今どういう形で取り組まれているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問ですけれども、お母さん同士が情報交換できる場というのは、現在、町内では、さっき言われましたようにきしゃぼっぽだけだろうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうだと思いますね。子供を連れていける環境だと、お母さんたちは連れていけると思うんですけど、やはりどうしても子供の状況で行けないとか、例えば病気とかいろんな問題で、ほかの子供さんたちに接するとちょっと行けない場合だとかも多数あると思うんですね。だから、きしゃぼっぽに行きたいんだけど行けないというお母さんたちはたくさんあると思いますので、そういう視点があるんだなという部分はちょっと考えていただいて。

例えば、横山議員が先ほどおっしゃいましたけど、町内の飲食店というのは、なかなか託

児の施設とかトイレとか、いろんな部分で充実していない部分がありますけれども、公的な部分だと充実してきている施設も増えていると思いますので、そういう部分で、もう少し活用していただいて、臨時にこういうところで集まって寄っていただいて使っていただいてもいいですよとか、そういう部分、もう少し、せっかく整備していただいているのであれば、そういう部分を使って、サークル活動とかいろんな分に活用していただけるような取り組みをやっていただければなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、そういったお母さん方が安心して施設を利用できるような体制、あるいは施設の整備というのは重要かと思います。今後できる範囲において、可能な範囲において取り組みしていければなというふうに思います。

なお、今後は庁舎の建替え等の検討が進んでまいりますけれども、その中におきましても、ほかの庁舎の建て方を見ますと、そういったお母さん方が子供さんを連れてきても対応できるようなつくり方等の検討もされているところもございます。そういったものも踏まえながら、今後の公共施設については十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

その具体的な話を今ずっとしてきたんですけど、ちょっと認識としてどういう形で認識されているのかというのを伺うんですけど。よくお母さん世代の方とお話をする、例えば、川棚町は子育て支援が進んでいるから移り住みたいとか、ほかの地域は制度が、例えば武雄市だったらこども図書館があるから移り住みたいとか、そういう話を少しずつ聞くんですけど。例えば、今までの答弁でもいろんな形で独自の支援政策をしないといけないというふうなものが言われているんですけども、今年度とか来年度とかで、具体的にちょっと独自でというのが何か子育てに関する部分で考えているというものがあればお伺いしたいんですけども。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

子育てに関する部分で、他市町にないような子育て支援策が何かあるかということでございますけれども、東彼の管内ではそう大きな違いは今はないものというふうに思っております。

すが、やはり少子化傾向にどこもあるということで、本町も非常に課題としておりますが、今後ほかの町にないような魅力的な町にするためには、やはりそういった子育て支援施策の、新たな施策の展開というのが必要になってくようかと思っております。

現在、何か考えているのがあるかということでございますが、一つ考えているのは、いつからというのははっきり言えませんが、現在、福祉医療を中学校卒業までやっておりますけれども、この対象拡大というものを一つ考えております。県内では高校まで対象にしているところは松浦市のみでございますので、ほか、まだちょっとやっているところも少ないということで、これについてはちょっと考えているところでございます。

そのほかについても、何か支援できないものか、担当課として鋭意検討してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

特別答弁がなかったので。佐世保市との連携中枢協定書案の中では、いろんな子育て支援施設を佐世保市のものを使えるようなことが項目として書いてあったのですが、今のところというのが上がっているのか、教えてください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

佐世保市との連携事業につきまして、子育てに関する部分でございますけれども、まず一つは、先ほどちょっと話にも出ましたが、ファミリーサポートセンター事業ですね。それから、病児・病後児保育施設、これらがちょっと議題に上がっております。その病児・病後児保育については、協定が締結されれば、佐世保市のほうで開かれております、その施設を利用することも可能だと思いますが、ファミリーサポートセンター事業につきましては、これは佐世保市の会員さんをこちらのほうでも活用できるかというのと、そうではなくて、波佐見町内、もしくはその町内でできなければ、3町の中でどこかのセンター事業を立ち上げるということになったときに、今から始まりますので、ノウハウがありません。そういった際に、先進地である佐世保市のほうから立ち上げに対しての支援を行っていただくということと、会員さんが出てきましたら、その会員さんの養成をするための養成講座ですか。今、佐世保市のほうでやられている養成講座のほうにうちのほうから派遣ができるというようなことでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

子育てに関して、いろんな形で、独自でできない部分は他市町と連携してやられているという方向が非常に明確にされていますので、ぜひいろんな部分でですね。できる部分とできない部分があると思いますので、できない部分はうまく他市町のサービスを活用していただいて、結果、本町の方でも柔軟に使っていただけるような仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。

それで、所信表明の中に、なぜ看板を2項目めに入れたかという、女性の感性と若い人の創造性を生かしますという形で町長がおっしゃったのに、目につくものはやっぱり看板というのが非常に目立つと思います。

皆さんにちょっとお配りしているんですけど、今、答弁の中であった部分は、波佐見有田インターの出口の看板ですね。そこは改修されたばかりというふうなお話を伺っていますけれども、その下に、皆さん、写真を上げさせていただいた。これですね、波佐見焼という看板、これは東彼杵町と大村市の境界のあたりに掲げられているもので、多分結構古い看板だと思うので。先般、佐世保市で撤去になった看板があったと思うんですけど、そのタイミングなのか、その後のタイミングなのか、わからないのですが、かなり老朽化も進んでいると思うんですけど、このあたりもそろそろ見直しの時期に入ってくるかと思うんですけど、具体的にこの辺は何か考えてはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この真ん中の写真、波佐見焼という青っぽい看板ですけど、これについては多分昭和の時代の看板じゃないかなと思っているのですけど。この右上のほう、ちょっとよく見ていただくとわかるのですけれども、伝産のマークがついております。伝産というのは伝統工芸品ですね。これをつくられたのは、町ではなくて工業組合でありまして、我々にこれをどうこうする決定権がちょっとないというのが一つあります。ただ、工業組合としてもこれをリニューアルする予算的な余裕もないということでお聞きしていますので、まずここにこの看板が必要なのかというところもちょうと精査しまして、必要となれば、そういった言われるような、もうちょっと女性目線を生かした看板づくりとか、そういうのもしていきたいと思っています。

また、その下のローソンさんの横の看板については、400年祭の平成11年かと思います。400年祭のときに設置した看板で、これもかなり老朽化というか、破れています。これはもう少しリニューアル、ここは場所がいいですので、リニューアルしたいんですけども、いろいろなちよっと許認可の関係もありますので、そういったところもちよっと考えながら、リニューアルするにはそういった女性目線を生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

平成22年に改修されたということで看板に関しては答弁があったんですけども、例えば、いろんな町内の案内サインというのがあるんですけども、実際汚れていたりします。もちろん定期的に検査、確認されていると思うんですけども、やはり観光客にとっては一番目立つものですので、それこそ定期的に、半年に1回とか、清掃というのは大変だと思うのですね。高所なので。ただ、やっぱりどうしても目につくものですので、そこあたりはある程度定期的に巡回していただいて、初めて来町される方が気持ちがいい形で見えていただけるようなものはぜひやっていただきたいなというふうに思います。

最後ですね、感性という形で生かしていくというお話はあったんですけども、もう一度、町長のほうに、やっぱりこういう町になったらいいなというところも含めて答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり波佐見は元気な町ということで、子供たちが安全安心で元気はつらつと、そして女性と若い人たちが伸び伸びと、そして、高齢者になっても、今70歳以上の皆さんの体力はすごいんですよね。そういうことで、高齢者も生き生きと、というような、そういう形の。やっぱり元気がないと前に進めない。そして、前に進めないと、これでいいということは成長がないということでございますので、みんな元気を出して前に進めるような、そういう環境をつくっていくというのがやはり一番大事なことはないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 3 時 13 分 散会

第15日目（10月11日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第15日目（10月11日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 前 川 芳 徳	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 朝 長 義 之	建 設 課 長 楠 本 和 弘
水 道 課 長 堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第3回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き一般質問を行います。順次発言を許します。

9番 尾上和孝議員。

○9番（尾上和孝君）

皆さん、おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして質問いたします。

1、学校給食における食育について。

献立は「おいしくて、栄養豊富で、安全なものを子供たちに！」を合言葉につくられていると思いますが、食べ残しがまだあると聞きます。そこで御質問いたします。

（1）学校ごとの食べ残しの量はどのくらいあるのか。好きな献立、嫌いな献立の把握はしているのか。

（2）学校ごとに子供達にメニューをプレゼンしてもらい、投票でグランプリ優勝を決め、給食のスペシャルメニューとして実現化することができないか。

（3）食べ残しを減らすために、給食時間が終わる数分前に、今、波佐見町でも取り組んでいる3010運動、これの給食版として「もぐもぐタイム」と称して食べることに集中する時間をつくってはどうか。

2、防犯カメラ及びドライブレコーダーについて。

防犯カメラやドライブレコーダーは犯罪捜査の重要な手がかりとなるだけでなく、防犯上の効果も期待できることから、市町村によっては助成制度がある。

（1）町内に防犯カメラは幾つあるのか。

（2）町内での人身事故や物損事故、また公用車での事故など、年間どのくらいあるのか。

(3) ドライブレコーダーは防犯カメラにもなり、安心安全なまちづくりにつながると思うかどうか。

(4) 町職員や町民の交通安全の意識向上を図るため、公用車にドライブレコーダーを搭載できないか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、教育委員会のほうから答弁があります。

まず、防犯カメラ及びドライブレコーダーについては、犯罪捜査の重要な手がかりになるだけでなく、防犯上の効果も期待できることから、市町においては助成制度があるところもあると。町内に防犯カメラは幾つあるかという御質問ですが、町が管理している施設には防犯カメラの設置はありません。また、警察でも設置しているものはないとのことです。町内では、西ノ原地区の商店街組織が平成27年に設置された防犯カメラ4台と、各こども園、保育園に設置されている24台は確認できています。そのほか、コンビニの店舗やスーパーマーケットには設置があるとのことです。

(2) 町内での人身事故、公用車での物損事故などは年間どのくらいあるのかという御質問ですが、交通事故の概要は、平成27年人身51件、物損137件、平成28年人身42件、物損175件、平成29年は人身36件、物損186件となっています。公用車の事故は、自損事故を含め、28年度に6件、29年度は2件の物損事故のみです。

(3) ドライブレコーダーは防犯カメラにもなり、安心安全なまちづくりにつながると思うかどうか。また、町職員や町民の安全運転意識の向上を図るため、公用車にドライブレコーダーを搭載できないかという御質問ですが、ドライブレコーダーは動く防犯カメラとも言われ、事故発生時の原因特定のみならず、車両周辺での犯罪発生時の原因究明に利用されるなど、その効用は社会的にも認められています。また、設置していることにより、運転者の安全運転意識向上につながるとして、運送事業者をはじめ、車両を管理する事業者の設置が増えているとのことです。先般、受講しました安全運転管理者講習でも、意識高揚のために設置推進が促されたところでした。最近は価格的にも安価なものが普及してまいりましたので、設置の方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。尾上議員の質問にお答えをいたします。

1、学校給食における食育について。献立は「おいしくて、栄養豊富で、安全なものを子供たちに！」を合言葉につくられていると思うが、食べ残しなどはまだあると聞く。（1）学校ごとの食べ残しの量はどのくらいあるのか。好きな献立、嫌いな献立の把握はしているのかというお尋ねですが、本町の学校給食は、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣や学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うこと、また、食生活の合理化や栄養の改善及び健康の増進を図ることを大きな目標に実施しております。

現在、学校給食センターでは、1日約1,350食の給食を年間約200日、各学校に提供しております。その中で、本町の食べ残しの量を申し上げますと、平成29年度の一人一食当たりの給食残量は、一番少ない学校で1.4グラム、一番多い学校で5.8グラム、平均で4.1グラムとなっており、また、平成28年度を見ても、一番少ない学校で1.4グラム、一番多い学校で7.0グラム、平均で4.0グラムと例年横ばいの数値となっており、ほとんど完食に近い状況となっております。

なお、環境省が2015年に全国の自治体を対象に行った公立小中学校給食食品ロス状況調査によりますと、一人一食当たりの給食残量は平均で35.5グラムとなっており、本町の当該年度の残量4.0グラムと比較してみると約9倍という結果となっております。

次に、好きな献立と嫌いな献立についてですが、好きな献立を申し上げますと、プリンタルト、唐揚げ、ナン、カレーなどとなっております。これは、毎年11月に中学生を対象にリクエスト給食の調査を実施しており、好きな給食を一人5品目挙げてもらった集計結果となっております。なお、嫌いな献立は、個人差や時期的なものがありますが、煮物や豆類などが残食につながっている傾向となっております。

（2）学校ごとに子供達にメニューをプレゼンしてもらい、投票でグランプリ優勝を決め、給食のスペシャルメニューとして実現化することができないかというお尋ねですが、小中学校学習指導要領の家庭科の教科目標の中で、衣食住について日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、技能を身につけるようにすることとあります。本町でも本指導要領に基づき、小学校5年生から家庭科のカリキュラムが組まれており、5年生で年間60時間、6年生で55時間、中学校一、二年生で35時間、3年生で17.5時間の中で食に関する授業が行われて

います。その中で、児童・生徒は食品の選択や調理の仕方、調理計画を考え、工夫を凝らした献立をつくっており、それぞれが技能を身につけるカリキュラムとなっています。なお、家庭科の時間でつくられる献立は、日常的な食事についての献立づくりであるため、学校給食の献立には反映されていません。

議員お説の取り組みは、食育の推進や残食のあり方などに効果的につながるものと思われませんが、各学校、関係機関との調整やカリキュラムの変更が可能かなど、多くの課題が出てくるものと考えられますので、また、実施するにしても相当の時間を要するものと思われるので、主体となる各学校からの意見を十分に聴取し、状況を考察しながら検討したいと思っています。

(3) 食べ残しを減らすため、給食時間が終わる数分前に「もぐもぐタイム」と称して、食べることに集中させる時間をつくってはどうかというお尋ねですが、給食の時間は御承知のとおり、児童・生徒にとって学校生活の中で一日の節目となる時間であり、午前中の学習をはじめ、さまざまな緊張から解放され、気分転換を図ったり、午後に向けて活力を生み出すことのできる時間となっています。また、食べるという人間にとって基本的な欲求を満たし、心とむ時間であり、みんなで一緒に楽しく食べる体験を通して望ましい食習慣を身につけるばかりでなく、好ましい人間関係を育てる場となっています。さらに、児童・生徒同士、教職員と児童・生徒の触れ合いの場であり、教職員にとっては児童・生徒のありのままの姿を見ることができ、一人一人の児童・生徒への理解を深めたり、児童・生徒の人間関係を知ることができるなど、指導上からみても貴重な時間となっています。

食に関する指導の一環として、給食の時間に放送する資料として「ぱくぱくタイム」や食育・給食通信として「ぱくぱくだより」を各学校に提供しており、日々の給食に関心を持ち、集中して食べられるような環境づくりに努めています。南小学校では、給食の喫食時間の前半は「ぱくぱくタイム」と題して話をしながら楽しむ時間とし、後半は「もぐもぐタイム」と題して、放送の合図から喫食時間の終了まで集中して食べる時間を既に取り入れられています。このような指導方法は各学校にそれぞれ委ねられているため、学校間での取り組みに相違が出ているのが実情となっています。今後、各学校の状況や意向を聴取し、こういった形が一番よいものか考察しながら、限られた給食の時間が児童・生徒にとって最も有効的なものとなるよう努めてまいります。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

御説明ありがとうございました。それでは再質問したいと思います。

まずは、日ごろより子供達のために、おいしくて、栄養があつて、安全でという考えで毎日努力されてらっしゃいますことに敬意を払いたいと思います。

そこで再質問でございますが、結構、食べ残しは量としては少ないということだったんですが、私が持っている資料の中に、29年度の一人一食当たりの給食残量という資料をいただいております。この中で、中央小、南小、東小、中学校とございますが、小学校と中学校というのは多分量が違ふと思いますが、それにしても、先ほどおっしゃいましたが、平均的、中央小では一番少ないところで1.4グラム、中学校では5.8グラムと、どっちかという食べ盛りの中学生というのが給食残量というのが多くなっております。ここはどうしたことかということでお考えあられますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

中学校の残量が小学校と比較して多いということですが、中学校におきましては、まず成長し盛りですので、それだけのカロリー数もとっております。しかし、その中で、給食の時間が小学校と違って短くもございます。そういった時間にかかわるもの、また、生徒が成長盛りですので、女子に関しましては、太りたくないからということで食べ残すと。これ以上食べたら周りに恥ずかしい目に合うというようなところもあつて残してるといふ実情もあるようでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

いろいろ諸事情があられるかもしれませんが、先ほどお話しされた中に、中学校の給食時間が短いということでお話しされました。小学校の給食時間は大体何分ぐらいなのか、中学校の給食時間は何分ぐらいなのか、もしおわかりならば教えてください。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

まず、中学校ですけれども、30分間となっております。これは、準備、配膳、喫食時間、片付けの時間がトータルで30分。東小学校も言いますと、40分、これもそれぞれの時間が入っております。なお、東小学校に関しましては、最後に歯磨きの時間も取り入れられている

状況となっております。それと、中央小学校と南小学校におきましては45分間となっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

びっくりしたのは、中学校の30分というのが配膳から片づけまで30分、これ、時間が少し短いのかなという感じはいたします。ここあたりも、もし改善ができるところがあったら考えていただきたいと思いますが。

それと、小学校間でも結構、残量が違ってます。中央小が1年のトータル的に考えましたら14.9グラム、ほかの南小と中央小は54.7と58.7なんですよ。2倍以上も残量が違うんですよ。ここはどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

先ほどの質問ですけれども、中央小学校が小学校の中で一番少ないということでございます。この残量に関しましては、児童・生徒のみの残量ではなく、先生方の分も含まれております。その学校におきましては、先生方が出張など、またイベント等で行事ごとで不在される場合の残量も含まれてますので、一概に児童・生徒の残量とは言えませんが、ただ、中央小が少ないというところにおきましては、それぞれの学級、先生方の取り組みの状況にも若干の差があるのかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

多分、どこの学校でも皆さん食べるようにということで勧めていらっしゃると思いますが、数字が倍近く違いますので、そこあたりをもう一回学校のほうにお話しされて、この数字も一応多分見られてると思いますが、いろんな意味で取り組まれたらどうかなと思います。

それと多分、中央小は一つの大きい部屋で食事をして、楽しみながら食事をするっていう場所がございます。そこあたりも私は少しあるのかなと。自分たちだけじゃなくて、ほかの学年とも親しんで食べるとか、みんなと一緒に食べるというところで残量が減ってるんじゃないかなと思っております。

それともう1点、7月と1月、こここのところの食べ残しが結構多いんですよ。これはどういったふうに見られてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

その時期に応じまして残量は多少異なってきます。まず、4月から7月までの期間ですけれども、どうしても暑い時期となってます。それと、4月になりますと、新入学生、新一年生がどうしても食べ切れないといったような状況ですので、どうしても4月から7月までの間はそういったところでの残量が増えてるといったことになっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

滑舌が悪くて済みません。7月と1月です。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

1月が多い。これに関しましては、学期ごとの切りかえの時期ということもありまして、風邪とかインフルエンザとか、そういったものも影響しているものと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

確かに風邪とか、子供達が休んだら残量はほんと増えますですね。

それで、もう一つなんですけど、先ほど、南小は「ぱくぱくタイム」とか「ぽとぽとタイム」やったですかね、何かそういった感じで既に取り組まれているということなんですけど、これ、やっぱりいいことだと思うんですよ。これを、あと中央小とか東小学校にいい事例ですということで勧められるお考えはございませんか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

給食の残量については、各学校の校長先生方も一つの学校教育目標として、食育の観点からしっかりと食べていこう、感謝の気持ちを持って食べていこうというふうなことで話をされております。また、先ほどの残量については、毎年2月に年度末というふうなことで、給食センター運営委員会というのがありまして、その折にそれぞれの学校の残量ということについてグラフ化されたものを校長、そしてPTA会長、そして給食担当、それから給食センター、教育委員会が一緒になって会が開かれますが、その折に実態としてわかりますので、それをもとにしながら情報交換も行っておりますので、今後、そういった運営委員会とか、それから町内の校長会、町内の教頭会の中で話をしながら進めていきたいというふうに思っ

ております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ぜひとも進めていつていただきたいなと思います。

それでは、子供達がつくった献立によって、これが給食になるということに進めていきたいなと思いますが、事例がございまして、鹿児島市の事例なんですけど、子供達がつくった献立で給食を実施する試みを始めた鹿児島市のある小学校です。効果が早速あらわれたと。全校でご飯の残食が、多い日は9キロあったやつが2キロへ、おかずの残食も半分にということで結果も出ております。

これ、子供達にとって身近な給食に自分達の考えた食事が出るということで、食事の栄養バランスについて関心が増し、誰それさんが、どこどこ小学校が考えた料理を自分も家でつくってみようとかいったような、家庭での実践に意欲が高まるということも含まれまして、取り組まれているところもございます。また、献立の作成までには、担任の先生とか学校栄養職員さんとかPTAさんとかで一緒に行って、献立の作成のポイントとしては、栄養のバランスを考える、できるだけ多くの食品を使う、旬の食材、ここは鹿児島ですので、鹿児島県内の食材を取り入れるということをお子達に説明した上でされております。

私たちも、波佐見町も食材的にはいろいろございます。波佐見の食材を中に入れて取り組むような考えができないのか。先ほど教育長のお話の中では、各学校がいろいろカリキュラムがあると。その中でまたこれを新たに入れるのはなかなか問題があるということでおっしゃいましたが、これ、取り組むのは、食育を考えた中で、私はすごいんじゃないかなと思いますが、そのところを教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほどから出ております残食をゼロにしようというふうな考えで、子供達と一緒にしながら実践していくということは大変大切なことだというふうに思っております。それぞれの学校の子供達を集めて一つの会場でプレゼンをしなが、一堂に会しながら、それを一つの取り組みとしてやっていくのは、3小学校1中学校集まるという場がどうかというふうなところもあります。ただ、食育に関しては、それぞれ各学校で子供が自主的に活動する委員会活動というのがありますので、その給食委員会が大体どの学校にもありますけど、その

給食委員会の子供達の自主的な取り組みの中でそういったものを取り入れていきながらやっていけるというのはできるかもしれないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

教育長、ありがとうございました。確かに給食委員会とかそういったときにもいいかもしれませんが、ほかに3小学校と中学校が集まってされるときがございますですね。この前もありました。ああいった機会にも、第2部としてこういったことも取り入れられましたら、そのときは3小学校1中学校皆さん集まりますので、していただけたらどうかと思いますが、そこあたりはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

夏休み期間中に子どもサミットというのがありますが、その際、3小学校1中学校集まって、それぞれの学校の課題を取り上げながら、子供達が自ら考えるっていうふうなことでやっております。今、子どもサミットの中では、波佐見町のために自分たちができることは何かというのを大体主題としてやっておりますので、今後、食育に関しても、残量を減らすためにどういうふうにしていけばいいかっていうふうなことのテーマに設けて、そういったことも一つ取り上げてやるっていうのもいいことだというふうに思っておりますので、今後検討して、それぞれの学校の校長先生方、また食育担当の先生方と話をしながら進めていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

子供達にとって食べるっていうことは一番楽しみなことなんです。私もあんまり勉強できなかったほうじゃなかったんで、勉強するより給食とか体育が好きだったけんですね、あれなんですけど、やっぱり食べて元気になるということを進めていっていただきたいなと思っております。

このネーミングでも、子供達いろいろ考えてらっしゃったんですね。自分達でするから、普通のカレーというよりも、「夏場は元気マッスルカレー」とか「みんなうきうきフルーツポンチ」とか、いろいろ、夏は「夏に勝つカツ丼」とか、ネーミングだけでも子供達がわくわくするような、そういった企画をつくっていただきたいなと思っております。

それでは、ドライブレコーダーについて再質問いたします。

先ほど町長の答弁では、設置で検討ということで御返事いただきました。私はなかなか難しいのかなと思って、つけない場合ということでいろいろ考えておりましたが、前向きな検討をいただきましたので、逆に質問するところがあるんですが、いつごろから導入できそうですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件につきましては、この一般質問の内容を審議する場が少しあったものですから、どうだろうかというふうな話を管理職員の中でも話をしたんですが、恐らく設置に関しては、市販のドライブレコーダーの単価を見ますと、高いものでいけば2万5,000から3万円を超えるものがあります。2万5,000円程度のもの、これは取付費はまだ必要かどうかは検討しておりませんが、そのものを公用車約60台程度ありますので、つけたにしてもトータルで150万とか、そのような世界になるんじゃないかと思っております。財政サイドがすぐ「うん」と言うかどうかわかりませんが、時期的には次の年度の予算の要求をしてみたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私もこれ言うからには、ドライブレコーダーつけなきゃいけないなということで、つけております。結構いい感じでも1万円ちょっとぐらいで今ありますので、ぜひとも取付けていただきたいなと思います。もし、つけるとしたときに、消防車、緊急車両、ここあたりも含まれるということでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど申しましたドライブレコーダーの設置の車両については、数字を60台程度と申しましたが、その分については消防の車両も一応入っております。予算要求としては公用車であれば一緒というふうな考えでおります。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済みません。シルバー人材の車両というのは、あれはどこの持ち物になるんですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

シルバー人材センターの車両はセンター所有の車両です。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは、もう設置検討ということで来年度予算に上げたいということですので、ぜひとも、これは職員さんを守るということと、もし何かあったときに、今、認知症の方とかあっちこっち徘徊とかもいろいろ考えられます。いろいろ事件もございます。そういった場合に、これが普通の防犯カメラ、これとかはもう20万とか30万とか平気で1台するので、これでしたら安価な感じで。特に波佐見町の公用車というのは波佐見全部をくまなく回ってらっしゃいます。そういったときに、こういった防犯カメラも含まれるようなドライブレコーダーがあるということは、町民の安心安全、職員さんの安心安全を守ることだと思いますので、ぜひとも早く取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、9番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。10時45分から再開いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

おはようございます。壇上から、次の質問をしたいと思います。

1、人口減少対策について。

これから、日本では経験したことがない人口減少が予想されます。長崎県全体においても過疎化が進行しており、本町も窯業、農業の後継者不足はもとより、地域間格差が顕著にあらわれております。よって、次のことを質問したいと思います。

(1) 本町の重点政策は何でしょうか。また、他町にない特色のある政策はあるのでしょうか。

(2) 高校生の医療費の無料化はできないのか。

(3) 定住奨励金、リフォーム補助金等の増額は考えられないか。

(4) より一層の下水道、浄化槽設置の奨励ができないのか。

(5) これからは、シュタットベルケ（ドイツ）、日本では、みやまスマートエネルギーのような住民サービス主体に活動する事業を考えるべきではないでしょうか。

2、町長の6期目の政策について。

(1) 庁舎建設、歴史文化交流館（仮称）整備、町営住宅小石原住宅整備（建替え）における各事業の基本的な方針はいかがでしょうか。

(2) 中長期における本町の政策ビジョンはどのように考えていらっしゃいますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策について。

これから、日本では経験したことがない人口減少が予想される。長崎県全体においても、過疎化が進行しており、本町も窯業、農業の後継者不足はもとより、地域間格差が顕著にあらわれている。本町の重点政策は何か、また、他町にない特色ある政策はあるのかという御質問ですが、人口減少社会の到来は、地域経済の縮小や疲弊などにより、住民サービスの低下や活力の低下など、国、地方が衰退することにつながっていきます。このことから、国はもとより、本町をはじめ各自治体では、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンを策定し、人口減少と地域経済の縮小を克服しようとしているところであります。この総合戦略をもとに、人口減少を少しでも抑制し、元気な町をつくっていくことそのものが本町の重点政策だと認識しており、そのために、雇用の創出、地場産業の振興、交流人口の拡大や移住・定住の促進、子育て支援に取り組んでいるところであります。

そのような中で、他町にない特色ある政策はあるのかというお尋ねですが、人口減少は本町だけの問題でなく、国内ほとんどの自治体が抱える課題であり、それぞれの市や町が知恵を絞っていろいろな対策を講じているところです。本町では、エッジが効いて一際目立つよ

うな対策はないかもしれませんが、それぞれの担当部署において、現状で考えられるいろいろな仕掛けを行い、事業展開を行っているところであります。町の活性化のためには、まず、その町に人材がいなくては事が始まりませんし、幾ら立派な計画も絵に描いた餅に過ぎません。このことから、本町では総合戦略の基本目標の第一番目に「人を育てる」という政策を掲げております。これは、他町の総合戦略に見当たらない特色あるものではないかと判断しております。

次に、高校生の医療費の無料化はできないかという御質問ですが、これにつきましては6月議会の折にも御質問があり、その折に現在の本町の考えを御説明しておりますが、本町が行っている医療費の支援措置としましては、乳幼児と小学校から中学校までの児童・生徒を対象とした福祉医療費制度があります。この福祉医療費のように、本町の子育て世帯や障害者等へ給付する扶助費は年々増加の一途をたどっており、近隣市町と比較をしましても、予算総額に占める扶助費の割合はかなり高い数値を示しておりますので、福祉医療費の対象拡大はさらに財政を圧迫することが予想されます。しかしながら、人口減少対策を考えるとき、子育て世帯にとって魅力ある町となるためには経済的負担をできる限り軽減する施策が必要でありますので、福祉医療費の高校生までの対象拡大につきましては、今後、十分研究、検討してまいりたいと考えております。

(3) 定住奨励金、リフォーム補助金等の増額は考えられないかという御質問ですが、まず、定住奨励金については、転入等の住居取得者に対する移住・定住促進を目的に、平成24年度にスタートし、1期3年の事業としてこれまで行っており、その都度、若干の制度見直しを行い、現在は3期目の1年目スタートの年となっています。条件や加算措置により最高で78万円の助成が受けられます。また、住宅性能向上リフォーム支援事業費補助金は、性能向上を条件に、リフォーム工事を行う住宅の所有者に対し補助を行うものです。平成28年度からは町単独事業として実施しており、1件当たり50万円以上の工事費に対し、10万円を限度に補助金を交付しています。これらの奨励金や補助金については、1件当たりの増額は厳しいものがありますが、建築工事の地元経済への波及効果は大きいことから、予算枠の増額については検討してまいります。

より一層の下水道、浄化槽設置の奨励ができないかという御質問ですが、波佐見町の污水处理施設整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところ です。平成29年度末現在で公共下水道の污水处理人口普及率は44.8%、浄化槽の普及率は

30.1%であり、汚水処理人口全体では74.8%になっており、普及率は年々増加しています。下水道事業においては、融資あっせん制度、水洗化制度について、工事説明会の折にわかりやすい説明を心がけるとともに、未接続となっている世帯については定期的な個別訪問を行い、水洗化率の向上を図っています。

浄化槽設置整備事業では、年間の設置基数を過去の実績により、平成30年度までは35基の設置を計画し、平成31年度以降は40基を計画して、整備拡充を図る予定です。また、浄化槽設置の一層の普及推進のため、平成26年度から補助金の増額となる上乗せを行っています。

汚水処理施設の整備については、毎年、広報はさみの4月号で、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁の防止のために下水道事業と浄化槽設置整備事業に取り組んでいることを紹介し、それぞれの事業についての内容を説明し、下水道への早期接続や浄化槽設置の奨励を行っているところです。

(5) これからは、ドイツのシュタットベルケや日本のみやまスマートエネルギーのような住民を主体に活動する事業を考えるべきではないかという御質問ですが、議員お尋ねのシュタットベルケはドイツにおいて、電気、ガス、水道、交通などの公共インフラを整備、運営する自治体所有の公営企業（公社）という意味ですが、その歴史は古く、1858年にドイツにあるオスナブリュック市が100%の出資を行い、市内の公共インフラを整備、運営したのが始まりであると言われています。現在、このシュタットベルケが目指しているものは、地域の維持や活性化であり、エネルギー事業から得られる収益をもとに、地域課題の解決や地域への貢献を目指す経営を推進している社会的な事業体であることが一番大きな特徴と言えますが、その数はドイツ全体で約1,400社にのぼり、電力小売市場で約20%のシェアを維持しています。

一方、みやまスマートエネルギーは、日本版シュタットベルケとして、平成27年2月に福岡県みやま市に本拠を置く新電力会社として誕生しました。人口約3万9,000人のみやま市が資本金2,000万のうち55%を出資し、残りの45%を地元の銀行と企業が出資するという形をとりながら、自治体新電力の草分けとして注目されています。同社は、市内から生まれる太陽光発電の電力調達を行い、市内の一般家庭や企業へ電力販売するというエネルギービジネスを展開することで、一定の収益を確保しながら、高齢者の見守りなどを行う生活総合支援サービスもあわせて行っています。言い換えれば、エネルギーの地産地消による地域経済活性化と生活総合支援サービスによる地域問題の解決を目的とする公営企業と言われており、

今や全国から関心が寄せられているものであります。

本町においてもさまざまな地域課題があり、その課題解決の一つの方法として、みやまスマートエネルギーのような公営企業としての取り組みがあるとは思いますが、この日本版シュタットベルケを本町で展開するとした場合、地域性の問題はないのか、参入企業はあるのか、また、果たして本町で採算がとれるかなど、さまざまな観点から研究していく必要がありますので、しばらくは同社の今後の経営状況を十分検証していくことが必要ではないかと考えております。

次に、町長の6期目の政策として、庁舎建設、歴史文化交流館（仮称）整備、町営住宅小石原団地整備における各事業の基本的な方針はという御質問ですが、まず、庁舎建設につきましては、町内の有識者による庁舎建設検討委員会の答申を今年度中にいただくこととなっており、それを踏まえて、平成31年度に基本計画を策定し、その後2カ年で基本設計や実施設計を行い、その後、財源の手立てができれば、本格的に庁舎建設工事に取り組む段取りであります。ただし、国は熊本地震を受け、本来、防災拠点となるべき各市町の庁舎が被災し、その機能を発揮できない状況の発生に鑑みて、地方自治体への耐震化促進策を強化し、耐震基準を満たさない市町村庁舎の改修や建替えを促しています。このようなことから、建替え時期が早まる可能性も考えられます。

次に、歴史文化交流館（仮称）については、現在、変更計画に基づき実施設計を行い、現在の文化財を担う分室機能の移転も考慮しまして、平成31年度から32年度にわたり整備する計画であります。

次に、町営住宅小石原団地については、平成31年度に基本設計や測量等を行い、平成32年度に実施設計、本格的工事着手は平成33年度からの見込みであります。震災復興などから国の補助金割り当てが厳しい状況も考えられます。これらは、昨年度の振興実施計画を策定する中で、中期財政計画を立てながら計画しているものであり、財源やその他の要件により状況が変動することも御了承願います。

中長期における本町の政策ビジョンはどのように考えているのかという御質問ですが、その根幹となるのは行政施策の指針となる第5次総合計画であり、そこには目指すまちづくりの方向性を明らかにした将来像と施策の大綱を示した基本構想と基本構想に掲げた大綱を具体化し、必要な施策の方針と具体的内容を総合的かつ体系的にまとめた基本計画により明らかにしております。また、今後3カ年の事業については毎年見直しを行い、各課のヒアリン

グを行いながら、振興実施計画を策定しており、行財政運営に支障が出ないように、毎年財政計画の見込みを立てながら各種施策の可能性を判断して、また、さきにお答えしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性をとりながら、「人と心が かよいあう 陶磁と緑のまち 波佐見」を目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今から質問していきますが、本町の重点政策は何かというお答えの中で、人を育てる政策というのが答弁にありますけど、これはどういうことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

本町では、先ほどの答弁にもございましたように、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しておりますが、まず、国におきましては、大きなポイントといたしまして、地方における安定した雇用の創出、それから、新しい人の流れをつくると、それから、若い世代の結婚、出産、子育ての支援、それから、時代に合った地域をつくると、これを基本として各市町村につくるようにと要望がっておりますが、これに本町は「人を育てる」という一項目を加えて、これを基本目標の一つに加えているところでございます。

お尋ねの人を育てる目標に沿った事業と申しますのは、やはりものを興すには人がいないとなかなか動かないということがございますので、現在考えておりますのは、町を担う人材の育成といたしまして、まずは今、窯業関係では窯業人材育成等も行っておりますが、そういった後継者等の育成、それから、まずそういった人材を育んでくれる組織、団体をつくっていこうと、支援していこうということも考えております。それから、教育委員会におきましては、幼、小、中、高生に対する新たな授業の実施ということで、イングリッシュキャンプといったものの対応。それから、やはり波佐見高校には美術工芸科もできておりますので、そういった方を対象とした新たな奨学資金、一部免除します給付型の奨励金の創設等も実施しております。それから、感性を高めるための教育やイベントの開催ということで、現在、先ほど申しました新たな団体ということで支援をしております一般財団の金富良舎というのがございますが、そういったところと協力しまして、波佐見高校におきまして美術工芸の生徒を対象といたしまして、大学から特別な先生をお招きして、特別な授業、講習会を開いて、その感性を磨いていきます。そういうふうな取り組みも行っております。それから、昨日の

質問にもございましたように、女性の力というのもこれからは重要になってまいりますので、そういった方の支援についても取り組んでいこうというところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今の説明の中で、よくわかるようなわからないようなことなんですけれども、逆に言うと、中長期的、5年後、10年後、20年後を見据えた政策じゃないかと思うんですよね。そういうふうに間違いはございませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、ことし実施したから、じゃあ来年成果があらわれるかと、そういったものではございませんが、そういった意識の醸成なり、あるいは先を見据えた人材の育成ということにつながっていこうかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に、他町村もありますから、いろんなことが限られた予算の中で政策を打っていかれると思いますけど、波佐見町の特色は何でしょうか。例えば、収入の部とか、あと支出の部は何かというようなことは挙げられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

他町と比較しますと、本町の支出の特徴といたしまして、扶助費、特に子育て支援であったり、障害者、あるいは社会保障費につながるようなもの、こういった扶助費の割合が非常に高いということでございます。まず、29年度の決算の状況で申しますと、全体の23%、ですから4分の1程度はこの扶助費に費やしていると。これが、近隣の市町村で比較しますと、川棚で言いますと22.7%、東彼杵で16%、総じて東彼3町は扶助費の割合が高うございます。これを類似団体、人口規模であったり、あるいは職業の就業割合、これで比較した数字で申しますと、この割合がここまでいかないのが実態でございます。ちょっと手元の資料を探し出しておりませんが。そういった中で、この扶助費あるいは人件費、それから起債償還にかかります公債費、こういった割合が全体で46.4%、これも義務費でございますので、残りの約50%強ですかね、の中でのやりくりということになってまいりますと、どうしても政策

的に限られてまいります。投資的経費、土木事業であつたり建設事業であつたり、そういったものに余波が参つてまいりますので、そういったものと調整をとりながら、地方創生にかかわる政策、事業を実施していかなければならないという非常に厳しい状況でございます。そういった中で、昨年度、ふるさと納税あたりの寄附が非常に増えましたので、そういった特定財源を活用しながら、施策に活用できるものについては十分に図っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今、支出の分で御説明がありましたけど、これから波佐見町は、人口減少は比較的他町村と比べると少ないんですが、自主財源のほうはどうなんでしょうか、10年後、20年後の見通しとしては。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

かなりこれにつきましては、自主財源となります一般財源といいますか、町税あるいは法人の法人町民税、これにつきましては、経済あるいは国の施策等に、あるいは国際情勢にも動向されるところが多いので非常に読みにくいところはございますが、人口減少ということを考えれば、縮小の方向に進んでいくのではないかというふうな見込みを立てております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

非常に厳しい将来だと、どこの町村も一緒なんだろうけども、日本も厳しい、長崎県も厳しい、波佐見町も厳しいと。比較的、波佐見町はまだ楽観的な見通しをされてますけれども、現実にはそういう問題が出てくると、20年後にはもう出てきますと。そういう対策を今からでも徐々に打っていかないといけないんじゃないかと思います。他町にない政策ということで、収入とか支出じゃなくて、逆にこの所信表明の中で、自治会活動の推進について、これはどういうふうにして他町にないようなものなんだろう。その説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

他町にないものと言いますと、まず自治会長制度が毎月、全管理職をそろえて自治会制度

があつてるところはどこもありません。九州管内を見ても。というとは、これだけ地域の基本的には財政的に非常に厳しい状況でございましたので、それを始めたときには、行財政改革を10年間計画を立てて、いろんな財政のやっとな健全化をしてきたとですね。そのためには、やはり自治会の人たちが波佐見のことを知っていただかないかと。波佐見の財政をですね。だから、そういうふうなことで、毎月やつてるところはほとんどありません。これはもう、どこもないです。

そして、やはりその中で自治会の皆さんたちの意見要望を聞きながら、そして可能な範囲の中でそういう予算を組んでやってきたわけですね。だから、これは非常に僕も長崎県でも九州でもこれだけ地域と行政とが意思の疎通を図つてることではないから、ぜひ進めても、やっぱりその仕事そのものが、職員の仕事が増えてくるわけですね、たくさん。連絡とかなんとかなるか。前は駐在員をしておいて、事務連絡だけで済ませとったわけですがけれども。今度は自治会長さんになると、それなりの部落の長として、こういうことをしてほしい、こういうとはどうなるかと、そして、そのときそのときにずっと説明をしてるわけですね。だから、ある面では2年間で相当な経験を積まれるということは、やはり行政の仕事ということをよく理解されて、そしてまた、その方々が地域におるということは地域の人材の財産になってくるといふような思いをいたしております。

だから、非常にこれを有効に活用していかないかという思い。これはお互いですよ、一緒にですね。そしてそういう中で、自治会でできることは自治会でしてください、そして、民間でできることは民間でしてくださいと。それをいかに波佐見町は効率的に効果的に支援をしていくかという、限られた人材と財源ですね。そういう面では、非常に理想的な素晴らしい組織ですねというようなことはどこからでも評価をいただいております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に、高校生の無料化ができないかという質問に入りたいと思いますが、現在、一部負担金、約800円ですか、小学生、中学生、乳幼児、1,600円までというようなことですが、きのうの答弁、それから6月のときの答弁も検討しますと。きょうの答弁の中でも本当に検討したいというようなことがあつてますけど、その点はどうなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり十分検討をして、一回出したらずぐに引っ込めるわけにはいかんわけですね。だから、やはり全体的な財源、そしていろんな各項目において継続していくべきもの、事業に対しては継続をしていかないかと。新たにやるということになってくるぎん、やっぱりそこに必ずどこかほかの面に犠牲になるところがあると。それをどういうふうな調整をするかということについて、あらゆる角度から総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この無料化、ちょっと無料化じゃないんですけど、負担金が出てくるから。でも、この政策というのは、きのうの答弁にもありましたように、長崎県では松浦市だけだと、ほかの町村にはないと。だから、これは特色の一つに入っていくんじゃないでしょうか。僕はそう考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに議員おっしゃるとおり、子育て世帯にとりましては、魅力ある町と感じていただく部分というのがこういった経済的負担の軽減になるものが一番喜ばれるんじゃないかと思っております。これが一番魅力あるものだというふうに思っております。きのうの段階では、県内では松浦市だけが先行して高校生までの対象拡大をやっているというふうに申し上げておりましたが、ちょっと調べてみましたところ、佐々町も今月から対象拡大に踏み切っているということでございますので、今後はほかの町もこういった高校生の対象拡大には着目して、どんどん対象拡大に踏み切ってくる市町も出てくるかと思っております。本町としても、やはりこういう福祉医療の助成につきましては緊急性をもって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど副町長が手を挙げそうになりましたけども、副町長も一つ。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃることは十分わかります。全体的にはやはり財源というものがあるものですから、

そこは取捨選択しながら施策を打っていかなばということで思っております。こういう扶助費的なものは一旦施策を立てれば、なかなか途中でやめるわけにはいかない。しかしながら、一方では、住みよいまちづくり、子育てに優しいまちづくり、こういうものを表に出して、町外からも多くの人たちに移住してもらいたいというようなこともありますので、そういう施策が幾らかあるわけですね。その中でどれをやっていくかというのは、先ほどから申しますように、今後検討、研究をして結論を出していきたいというふうに思いますので、これは前向きに検討をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今、前向きと言われましたけど、前向きの検討、後ろ向きの検討ってあるんですかね。それは別としまして、費用的には大体どのくらい予想されてますか、高校生の無料化になった場合に。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今現在、中学校卒業するまでの医療費の助成やっております、これは議員御存じのとおり、1日800円、2日以上を受診の場合には一月1,600円の負担金を有料にしておりまして、それを超える部分の医療費について助成をしているというものでございますけれども、この延長で高校生まで対象拡大とした場合に、ざっとした試算ではありますけれども、300万ぐらいは必要になるだろうというふうに試算をしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、定住奨励金とかリフォームの補助金とか助成金とかですね。これは先ほど、増額はできないけれども、件数は対処したいというような答弁がっておりますけれども、その点は間違いないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

移住・定住促進策の一環ではございますので、そういった対象となられる方がいらっしゃるようであれば、現在の予算枠を増額してでも対応はしていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その前にちょっと聞くのを忘れました。定住奨励金とかリフォーム補助金とか何かは実績はどうなんでしょうか、ここ2年ぐらいの。御答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

企画財政のほうでは定住奨励金を担当しておりますが、まず28年度の実績が23件で835万円、29年度が38件で1,512万5,000円の助成となっております。ちなみに今年度30年度につきましては、昨日までで24件の申請で888万という状況になっております。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

リフォーム支援事業の補助金でございますけれども、27年度まで県のほうの補助金もあったわけですが、28年度から単独で助成を行っております。28年度が20件、29年度は当初20件の助成を予算化しておりましたけれども、補正で10件追加して30件、30年度は当初から30件の予算を計上いたしまして、前期、後期で、前期15件、後期の15件を募集しておりますけれども、現在、13件の申請があつておるといふような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本当に実績が上がって、非常に利用度が高いかと思えますけど、もっとオーバーした場合どうされますか。補正予算は組まれる予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

先ほど答弁申し上げましたとおり、現在の予算枠、定住奨励金につきましては予算枠が1,140万でございますので、昨年度の実績等を比較いたしまして、今後の伸び等も考慮いたしまして、12月の補正あたりに計上いたしまして対応をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

リフォームのほうはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

リフォーム支援事業につきましても、財政当局と協議しながら、現状、要望等があれば、増額の補正も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

よく議会用語ですけど、「検討します」ということは、しないということ、するということでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

検討をするということです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

所信表明の中に、公共下水道事業については計画している未整備地区の事業推進を図るとともに、公共下水道区域外においては、補助事業による個別処理の浄化槽の設置を推進いたしますと、これ、述べておられます。現状は、今、答弁の中で聞いておりますけども、非常に高い普及率だなと思っております。

ただし、この間の6月の質問の中にも、波佐見町の地域間格差がすごいんですよね。例えば浄化槽1品とっても、30%を超えてるという先ほどの答弁にもありましたけど、少ないところは半分15%を切ってるわけですよね。こういう地域間格差があるわけですよ。それはどこかという、昔栄えたところですね。やっぱり土地が狭くて家が密集してるというようなところは普及率がどうしても低いです。この普及の攻め方ってあるんですけど、説明の仕方、奨励の仕方というのがあるので、その点はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

現在、浄化槽については、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、今現在、35基、そして31年度からは40基を計画しておりますけれども、奨励と言いますか、町民の方への説明については毎年4月号の広報でこういう事業がありますと、それについて補助金はこういう形になっておりますということで、今、町民の方にはお知らせをしているところであります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これも6月、3月の議会で聞いたような答弁なんですけど、要は、例えば、山手地区に住みたいっていう方が何人かいらっしゃるんですよね。ところが、そこで引っかかるのがトイレなんです。水洗じゃないということで。どうしても、話が止まってしまうんですね。だからそのための周知、いろんな方法も6月の答弁、3月の答弁で聞いておりますけれども、そういう周知の徹底というのを今後図っていくべきじゃないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

そうですね。浄化槽については、現在、業者の方による宣伝といいますか、そういう形で行っておりますけれども、議員からあった中尾地区とかは30%を切って、17%ぐらいしか浄化槽の設置がなされていないと。狭地であるということが浄化槽が進まないということもあるのかと思います。

それについては、前回の答弁でも行いましたけれども、複数で1基を設置するというのも考えられるということで、県内においてもどういう事例があるかということ进行调查して、前回も言いましたけれども、東彼杵町で平成27年度に1基、そういうとがつくられていると。ほかの市町村でそういう事例がないかということで、県のほうにも問い合わせをしたり、また、協議会とか集まったときにほかの市町村にも聞いてみたりしたんですけど、今のところはないということでした。

どうしてなのかなということで考えてみたんですけども、そういう複数軒で1基を設ける場合は、組合的な組織をつくって代表者を決めなければならないと。浄化槽を設置する土地もどこに設置したらよいか、また、それが合意のもとに設置されなければいけない。また、世代が変わってもその浄化槽を使っていくというような要件がありまして、また、維持管理についてもそうだと思います。複数軒で持ったらどういうふうな維持管理をするかと。そういう要件がありますので、今のところ、まだ進んでいないのかなという判断をしているところでございます。ほかの市町村でもいい事例があったらどんどん取り入れて、波佐見町でも紹介をして、進めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど下水道、浄化槽の普及率が70%超えてるというような御答弁いただいておりますけど、これが10年後、20年後はどのように推移するのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

下水道と浄化槽の将来の推移ですけれども、2017年に長崎県の汚水処理構想というものが出されております。その資料によりますと、平成38年、下水道の普及率は57.1%、浄化槽の普及率が42.9%、これで汚水処理の普及率が100%となっております。また、平成48年には下水道で59.7%、浄化槽で40.3%の合計100%、これは人口が減っていく、下水道のある町のほうでは人口はそうでもないけれども、下水道のない山間部のほうでは人口が減っていくので、そのパーセントが下がっていく。6割が下水道で、浄化槽が4割という試算になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

浄化槽の件は、地区の要望もありますし、個人の要望もありますからわかりませんが、下水道の場合は、まだ今後の工事予定はあるんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

下水道については、現在、稗木場地区を進めておりますけれども、その稗木場地区が終わるころに、村木地区、つつじが丘周辺になりますけれども、その整備を考えているところです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それ以降は予定はないんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

村木地区を拡大した以降は、あと、西ノ原地区の区画整理がまだできていないところ、その周辺が下水道が進んでいないので、そこを進めていくと。ほかの拡大予定は現在ありません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

一番目の答弁の中に、今後、原資は増えないだろうというような答弁をいただいております。今後、みやまスマートエネルギーみたいな事業を興して、計画をして、何とか住民サービスを維持できるようにできないものか、計画がないか、調査する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま、みやまスマートエネルギーに関することでございますけれども、確かに非常に人口的には東彼3町合わせたぐらいの人口規模ですけれども、非常にスケールの大きい、また魅力的な事業を展開されているというふうに思っております。

ただ、ちょっと懸念されるものもありまして、そのままみやま市の事例を波佐見町にもってこれるかということになると、ちょっと難しい面もあります。1点申し上げますと、みやま市における太陽光発電システム普及率は8.9%ということで、全国平均が5.6%ですから、かなりそれを上回っているというような状況があります。この背景には、平成22年度からみやま市が続けてきた独自の補助金制度によります太陽光発電システムの設置促進策というのがありまして、市内において太陽光発電のエネルギーを調達しやすい環境にあったという下地がまずあったということと、また、みやま市においては平地が多くて、日射量や気温が太陽光発電に適しているという土地柄もあります。したがって、本町とみやま市ではスタート時点における環境上の違いもあるのではないかとこの部分もあります。

地域の諸問題を解決するための施策として始めておられるわけですが、確かに本町においてもいろんな課題はありますので、そういった課題を克服できるような事業というのは求めるわけではありますけれども、また、一番の懸念材料が、ちょっと調べてみましたところ、みやまスマートエネルギーは平成27年度から事業は展開されておりますけれども、2年連続で赤字を出しております、その累積赤字が3,500万となっております。3年目に入ってわずかに100万円の黒字に転換しておりますけれども、採算性の問題もあるんじゃないかということで、これについては始まったばかりの事業でありますから、今後においては黒字に転換する見込みもあるかもしれませんけれども、何分、先のことは何があるかわかりませんし、しばらくはこのみやまスマートエネルギーの動向を注視しながら研究していく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私が調べたところによりますと、電気料が1世帯あたり約4,000円ほど安くなっていると、契約していただくと、というふうに聞いておりますけれども、その分を結局利益を出して、住民サービスに向けるというようなことなんでしょうけど、そういうことも事業を、例えば何でも、町税が減る、交付金も減る、国県の支出金も減るというような状態になっていくと思うんですよね。そのためには何か事業でも興して、成功する成功しないは別として、住民サービスを努めるような事業の計画、調査をぜひお願いをしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

公共施設において、営利的なそういうふうな民間がやるべきことということで、日本の場合はやっぱりそういうふうな形があると。やっぱりヨーロッパ、ドイツとかオーストリアとかそういうところになってきますと、地球温暖化、そして北欧というような形の中で、そういうところは全部国から、国民からそういうふうなことの意識がものすごく高いんですね。だから、そういうふうなところで、公共団体がそういうふうな、電力とか何とかにしてもやって、そしてそれを格安でやるというような、それが全部浸透してしまってるというような状況でございます。

しかし、あそこがいいからといってこっちに持ってきて、まずは、いろんな日本のところでは障害が出てくるなというような思いをいたしております。我々も四、五年前はバイオマス発電をやろうということで内部でいろいろと研究をして、民間と一緒に、そういうふうなあれもあったわけですが、供給すること、それから、提供すること、そして、それに全ていろんな障害が出てくるな。特に公共団体がやるということになると文句ばかり出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分その点を踏まえながら、研究だけはしていかないかんだろうというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に移りたいと思います。

町長はさきの町長選挙で当選なさいまして、まずはおめでとうございます。

所信表明の中に、こういうことが書いてあります。多選に対する批判があることも真摯に受けとめ、初心に立ち返り、与えられた期間、全身全霊をもって務めさせていただきますと

いうふうに述べておられますけど、それは間違いないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私はいつもそういうふうに、与えられた環境の中で最善を尽くすというのが私の一番のモットーでございますので。

以上です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中の所信表明の中でちょっと気になったのが、これからも女性の感性と若い人の創造性を生かし、国や県の施策を見きわめ、波佐見町の特性を生かしながら、子供達のはつらつと、青壮年が伸び伸びと、高齢でも生き活きと、施策の柱にしたいということを述べておられますけど、これもどうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうビジョンと言いますかね、そういう目標を持ちながらやっていかないと、そしてまた、元気がないと、いいアイデアも創造性も出てこないというような思いをいたしております。時代は大きく変わってきておるといふふうに思っております。情報化社会になって、やはりそういう中で、我々の年代の経験、知恵を生かしながら、そしてまた、若い人達の感性、感覚、こういうとを、非常に時代に沿った、今の体感しているのは30代、40代の人だといふふうに思っております。だから、そういう人達が一番時代の流れを読んでるんじゃないかなといふふうに思っておりまして、そういう人達が自由活発に活動ができる、そういう環境状況をつくって、育つ環境、育てる環境というような形で突破口を開けていけるんじゃないかなと。もう、今までの我々の感覚では世の中でなかなか十分な活躍はできないんじゃないかなと。

だから、そういうふうな形の中で、あらゆる分野の人材を育てていかないかん。育てると同時に、育つ環境をつくっていくのが我々の今からの努めじゃないかなと、そういうふうな形で、先駆的リーダーとか女性の方々がやってくることによって、人が人を変える、人が変わる、地域が変わる、地域を変える、そういう形になっていって、これが5年先、10年先に花となり、実となるというような考えで、今すぐってはできませんけども、そういう感覚を

皆さんが、こういう議会の皆さんとかみんなが持っていければ、相当な若い人達の元気さも出てくるし、活躍もできてくるんじゃないかなというふうに思っております。やっぱりそういう思い切ったことが若い人達ができるような、そういうことを常に願って、そして、そういう感性とかエネルギーとか創造性を生かして行って、いろんな分野で波佐見町が元気になってくれば、町の発展は間違いないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

最後に、これも所信表明の中にあります、いろんな庁舎事業とか小石原とか歴史文化交流館（仮称）の事業があります。これら事業推進のためには、当然、大きな財政負担を伴います。第5次波佐見町総合計画や行政改革大綱実施計画、確実な実行により、財政の健全性を図りつつ、また、国や県の財政支援を受けながら、円滑な事業の推進に努めたいということが書いてありますが、この精神を忘れずに、どういうふうに思われているか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今おっしゃったとおりです。間違いありません。そして、20年前も行財政計画で10年計画を立てて、それぞれに本当に我慢してもらうときは我慢すると、そして、やるべきことをやると。だから、そういう中で直面する課題にもちゃんとしながら、5年先、10年先、次の世代に過度な負担は残さないというような形の中で事業を進めていかなければならないと。だから、ある面では1年延びたりとかすることもありますけれども、予定はあくまでも予定で進めていきますけれども、最終的にはいつ何がどう起こるかわかりませんので、未定のところもあるんじゃないかなと。しかし、これだけ皆さんの前で、そして、これも全部計画もありますので、やらないかんことですから。だから、ちゃんとした形で、さっき言ったように、国、県いろんな動き、動向を見きわめて、そして波佐見町の今の自分たちの財政的な体力、そして見通しをちゃんと立てて進めていきたいというふうに思っております。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6 番 脇坂正孝議員。

○6 番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は今回、通告のとおり、2 件ほど質問をいたします。

第1に、町民所得の向上についてでございます。

町長は、町民所得の向上を図ると言明されております。ぜひ、実現してほしいと願うものでございますけれども、そのためにはどのような方法で、いつごろを目途に実現予定なのかを問います。

（1）本町の一人当たり町民所得額は幾らか。また、本県自治体の中での順位はどのくらいか。

（2）本町の町民所得向上のためにはどのような施策を行うのか。

（3）町民所得向上の目標数値でございますが、①金額及び率はどの程度を目指されるのか。②達成目標とする年または年度はいつなのか。③本県自治体の中での順位はどの程度を目指すのか。

次に、第2といたしまして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についてでございます。

長崎県教育委員会は、平成32年度から県内全市町の公立小中学校で、1 校以上コミュニティ・スクールを導入する方針であることを明らかにされました。本町の方針及び取り組み状況について問います。

（1）コミュニティ・スクールの概要について。

（2）コミュニティ・スクールを設置した場合のメリット、デメリットは何なのか。

（3）学校支援会議や学校評議員会など、既存組織との整合性はどうするのか。

（4）本町の方針及び取り組み状況はどうか。

壇上からは以上でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6 番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、町民所得の向上について。

町長は、町民所得の向上を図ると言明されている。ぜひ実現してほしいと願うが、そのためにはどのような方法で、いつごろを目途に実現予定なのかを問う。本町の一人当たりの町民所得額は幾らか、また、本県自治体の中での順位はどのくらいか。

お尋ねの本町一人当たりの町民所得額は幾らかと申しますと、インターネットで公開されています所得ランキングで申しますと、最新の2017年度に公表されている数字で223万6,812円となっています。次に、県内での順位を申しますと、最下位の21番目となっております。この数字は、毎年2月から始まります所得税や町県民税の申告の集計結果を課税状況調書として国に報告しておりますが、その数字をもとに、ある機関が独自に所得ランキングという形で公開しているものです。

次に、町民所得向上のためにはどのような施策を行うのか。（3）町民所得向上の目標数値として、金額及び率はどの程度か。達成目標年度はいつか。県内自治体の中で目指す順位はと。町民の所得向上のためには、まずは所得を生み出す場所であるあらゆる産業の振興、とりわけ本町では地場産業の振興が重要なことは言うまでもありません。御存じのとおり、本町の地場産業は窯業と農業であり、それぞれに生産性向上につながる事業の展開への支援を行ってまいります。あわせて、観光業が及ぼす経済への波及効果も大きいことから、いろいろな産業を観光と連携させた交流人口促進策も行っているところであり、今後も強力に推進してまいります。

このように、それぞれの事業が効果を発揮することにより、経済の好循環や需要収益の改善がもたらされ、これが賃金等の労働条件の改善により、町民所得の向上へとつながるのではないかと判断するところでございます。

お尋ねの各種目標数値や達成年度は特に設定はしておりませんが、業界や各種団体ともよく連携、協議を行いながら、少しでも町民の所得向上につながるような事業の実施や支援策を講じていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

協坂議員の質問にお答えをいたします。

2、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について。

県教委は平成32年度から県内全市町の公立小中学校で、1校以上コミュニティ・スクールを導入する方針であることを明らかにされた。本町の方針及び取り組み状況について問う。

（1）コミュニティ・スクールの概要についてですが、コミュニティ・スクールとは、地域社会が少子高齢化等の変化を見せている中、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域社会と学校とのつながりを見直し、開かれた学校をさらに踏み込んで、地域とともにある学校に転換させるため、地域、保護者、学校が一体になって、地域や学校の課題、子供達の健全育成について話し合い、地域社会と協働して、地域、学校をよりよく実践する組織で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されるものです。

（2）コミュニティ・スクールを設置した場合のメリットとデメリットは何かということですが、コミュニティ・スクールにはこれまでの学校支援会議など会議組織としての性格に、自治会等の地域学校協働本部と連携、協働を加えることで、地域や学校が抱える課題を実践組織として、より行動的に解決できることが期待されており、先行している団体についても、「地域と学校のきずなが深まった」「地域づくり、学校づくりに相互の意見が反映できた」などのメリットが聞かれています。

一方で、学校においては、学校支援会議、学校評議員会などの多くの組織を抱えており、これらの組織との整合性や運営について整理を行わなければ学校の負担が増すとの指摘もあります。これがデメリットとして聞こえているところです。

（3）学校支援会議や学校評議員会等、既存組織との整合性はどうするのかについてですが、長崎県においては全ての公立小中学校に学校支援会議が設置されており、また、学校教育法施行規則に基づく学校評議員会などの多くの組織を抱えています。このため、議員御指摘のとおり、既存組織との整合性が課題となるところですが、長崎県においては、学校支援会議を発展的にコミュニティ・スクールに移行してもよいとの方針が掲げられていますので、県の方針を参考にしながら整合性を検討しているところです。

（4）本町の方針及び取り組み状況はどうかについてですが、本町においては昨年度からコミュニティ・スクールの設置検討を開始しており、町内校長会等で協議を進めています。現時点での検討状況については、県内や郡内での設置事例を参考に、本町の実情に応じた設置形態を協議しているところであり、県の方針のとおり、平成32年度までには設置したいと考えています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一人当たり国民所得を掲載した資料として先ほど町長が答弁されましたホームページにある全国1,741自治体のデータ、これかと思います。最初、私もこの数字を見たときは、まさかとか、うそとか、信じられない状況であったわけですが、この著書ですが、「波佐見は湯布院を超えるか」という、5月にいただいた図書ですけども、この中に、J R九州リテール株式会社の町孝監査役が平均所得としてこのことに触れておられます。したがってこのデータは、ホームページを通じてもちろんですけども、こういうふうな書籍としてもかなり一般に出回っているのではないかと考えております。この資料は当然町長もごらんになっているかと、先ほどの話のとおりでございますけれども、そう思うわけですが、感想はいかがでございますか。それから、町民の皆さんからの反応とか、それから問い合わせ等はなかったでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

その本を見て、1,718市町村があるわけです。927の町村の中で、やっぱり1,712番やったですかね、そういう状況を見てびっくりしておりまして、ただ感想として、よその生活といいますか、よその方々からまちなみを見た場合に、こんなもんじゃないやろうというようなお話はよく聞きます。家屋とかいろんなまちなみとかしたときには、もっともっと裕福だつていうような。そういう中で、いろんなあれがあるわけですけども、しかし、基礎データの中からランキングをされたということでございますので、ある面では地域性といいますか、地域の中で給与所得者が多いところと、自営業者が多いという中でも非常に小規模な企業が多いと。僕ら、20年前ぐらいには、波佐見町が一番社長の数が多いとよとか、車も一番基本的には多いというようなことで、よそにそんなに引けをとることはない、実態はというように思いがまだ半分は気持ちとしてはあるところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今、町長がおっしゃったとおり、私にもわかには信じられない数字でございます。ただ、やはりこういうふうなことで数字として挙がってきてると。それから、県内の状況を見ますと、やはり長崎、長与、時津、あのあたりが高いわけで、ある程度は納得したわけですが

も、質問する予定でしたけれども、これは恐らく課税対象額の2016年版、これが出所だろうと思っておりますが、再度ですけれども、どうして町民一人当たりの所得がこんなに低いのか、その原因はどこにあると思われますか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今の脇坂議員のおっしゃること、昨年の「波佐見町は湯布院を超えられるか」というあの冊子の数字は2016年度版の数字でございまして、先ほど町長が申しました数字、223万6,812円というのは、2017年度、一番最新のバージョンで御報告をさせていただいております。この数字につきましては、町長が申したとおり、2月から始まります申告のデータをもとに、国のほうに報告しまして、その数字をもとに所得ランキングということでインターネット上で公開されてる数字でございまして、ですので、申告でございまして、ここには営業の方、農業の方、もちろん給与の方と年金の方とか、さまざまな昨年所得があられた方の全ての方の所得の平均ということで報告をいたしております。

2017年度、数字で申しますと、6,238名の方の所得の平均が先ほどの数字ということで、その中身を見てみますと——その前に、これは所得でございまして。年間収入ではございませんので、営業で言えば、年収から経費を差し引いたところが所得です。給与にしてみれば、年間収入イコール所得ではございませんで、営業で言うところの経費をサラリーマンの方も認めるような形で、計算式がございまして、例えば、年間300万の収入がある方は、192万ということで所得を計算します。大体100万ぐらいは経費というような形で、全部が全部所得として計算はされませんが、その数字の積み上がりで先ほどの数字になっております。

その中で、先ほど言いました6,238名の報告の中で、給与の方が5,355人ということで、大体85%の方がこの数字に影響されてるのかなと。基本的には全体的に波佐見町に住んでる方の給与が低いから、そういった数字になってくるのかなと。この前も、そういった労働者の割合はということで御質問がありましたけれども、町内が大体4割で、町外が6割ということで、町内だけに限らず、地域性なのかなというふうにも思っております。これは、ほかの市町村も数字で報告はされていると思うんですけども、いかんせん個人情報ということでちょっと情報が入りませんので、他の市町村との比較というのがなかなかできない状況でございまして。

参考までなんですけれども、隣の有田も余り変わらない数字でございまして。有田町も昨年は

佐賀県の中で最下位で、波佐見町より10万8,000円ほどプラスの数字でこのランキングは発表されておりました。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

総じてこの地域が低いということでしょうかね。ただ、川棚の例もあるわけなんですけども、川棚、彼杵の例ですね。地域で申しますと、川棚が県下13位で245万8,000円、それから東彼杵が232万7,000円ということで、川棚町と25万円、月にして約2万円ですか。それから、東彼杵町と12万円、月にして1万円というふうな差が生じてるわけでございます。もちろん、町外に6割行っておられるということ、給与所得者が町外6割、町内4割ということですから、いろいろ町内で頑張ってる事業等をされても、町外に行っておられる方がそうならないと、簡単に追いつくというわけにはいかないわけでございますけども、もう一つ別に見方として、県の広報誌がありますけども、「つたえる県ながさき」というのがありまして、この8月号に掲載されておりました賃金構造基本統計調査というのがあるわけですね。これでいきますと、本県の一人当たりの賃金月額が2010年時点で23万円台、2012年では24万円台、去年、2017年では25万円台と増加傾向にあるということでございますが、本町の2017年、昨年度の統計ではどうなっておりますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

先ほど申しました数字で、給与だけの方の年収に戻したところ、大体330万ほどじゃないかなというふうには予測をいたしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

これは、先ほどの課税対象所得額から逆算していった結果、大体そのくらいですよ。だから330万ということは、約30万に近いということで、この長崎県の統計よりは上をいっているというふうには思えるわけですね。そうなりますと、事業所得者が低いというふうなことも、単純に考えればなりかねないということのようです。しかし、業種によってはいろいろあるかと思いますが、やっぱり波佐見町全体としての底上げ、これが必要かと思っております。目標値をお尋ねしましたところ、数値は設定はしてないということでございますけれども、長崎県の所得の向上対策によりますと、やはり5年間とか10年間でこの業種

はこうなりますというふうな目標値を立ててるわけなんです。ですから、本町においてもこのくらいの目標はある程度立てていかないと、目標がないと先に進まないだろうと思いますが、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

我々がそういう目標数字を明確にしなくても明確に出したんだなって思われがちなんです。ね。長崎県全体の経済とか何とかっていったら、長崎経済研究所とかそのような公的機関といますか、銀行、金融関係、そういうところからはそういうことが出てくるわけですが、こういう行政の中で、小さな範囲の中で、こういう地場産業のそういう目標というのは今まではつくったことはないし、ある面ではそれぞれの会社、企業では、それぞれの現状と、それから将来の見通し、市場の売れ行き、そういう形の中で、経営計画は立てていらっしゃるんですけど、立ててないところも結構多いんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。立てることが是か非か、ある面ではそういうところはそういうところのプロといいますか、銀行とか金融関係の中での数値を参考にしながらそれぞれの判断をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農業に関しまして、農業経営基本構想というのがありまして、農業を主業とする、いわゆる認定農業者あたりにつきましては目標を設定して経営をされてるところです。目標数値といたしましては年間所得400万以上、それと従事時間2,000時間以内というような目標を立てながら経営をされてるという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

済みません、農林課長、先ほどの今の話の中で、認定農業者が年間400万以上ですかね。次の数字は何やったのでしょうか。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

労働時間です。労働時間を2000時間以内。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今の数値でございますけども、一応、経済研究所とかそういった機関も、県内の状況を出すためにはある程度本町の状況も出てるんじゃないかなと思うんですが、そういったところからの数値をもらうとか、そういったことはできないものですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そういった基礎資料につきましては、先ほど町長が申しましたような機関の中で持ち合わせはしているかと思えますけれども、町独自で設定する能力というのは、職権の中では限られておりますので、そういった参考数値がございましたら、こういったものかという数字はいただけるものかと思えます。ただし、それを基礎資料として、本町が目標金額と、あるいはそれを目指す年度というのを設定するというのは現段階ではいかがかなという判断をしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

数値がもらえるということでありましたら、ぜひ一つの参考にもなろうかと思えますので、どうしてもそこら辺から出発しないと先に進まんだらうというふうに思っております。工業統計調査とか商業経済調査ですかね、国が実施する、そういったものがあっておりますので、そういうのも一つの基礎資料にはなろうかとは思いますが、いろんな見方もあろうかと思えますので、とにかく去年よりもよかった、あるいは二、三年後にはこうなるというふうな数字もある程度設定し、分析することも必要じゃなろうかと、私はそのように思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほども課長が言いましたように、もう職員の中では手いっぱいの仕事をしているわけですね。最小の人間で最大の効果を出すということで。この規模では全国一、人口に対して職員の数が少ないといった、もう20年間続けてきてるわけですね。そういう中で、どこまでできるかということは非常に危惧しております。だから、ある面ではそういう基礎資料の中で商工会等の御協力をいただきながら。そうしないと、ある面では各企業のことしの基本計画はどうですか、経営計画はと。そして、将来の見通しはどうですかと、そういうことを全部聞き合わせないかんじゃないかなというふうに思うんですね。そして、それを集計しても誤差は出てくると。しかし、その時点でのこういうふうな数字が出た、こういう目標的な数字

が出たというのは言えるんじゃないかなというふうに思っております。その時点での数値と、それから市場の変化、流通の変化、これによって大きく変わるところもありますし、しかし、そういう資料をもって、それぞれが自分の経営の中で売り上げを10%アップしようとか、5%アップしようとか、そういうようなところと伸びしろがないところといろいろあるだろうと思いますが、ある面では平均的なことが出るような調査の仕方をせないかんとですね。やっぱり、長崎経済研究所にしても、全てはわかってないと。しかし、こことこことこことというような形の中で数値が出てきてるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこらあたりは今からちょっと研究をさせていただければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

やはり所得の向上というのはいろんなことにつながっていきます。来年は消費税が2%上がる予定でありますし、そしてまた、毎年毎年、社会保障費、社会保険料等は上がってるわけですね。ですから、仮に給料が上がっても、実際に購入できる金額と財布に入る金額というのは減ってるわけですよ。そうなりますと、これは回りまわって消費低迷につながって、購買力が落ちて、地域経済がどうしようもないというふうな悪い意味のいたちごっこになりますので、やはり所得の向上対策というのは必要かと思っております。今回、町長もそういったことで言明されましたので、私もちょっと期待をしておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

続きまして、コミュニティ・スクールでございます。

コミュニティ・スクールの中に、大きな役割としまして3点ほどございます。まず第1に、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することですね。それから、第2に、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができるということ。それから、3点、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができるというふうにあります、第1は必須ですよ。後の2、3は任意のようでございますけれども、これはどう取り扱われる予定でございますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほどの3点につきましては、県のほうからもそういった指導を受けております。最初の学校長の学校経営方針に対しての意見を述べるというふうなことについては、これまで行っ

ておりました学校評議員会、それから学校関係者評価委員会、それから学校支援会議、それぞれ地域とのつながりを深めるためにあるんですが、それぞれの会でも同じように学校経営方針に対して意見を述べてもらうというふうな形をとっておりますので、これについてはこれまでどおり、コミュニティ・スクールについてもやっていけるというふうに思っております。

また、二つ目の、校長が作成する学校運営基本方針の承認というふうなことがあります、これについては、同じように、方針を述べて御意見をいただいて、そしてお互い、地域のため、子供達のためになるためにはどういうふうにしていけばいいかということで、お互い高めていくような話し合いを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

それから、教員の任用に関しては、これは県もこれを強めるというふうなことは言っておりません。人事権に関しましては県の教育委員会が決めることでありますので、意見を聞くことはできますが、それをそのまま人事異動に反映するということはありませんので、そういったことについては校長それから教育委員会、いろいろ話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

この3点の中で私も気になりますのは、教職員の任用です。これをこの協議会の中でどこまで言って、そして、これをどう通すかと。いい場合はいいわけですよね。というのは、うちの学校にスポーツ万能の先生を入れたいとか、それから、特色ある学校をつくるためにはこの教科をもっと高めたいと、そういった生徒指導に力を入れたいとか、そういったときはいいんですけども、逆にあの先生はどうもいかんばいと、そういうふうなことが高まってきた場合、あんまり根も葉もないことまでそういうふうになって伝わっていく可能性がありますので、それをどう取り上げるかというのは非常に難しいところがあるかと思います。ある面ではいいけども、ちょっとしたことで悪く見られて、あの先生は変えろと、そういうふうな懲戒とか何とかまでは及ばないということでございますけれども、任用ですから、そういったところも意見として出てくると。そういうふうなプラスマイナスあるわけですが、もう一回済みません、本町としてはこの辺はまだ協議中でございますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この内容については、まだやっぱり初めてのことで、いろんな面の不安が出てくるかというふうに思います。この人事に関しましては、まだ、町として各学校にどういうふうにしていくっていうふうなことについてはまだ話はしておりません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

東彼杵町が既に指定を受けられて導入済みということでございますけれども、順調に進められているかとは思いますが、東彼杵町の状況等はある程度もう参考にされてますですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

東彼杵町は長崎県の研究指定を昨年度から受けておられまして、今年度2年目ということで、今度11月の末に研究発表会を行われることになっております。その研究発表会を私自身も、それから各学校の校長先生方も参考にするというふうなことで、研究発表会には参加をさせていただこうかなというふうに思っております。東彼杵町の場合は、2小学校2中学校あるんですが、それぞれの学校でコミュニティ・スクールを設置されているというふうな話を伺っております。実際に、具体的な内容につきましては今度の研究発表会で勉強させてもらおうかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

研究発表会は、出席されるのは教育長、校長先生方かと思いますが、あと、育友会の会長さんとか、そういった地域関係者は研究会そのものは行かれる予定はないんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校関係の研究発表会にはPTAも参加されるような形でつくられるんですが、今回、県の研究指定の発表会というふうなことで、教員を対象とした発表会になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、PTA関係についての案内については東彼杵町がどういうふうになっているのか、まだそれはこちらのほうとしては把握しておりません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

最近、学校の多忙化がいろいろと言われてるわけですが、この制度の中では学校の多忙化を減らすというふうな趣旨があるわけですね。私も果たしてそれ可能かなと、いろいろ先ほどおっしゃったように、支援会議とか評議員会とか、それから学校の会議も月1とか週1とかいっぱいあってるわけですね。その中でそれが可能かというのはちょっと疑問も持ってるわけですが、これを仮に再来年、32年度から導入される、もしかして来年度からかなりの準備を始めとかなないとできないわけですが、そういったところで、そのところを危惧するわけですね。そしてさっき、整合性ということで質問出しておりましたが、ここのところのスクラップ・アンド・ビルドもある程度必要じゃなかろうかと思いますが、そういったことでの姿勢はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

現在、先ほど言いましたそれぞれいろんな会があるんですが、一番機能しているのは学校支援会議じゃないかなというふうに思っております。その学校支援会議の中に、現在、学校評議員会、それから学校評価者委員会のメンバーの方も学校支援会議の中に入っていて、それぞれ会の運営を行っておるというふうな形になっておりますので、今後、そのコミュニティ・スクールが入ってきた場合は、その学校支援会議をどういった形にもっていくかというふうなことで検討していくことになるかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

文科省が示しておりますパンフレットの中で、この開催計画では、年間、最低だろうと思っておりますけれども、七、八回いろんな会合が入っております。そして、この会議をするためには、かなり上部の会議になろうかと思っておりますので、開催するに当たっての、まず人選からいかにばいかなでしようけど、開催準備とか、それから当日の資料づくり、そして、その後の報告等々、1日ではもちろん済まないわけですね。ですから、相当の学校の負担がかかってきまして、多忙に拍車がかかるんじゃないかというふうに思っております。できるだけ、国で定めた、あるいは県で定めた会議とか、それからそういうふうな組織というのはある程度減らしていった、廃止したり、縮小したりしていった、そしてこちらに集約できるものは集約というふうなことは、先ほど支援会議の話で出しましたが、そのあたりの兼ね合いはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今現在、学校支援会議は学期に1回というふうな形で年3回行っております。先ほどのお話を、コミュニティ・スクールについては七、八回というふうな回数が出てきておりますけれども、この回数については、やはり波佐見町に合った話し合いをするためにどれぐらいの回数をしたほうがいいのかというふうなことで、十分検討した上で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

32年度の実施に向けてということで、昨年度から取り組んでおられるということでございますけれども、現在の取り組み状況、それからある程度、今、路線として決まってること、この辺はどの程度まで決められてるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私が昨年度10月23日付で教育長に就任をいたしましたので、その際、前年度のうちにこのコミュニティ・スクールについてはこれまでどういうふうな形でやってたかというふうなことの話を聞いて、そして、今年度はどういうふうにしていくかということで、また年度始めに話をいたしました。それぞれの学校、学校支援会議がありますので、その学校支援会議の中でこのコミュニティ・スクールについても話題に出していただいて、今後、話を進めたいということで、多分、今年度、7月、9月あたりに第1回目の学校支援会議が行われているんじゃないかなというふうに思いますので、今後2学期後半にかけて、このコミュニティ・スクール、学校支援会議、あわせてどういうふうな方向性を持っていくかということで、各学校の情報を得ながら、波佐見町としての形をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、一応、支援会議までこの話は行ってるということでございますね。そうした場合に、文科省の要領では、委員の人数とか、それから開催回数は先ほど七、八回と申しましたけれども、特に委員の人数ですね、この辺は何人ぐらい考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

現在のところまでは、委員の人数についてはしっかりとした数字は出しておりません。ただ、今、学校支援会議の中で大体参加されてる方が、自治会長、それから老人会長、民生委員さん、それからPTAの役員さん、大体20人から30人ほど学校支援会議のメンバーとして加わっていただいておりますので、そういった方々が今度コミュニティ・スクールになったときに、皆さんの意見を吸い出しやすいような形で人数というのを決めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

32年度から始めるということになりますと、時間的な余裕ももうそうそうないわけですね。規則をつくったり、それから人選をしたり、大方のあれを決めないといけないでしょうし。そして、来年度の3月には学校の方針とかというのはその中で審議されるわけですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

そのつもりでおります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、もう32年度からは、4月1日から完全にスタートということになるわけですね。

それで、一つ、せっかくコミュニティ・スクールによって学校の負担が減りますよといううたい文句になっておりますので、この辺をある程度、例えば運動会の手伝いを地域に投げかけるとか、それからちょっとした行事をお願いするとか、そういった方向をやりながら、学校の職員の負担を減らしていかなばいかなというふうに思うわけですが、そういった含みはもちろんございますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

実際、私も現場に勤めた人間ですので、年間のいろんな先生方の忙しい時間帯というのはわかっておりますので、そういったところについては十分先生方の負担にならないように考

えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

目的にありますとおり、学校も生徒も、一番の主役は児童・生徒ですけども、児童・生徒、学校、それから地域社会、これがよい方向に行きますように運営をぜひやっていたかねばならないというふうに思っております。学校の業務を少しでも軽減されまして、教員が児童・生徒と向き合う時間を多くつくってもらおうと。そしてまた、子供達がそれによって、学力、人格、体力、それぞれ伸びるというふうなことを一番願うわけでございます。この制度が実効性あるものになってほしいと思いますけれども、再度、教育長の決意をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先生方がゆとりあって、しっかりできる元気な先生方が、それが子供達につながっていき、保護者の方につながっていき、地域につながっていくと思いますので、教育委員会としてもしっかり努力していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時5分から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして、以下の質問をいたします。

1、官製談合事件について。

本年6月1日付で配付された「官製談合事件に係る再発防止対策について」によると、①当該職員の公務員としての倫理意識の欠如、②事件防止の業務及び組織体制に原因があったとされています。その後、どのように綱紀粛正を図ったか、次の点をお尋ねいたします。

- (1) 再発防止対策の現状はどうか。
- (2) 町政に対する町民の信頼回復はどうか。
- (3) 再任用者の処分規定の整備はどうか。

次に、2番としまして、自治会からの要望書について。

選挙の折、町長が公約された町政運営の8本の柱の3番目に書かれてある、生活環境の整備促進に該当する自治会からの要望書について、次のことをお尋ねいたします。

- (1) 要望書の基本的な取り扱いはどうなっていますか。
- (2) 要望書の内容が実施できていないものの取り扱いはどうなっていますか。

3番、自治会に対する補助金等について。

少子高齢化社会の進行で人口減少に歯止めがかけられない。各自治会の活動は住民の会費で賄っており、財政支出にも限界があります。そこで、次のことをお尋ねします。

- (1) 災害対応の補助金等にはどのようなものがありますか。
- (2) 補助金等の情報は公平に行っていますか。
- (3) 自治振興交付金の支出はどのように行っていますか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、官製談合事件について。

本年6月1日付で配付された「官製談合事件に係る再発防止対策について」によると、当該職員の公務員としての倫理意識の欠如、②事件防止の業務及び組織体制に原因があったとしている。その後、どのように綱紀粛正を図ったか、次の点を問う。

再発防止対策の現状はどうかという御質問ですが、まず、職員に対する対応は、作成した「官製談合事件に係る再発防止対策」「波佐見町職員倫理規程」「職員のためのコンプライアンス・ガイドライン」を全職員に配付し、内容の理解を求めました。

5月28日には、これらをもとに内部の職員による全職員を対象とした研修会を行い、防止

対策、倫理行動基準、禁止行為、問題への対応要領などを徹底するとともに、業務に関しては士気が下がらないように促しました。

7月19日には職員倫理に関する専門の講師を外部から招き、全職員を2班に分けて、コンプライアンス研修会を開催しました。受講者へのアンケート回答を見ても、新しい気づきや再認識するよい機会であり、定期的な開催は必要との意見もあっていますので、計画していきたいと考えています。

次に（2）町政に対する町民の信頼回復はどうか。住民の皆さんは、各種の報道で情報を得られると思いますが、町としても機会を捉えてお伝えし、謝罪と信頼回復に尽くしていくよう説明してまいりました。7月の広報はさみにも、事件の要因と再発防止対策を掲載し、町としての対応をお知らせしています。

信頼回復ができているかについては言及はできませんが、不祥事が発生することにより、それまで築き上げた信頼が失われるのは本意ではありませんし、現実起きてしまったことであり、最善を尽くして信頼回復に努めてまいります。

（3）再任用者の処分規定の整備はどうか。再任用職員の処分に関しては、地方公務員法第29条第3項に明文化されていますので、処分そのものは問題なかったと認識しています。また、3月議会の一般質問に関連する、波佐見町職員懲戒処分等基準要綱第4条の表現が不適切ではないかとの指摘と思いますが、現行では「その者を管理監督すべき地位にある者を処分することができる」との条文で、これに基づき、当時の課長であった職員を懲戒処分したものです。

議員は、「管理監督すべき者だった」あるいは「いたことに対する処分ができる条文はない」との見解ですが、本件事案について町村会の法規室に照会を行ったところ、要綱第4条第2項の「管理監督すべき地位にある者」に及ぼす範囲については問題ないとの見解を得ていますので、町としても同様の判断をしております。したがって、現時点では要綱の改正は予定しておりません。ただし、国の懲戒処分の指針において、公文書管理の不適正について内容の追加等がっており、その点に係る改正は必要かと思いますので、改正を予定しています。

2、自治会からの要望書について。

選挙の折、公約された町政運営の8本の柱の3番目に書かれている生活環境の整備促進に該当する自治会からの要望書について、次のことを問う。

要望書の基本的な取り扱いはどうか。要望書の内容が実施できていないものの取り扱いはどうか。自治会から提出があった要望書については、まず広報公聴担当の企画財政課が窓口となり、受け付けをします。ただし、要望書の内容が特定の課に関するものであれば、担当課で受け付けする場合があります。複数の課にまたがる要望の場合は、内容によって関係課・局に供覧し、情報を共有します。必要に応じて自治会長や郷の役員に立ち合いを求め、現地を調査確認することもあります。その後、求められる事項への対応が、町がすべきものか、自治会や個人等が対応すべきものかの判断をし、町が対応すべきものであれば、重要性、緊急性などを勘案し、予算との調整を図りながら、可能なものは対応の時期を含めて自治会に回答を行っています。

回答は、できるだけ文書での回答を心がけています。ただし、限られた予算の中で、拡大する住民の行政ニーズ全てに対応することは不可能であり、懸案事項として先送りする事案があることは御承知のとおりだと思います。

町が対応すべき事項で自治会の要望どおりにできないものは、その要因となっていることをクリアしながら、また、予算確保に係るものであれば、次年度以降の補助金やその他の財源調達、実施の方法を含めて予算要求し、実施していくこととしています。自治会にとっては早期に実現できることが最も望ましいことは承知していますが、町の内情も理解していただくようお願いいたします。

2、自治会に対する補助金について。少子高齢化社会の振興で人口減少に歯止めがかけられない。各自治会の活動は住民の会費で賄っており、財政的にも限界がある。そこで次のことを問う。

(1) 災害対応の補助金にはどのようなものがあるか。自治会を対象とした災害対応の補助金については、地域振興事業補助金のメニューで対応できるものがあります。自治会所有の公民館や運動場、有線放送施設が災害により被災して、復旧や修理を行う場合に、一定の採択基準や諸条件のもとに補助対象としているところであります。

また、災害に関連した農林業関係では、まず国の採択基準に基づく農地・農業用施設災害復旧事業補助金や林道施設災害復旧事業補助金がありますが、申請においては、農地の場合は災害規模に応じた受益者負担が生じますので、受益者の意向の確認の上、対応しています。一方、国の補助事業に該当しない場合は、小規模農林事業補助金の採択基準に基づき対応していますが、いずれも受益者負担が生じるため、これも意向確認の上、対応しています。ま

た、町道ではない生活道路が被害を受けた場合は、道路事業補助金の対象となる場合があります。

(2) 補助金等の情報は公平に行っているか。自治会長会議などを通じて公平に行っております。

自治振興交付金の支出はどのように行っているのか。お尋ねの自治振興交付金は、自治会の自主的活動を支援するために交付しており、今年度は総額1,800万円を均等割3分の1、世帯割3分の2で算出して、年2回に分け交付するようにしており、例年6月と10月に支出しています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

昨年の12月9日に職員の逮捕という形で発覚いたしました官製談合事件について、町当局は職員の綱紀粛正を図ることを町民に約束されました。その後、先ほど町長の答弁にもございましたように、6月1日付で、官製談合事件に係る再発防止対策として波佐見町職員の倫理規程や波佐見町職員のためのコンプライアンス・ガイドラインを作成されました。私はその実効性について検証を行い、二度とこういう不祥事が発生しないよう議会として監視しなければならないという立場で質問させていただきたいと思います。

まず最初、6月1日に、官製談合事件に係る再発防止対策についてという文書と職員の倫理規程、もう一つ、コンプライアンス・ガイドラインというのを配付されてます。中に、もう一つ、職員の懲戒処分等基準要綱というのがございます。この基準要綱というのは、職員が行いました行為の内容によってどういう処分がありますよという中身が細かく書かれていた文書なんですけども、これについては各職員のほうには配付されてないんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

懲戒処分等の基準要綱についてまでは、職員には配付しておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

中身はかなり細かい内容で、処分項目と処分理由、量定の基準というのが細かく書かれています。こういうのも各職員一人一人に配るということはしなくても、各課に一つ備えておくこともある意味必要ではないかと思うんですが、この対応はどうされますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

これまでは、これについては職員に個別には配付しておりませんが、当然、周知したほうがいいと思いますので、それは職員にも配付して周知をしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

コンプライアンス・ガイドラインと、あと、波佐見町職員の倫理規程等から拾ったやつなんですけども、町長の答弁にございましたとおり、専門講師を7月19日、5月28日は全員を対象にした研修をなされて、今後、定期的に研修をやっていききたいというふうにおっしゃっております。この中で、こういうガイドラインとか倫理規程の中にも同じような内容が書かれてありますので、この内容自体は物すごくよくできております。実際、定期的な研修をやってほしいと思いますし、徹底してほしいと思います。

その中で、答弁等の中でもちょっと気になる部分がありました。一つには、今回、事件を起こした職員が、理由としての中で書かれている内容なんですけども、行政事務の緊張感が薄れていった、業務外での個人的なつき合いがあった、現場の打ち合わせ等に個人の携帯電話を使用していた、この3番目に挙がっています、現場の打ち合わせ等に個人の携帯電話を使用していたということに関して、どういう対応を現在行っているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今は携帯電話の時代ですから、それぞれ現場の、業者の現場員も持っているわけなんですけども、できるだけ町の電話を使って連絡をするようなということで、今、指示をしているところであります。やっぱり、特に水道なんかちゅうことについては、夜中なんかも緊急性があるものですから、今のところは職員の携帯で連絡している状況でございます。ここも、以前、公用の携帯電話というのもありましたけれども、個人に携帯電話がずっと普及してきてからなかなか使わなくなったということもありますので、今後は検証していく中で、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

これは、大きな理由としてこういうのが個別的に上がってることですので、その対応はし

っかりされたほうが原因の一つとして大きく取り上げられているわけです、このコンプライアンス・ガイドラインの中でもですね。だから、この対応はしっかりされて、公用の携帯を使うなり、そういう連絡についての、いろんな意味で公私混同しないような形をとられることとお勧めしたいと思います。その内容についてはお任せしたいと思いますが。

もう一つは、研修が二度ばかりあっておりますが、もう一つの研修が上がっております。入札制度等の実務研修、これについてはなされたんですか、なかってないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

実務研修については、県で行われますそれぞれのこういった研修に参加させておりますが、町職員を全体を対象とした研修会は、残念ながら行っておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

このおつくりになった指導書には上がっておりますので、これも実施してください。どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

入札業務に関しては企画財政課が担当しておりますので、担当者がその仕事の精度を高めるという意味におきましては、専門の研修制度に参加させて、磨きをかけていきたいと思えます。それから、随意契約についてはそれぞれの所管の課で行っておりますので、それらについても、機会あるごとにそういった研修に参加していただくように促していきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そのほかも上がってますが、指名停止措置の罰則強化を図る。どのようにされるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは取扱要綱の中に、まず幅を持たせた期間がございます。指名停止期間ですね。その中でも、条件によりますけれども、重いほうの期間を採用したいというふうに考えておりま

す。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この事件の概要と要因、そして再発防止の対策の実施ということになってますが、私がその事件当時含めて、いろんな形で聞き取りをします中においては、この事件発生の大きな要因は、報告、連絡、相談ができてないんですよ。町長も事件発生後の記者会見、その他では晴天のへきれきだとおっしゃってます。予想もしなかったことが起きてしまったということですが、これは、基本的に私が知るところによりますと、当該職員と業者の癒着は各所で町民も承知している事実なんです。当時、各部署、当該部署においても知らない人はいないぐらいの情報なんです。ここを見過ごしたということが大きな要因なんです。だから、報告、連絡、相談が全くできてなかったということです。

取り上げられた事件は鴻ノ巣の遊具に関する事件でございましたけれども、そのほかにもやってます。それは全協の中で副町長が御説明されました。ですから、不正行為をやったという期間があるんです。その間の出来事については、この当該職員と業者の癒着は、もう既にあつとった。情報を知ってるんです。ただ、報告、連絡、相談ができてなかったということで、町長のおっしゃいます晴天のへきれきだったということなんです。だから、上司である課長、課長の上司である副町長がこの報告、連絡、相談が全然機能してなかったというのがこの大きな原因だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

確かに議員言われるように、そこはちょっと欠けとったと。だから、対策としては、お互いに監視し合うというんですか、それも過度なことになっていきなりですけども、そういった動きがあれば、今後、連絡するようなことで指導をしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まさしくそのとおりで、基本的にはそういう情報が上がってなかったというのが大きな事件に発展した要因なんです。一番大きな要因だと私は理解しております。

続けてですけども、町政に対する町民の信頼回復のためにということで、ガイドラインによりますと、一度失った信頼を回復するためには多大な努力及び長い時間がかかりますと書

かれてあります。町民からの信頼を得るために私たち職員が法令を厳守し、——法令を厳守というのは適正手続のことです——不祥事を起こさないことはもちろんですが、接遇の向上に努めるとともに、苦情・要望等に誠実に対応していくことが大変重要なことでございます。町民に安心感、信頼感を持ってもらえる、心地よい対応をしますと。町民の要望等に対して誠実に対応しますということが書かれています。できてますか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今指摘されたそういった事項については、現在ではできているものというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

現在ではできているという回答ですね。わかりました。

その同じガイドラインに書かれていることなんですけども、町民からの要望や苦情、提案については、広報誌等でも質疑回答を公表するなど、その内容に応じて適正な対応をするように努めてます。要望等を放置したり、誠実でない対応をするなど、初動時の対応を誤ると後で大きな問題に発展してしまうことが少なくありません。先ほど言った私の内容と一緒にですね。初動の対応を大切に、上司への報告を速やかに行い、上司は適切な指示及び対応をしなければなりません。できてますか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

現場の職員等からいろんな報告がございます。課の中でそれはできているものというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

言い切ってほしかったですね。「ものと」っていうのは把握をされていないということのあかしでございますので、こういう事件が起きてまだ半年ちょっとしかたっていないわけですね。そういう中においては、それを徹底できるように努力してもらいたいと思います。

次に、町長の回答の中においては、再任用の方の処分規定の整備はどうかということに関しては、問題はないと。地方公務員法29条また3項において、再任用の方も処分できますよ

ということをお答えなさっております。確かにそのことは3月の議会でも私が申し上げたとおりでございますが、その前の、地方公務員法27条においても、全ての職員の分限及び懲戒については公正でなければならない。職員がこの法律で定める事由による場合でなければ、それに反して降任もしくは免職、またはこの法律または条令で定める事由による場合でなければ、その意に反して休職または降給がされることはない。3項には、職員はこの法律が定める事由でなければ、懲戒処分を受けることがないというふうに書かれています。

この件を含めて、私も県庁の総務部総務文書課の奥村さんと再三再四連絡をとっております。その中では、こういう地方公務員法の規定が根拠となりまして、先ほど申し上げました職員の懲戒処分の基準要綱の中で、第4条が管理監督者の処分という項目がございます。そこで3月には、すべき地位にある者と、また、あった者という表現がないではないかということ質問しております。しかし、私もちょっといろいろ考えてはみたんですけども、上のほうが今回の処分の職責または不正行為があったときの構図なんですけど、ここで黄色い職員が不正行為を行った期間がございます。それに対して、ちょっとオレンジになっとなる部分はその管理監督にあった者なんです。その人たちが今回はばらばらにおったわけですね。処分を受けたのは、主査職のオレンジのところにあった人がこの期間の責任をとったわけですね。ところが、考えてみますと、例えば黄色の人が不正行為をやった。不正行為をやった期間において異動があって、ブルーと黄色の人がその管理監督にある職についてと。処分時にはばらばらになっとなった。そのときには当然、この人はあるべき立場ではないですね。管理監督をする、あるべき立場じゃないじゃないですか、処分時には。

そうしますと、ここの管理監督者の処分の4条についても、表現自体は的確ではないと、そういう理解ができます。これ、再任用だけの問題じゃないわけです。異動がありますと、不正行為があった期間が長い分、異動があったときに、AさんとBさんがその管理監督者であったと。そこに関しても当然処分を受ける地位にあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

御指摘の件につきましては、3月の一般質問の後に、もしかするとというふうなこともありましたが、町村会の法規室のほうに内容を申し上げて照会をいたしました。その結果については、その者を管理監督すべき地位にある者、この表現でも処分は問題ないという見解をいただいているんですね。ですから、私たちもその行った処分については問題ない

という認識でおります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

私が県の総務部総務課のほうから指導をいただいた見解とちょっと相違がございますので、また改めて研究してみただけないでしょうか。

一方、その当時の3月の議会において、市町村から平成15年以降の同じような事件、事例において、処分をどのようにしたらいいかという、処分の裁量に関することを総務課長が答弁なさいましたけど、同じ資料を頂戴しました。でも、再任用における事件というのはこの中になかったですね。だからそれを、3月の答弁の時点ではそういうのがあったんだろうというふうなことで私も理解してたんですけど、実際それはなかったじゃないですか。それについてどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

これは町村会のほうからいただいたデータですけれども、再任用の制度そのものがまだ始まって時間も余りたっておりませんので、恐らく事例も少なかったのもので、その事例はなかったと思います。それで、再任用職員の処分の量定をどの程度が適当かといったときには、審査会をやりましたので、その審査会の中でその程度が適当ではなかったかという判断をしたところです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

というのは、結局、町村会から頂戴なされた資料等をもとにというよりも、審査会の中で十分議論をして処分の内容を決定したということですか。そういう答弁で訂正をしてください。

続きまして、自治会からの要望書についてということで、多くの自治会からはあらゆる要望書が町当局に提出されます。しかしながら、数日後の回答書には厳しい財政状況であることを理由に、実現への道しるべなる回答はいただけないのが現状でございます。それぞれの要望書は自治会が要望の内容を吟味し、検討を行い、役員会で決定して、自治会長名で提出されるものがほとんどでございます。それは、行政が行き届かないところにいち早く自治会が反応して、情報を行政のほうに提供をしているものにほかなりません。このような要望書

を行政がどのように取り扱いを行っているかを提出者の立場から質問したいと思います。

先ほどの町長の御回答の中には、まずは企画財政等が受け付けを行い、場合によっては自治会長が立ち合いを行う。町がすべきなのか自治会がすべきなのかの判断をして、回答をできるだけ文書でお返しをするという内容でございました。そもそもこの要望書が、どちらで、ここは企画財政のほうで受け付けされるということですが、町長宛のこの要望書が、しっかり町長まで見ていただくような流れで回ってるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ほぼ回ってると思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ほぼ回ってるということは、回ってるということで理解して先に進みますが、基本的に、やはり回答書においては町長名での回答書をもらうわけですが、中には、課内で協議をした中で判断される内容を回答書に載せて回答されるところもございます。ですから、自治会長名で出す自治会としては、財政関係の部署にも回るとるんだらうかとか、いやいや、副町長、町長は見とらすやろうかということも疑念が湧くような状況が現状あります。それは御存じですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

自治会からの要望は、全て私は副町長、町長まで回ってると、上がってるというふうに認識をいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

回ってるということでございましたら、可能であれば話になりますけども、自治会としても町長、副町長の目に耳に入るとるということを回答の中で頂戴したいわけですよ。早く言えば、最終的に、ここにも書いてありますように、担当課のほうがある程度の事情も御存じだろうし、その回答書の中身についても検討されると思いますが、町長、副町長もちゃんと見ましたよと。その中での指示のコメントもあるならば、ある意味、自治会もこうやって二度、三度協議をしながら、なれない書面をつくり上げて要望書を上げるわけです。町長も

この柱の中の3番目に、生活環境の整備推進と書いてある。こういう中においては、町長まで要望書が本当に届いとるのかと自治会は思ってしまうわけです。そういう面からすると、この回答書それぞれにも町長名でいただいています。町長名でいただく中においても、ちゃんとした指示の中で、対応策などを一言コメントしながら、回答書をいただくことはできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう各地区からの要望というのは大なり小なりたくさんあるわけで、そして、そういう中で、大体11月から12月にかけて、大事なところとか判断が難しいところとか、そういうことを抜き出して、副町長とそれから担当課長あたりと一緒に回ってやっております。ただ、本当に必要だと思っても、やりたくても、なか銭はどがんもならんとです、はっきり言うて。だから、各地区で10年、15年同じ要望をされておりますけれども、同じような回答しかできない、そういう部分があるということですね。4カ部落一緒になって、毎年そういう陳情もなされておりますし、現場も見えております。全ての現場を見ることはできません。だから、要望書が来たら、担当課は必ず現地に行って、自治会長さんとか地域の方々の話を聞いて、そして我々に報告をしてですね。しかし、やっぱりどうしても順番をつけていかないかん、優先順位を。そして、これやったらいつまでにできるっていうことも、本当に投資的事業がどれだけ減らされとるか。もう半分以下です。だから、今度は扶助費が2倍ぐらいになっております、扶助費が。人件費も10億だったのが、今、6億6,000万ですよ。それで、ぎりぎりで行っておるところでありますので、そういう面ではやりたいことは喜ばれたい、文句言われたくないんです、はっきり言うて。しかし、ない銭はどがんもされない。

結局、東日本大震災から全部そういうふうな形になってきました。その前から国の財政も悪くなって、やっぱり一番削られるところは投資的事業ですね。だから、やりたいことはいっぱいあります、正直言って。本当は各地区の人もここが一番大事かっておっしゃっておりますけれども、それに全て応えることができないというのが今の実情だし、そういう面で十分緊急性、重要性、総合的にいろいろ考えながら、3年でできるとを5年ぐらい回して、うちにもというような形の中で取り組んでいるところでございます。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

限られた財源の中でやりくりをやってるんですけども、幸いにして、かなりって言ったらおかしいですけども、担当の努力もあって、ふるさと納税がかなり増えてまいりました。今回の補正につきましても、追加3,000万以上の、住民の要望があったところの町道等の整備についてはつけ加えておる。できるだけ住民の地元の要望にはそういった形で応えていきたいちゅうふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

回答はお一人にまとめて回答していただければ助かります。

やっぱり要望書を出しても、町に言ってもいっちょんやってくれらっさんっていうところの声を聞くことがあります。ところが、要望書を出す側としては、町長、副町長に見てもらったとばいねっていうのはちょっと安心感があるわけですね。ところが、ここの中には決められた形で町長の名前と判子が押してくるわけですから、申請書を見ていらっしやったっていう判子のコピーだけでもいいですので、つけて、回答書と一緒にお返しいただければというふうに思うところはございます。そういう点について、ひとつ対応していただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

そのような要望が自治会からあるということであれば、そのようにしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

それでは、次に参ります。

今度は、自治会に対する補助金等についてなんですけども、今回は特に、災害等対応の補助金のあり方について質問をしたいと思います。

ことしも7月の豪雨により、波佐見町も建設、農林をはじめ、公民館や有線放送設備等、多くの被害をこうむりました。町当局をはじめ、自治会は国の補助金をはじめ、あらゆる補助金を使用して復旧に努められています。しかしながら、町の災害復旧補助金は、例えば復旧費が5万円を越えるものに限るなどと、工事費の下限、下の限度額、それより上の金額に対しては対応しますが、それ以下は対応しませんという規定が存在しています。本来、町

の災害補助金は、国の災害復旧補助金が認められ、認定から外れたもの、いわゆる、より軽微な災害に適用されるものであり、その規定要綱に下限を設けることは、その目的に適さないのではないかと考えられます。

町民の生命と財産を守ることを第一義的な使命とされる地方自治の本旨において、災害補助金の見直しを要望する立場から質問させていただきます。

現在、町長の答弁の中においては、自治振興補助金また小規模農林事業、道路事業補助金等が挙げられておりますが、この中においてもやはり下限が設けられています。小規模農林事業においては5万円以上のものとするということがございますし、自治振興補助金につきましても1事業が5万円以上のもの、工事費が1事業4万円以上のものというふうなことで規定されています。この辺につきましては、災害でございますので、そういう部分に関して、やっぱり町民の生命と財産を守る立場からも、この下限の撤廃についてできないものか伺います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

国の災害の補助事業の採択要件も下限があります。その漏れた分を町の単独災害みたいな形で拾ってると。ただそれでも、下の下限を設けないというと、今までは一応設けて5万円以上になるというのをしとるわけですね。それを撤廃してしまえば、果たしてどれくらいかわからず、例えば極端に言えば1万円とかあるかもわかりませんが、果たしてそれがいいのかどうか。それは被災者にとってみればいいでしょうけども、先ほど言いましたように、限られた財源等ございますので、そこはちょっと研究をさせてください。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ぜひ研究していただいて、その下限の撤廃のほうをできるだけやってほしい。と言いますのが、7月の災害のときに、有線放送の外部配線が垂れてしまったんです。その費用が2万円。これ、該当しないんです。有線放送というのは、皆さんも災害時には、メールを含めて、災害本部が設置されましたよというのがメールされます。しかし、その一方で、メールを持たない人は有線放送が頼りになります。それさえにも災害に対する補助金が出ないという現状をよく承知されて、こういう対応については下限の撤廃をぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、今後、研究を大いにやって、町民の負託に応えられるように行っ

ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、補助金等の情報は公平に行っているか。

町長の回答は、自治会長会の中で説明しておりますということでございます。私がこの問題を取り上げるのは、この問題は6月の議会で取り上げたコミュニティ助成金に関することでございますが、そもそも町内の各自治会は、各種行事や公民館の備品等の購入については自治会会員の会費で賄っているのが現実です。ことの発端は、ことし、自治会活動の備品購入には補助金がありませんよという二つの自治会からの要望に対して、担当課が断られました。しかし、ある自治会にはコミュニティ助成金を使い、250万円の備品の購入が行われています。詳細は6月の議会の一般質問で行いましたので、その内容をここで言うことはしませんが、納得のいく回答ではありませんでしたことをお伝えしておきましょう。

原因は、補助金に関する情報提供の不公平さに問題がありました。担当課における情報の共有がなされていなかったというのがございました。自治会への対応が異なってしまったということでございます。このことを踏まえ、9月の自治会長会議でこのコミュニティ助成金の要綱がすぐに配付されております。前回の一般質問で、事業の募集がありましたらお知らせをしますということを実行していただいております。このA4のプリント1枚です。自治会長会の中で、担当の方はどのような御説明をされたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

限られた時間でございましたので、お配りした資料に基づき説明して、詳しい内容については、申請予定があるところについては御相談くださいという説明をいたしました。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

6月の議会の後も、何度も僕は議事録も含めて読み直しておりますけども、9月の自治会長会議で配付されて、募集期間が10月12日、約1カ月弱です。この期間にあらゆる部分に関して取りまとめて申請をするというのはなかなか難しゅうございます。そのことは6月の議会の中で、担当課長が以前からこういうのも欲しい、ああいうのも欲しいということを自治会長からお聞きになっているものですから、積み積み250万円という備品購入に至ったということを御自分で御説明されてます。そういう中において、今度の自治会長会で御説明をされました。時間がなかったということでございますが、ぜひともこういう形については、

コミュニティ補助金を交付された地域と同じように対応してもらうようにお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、自治振興交付金について、支出についてです。

波佐見町は各自治会に上期、下期の2回に分けて自治振興交付金を支出していらっしゃると思います。各自治会にとっては、行政業務委託料とともに自治活動を支える大事な資金となっております。ところが、ことし6月8日振込まれる予定の交付金が振込予定日には振込まれず、自治会においては運営に支障を来す事態が発生していました。慌てて6月20日に振込まれましたが、担当課が振込みがないことに気づいたのは、自治会からの連絡で気づいたということです。

このような余りにもお粗末な行政のあり方にはちょっとあきれてしまいます。去年の、今回1番目に質問しましたが、官製談合事件に対する綱紀肅正が決定されて間もない出来事に愕然としています。報告、連絡、相談はどのように機能していたのでしょうか。危機管理徹底はされていたのでしょうか。気の緩みとしか言いようがありません。時系列に沿って、自治会長会と議員の全員協議会における内容から、防止対策までの質問を今からいたします。

これが今回の自治振興交付金の遅滞における時系列の表なんですけど、6月8日に振込む予定が、振込まれたのは6月20日になっております。で、副町長が、7月17日の議会の全員協議会の中に、こういう事件が発生してますけども御存じですかと私質問しましたが、確認をしていないと、こういうことはあってはならないことですよということをおっしゃってます。ということは、6月8日に振込むやつが20日に振り込まれたということも御存じなかったんじゃないですか。どうですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

そのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そのとき、6月の本来29日に定期的な振込みがありますが、それを、いやいや、もう20日に振込まんばだめぞということで、自治会長宛の文書が来ておりますが、その中には、基本的に、最初は6月29日の振込みの文書があって、それを訂正印で訂正されて出されてるが、この指示は誰がなしたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ちょうどこの事案が発生しましたのが6月の議会中だったと思いますけれども、ちょうど私、その議会の休憩時間中に戻りましたときに、担当職員が、実はこういったことで振込みを忘れていたということで、どうしましょうかという相談がございましたので、次期の公金の支払いは6月29日になっておりますがということで、早速、自治会長に文書を出すようにしていましたが、いや、1日でも早く出せるように会計課と相談をしてくれということで指示をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この自治会の自治振興交付金においては、金額的にはかなりの金額でございますね。総額で申しますと、899万8,660円。これに間違いございませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

前期分としてはそのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

となりますと、100万円を超える支出がされるわけですが、こういう大きなまとまった金を支出するに当たっては、会計課のほうに事前に、やりくりもありますでしょうから、文書を出すんじゃないですか。会計課長、どうですか。

○議長（今井泰照君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議員さんが言われるように、会計課では資金調達の関係で、毎月、各課に1件100万以上の収入、支出の提出をお願いしているところです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

これは、御案内が6月8日に納付しますよと、振込みますよという御案内は5月の自治会長会の中で言われてるんですよ。5月の自治会で。ですから、5月の時点で、ある程度大きな金を支出しなくちゃいけないときには、そういう文書を出さんといかんじゃなかですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

担当に確認しましたところ、この資金調達について、会計課には連絡をしていなかったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今の流れは、実際、官製談合事件が起きて、これだけすばらしい文書、職員規程をつくられて、研修されとる。余りにも緊張感がない対応で、残念でなりません。なおかつ、先ほど1番目の質問に対して申し上げましたように、報告、連絡、相談が機能してないじゃないですか。一番大事とおっしゃったじゃないですか、先ほど。なぜ機能しないんですか。おっしゃいましたよ、副町長は。9月14日に全容が解明しましたので報告しますと。もう何カ月たってます。それだけ内情を御存じない、把握されてないということについては反省してください。

そして、口頭でいいじゃないですか、そういう事態が発生したら。文書で必ず回さんばいかんとですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに私のほうから副町長のほうに口頭で申し上げるところを失念していたところはございます。ただし、先ほど申し上げました自治会長への通知については、文書でちょうど議会中でしたので、文書で回してその場を離れたところでございますので、今後は確実にそういった連絡ができるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

管理職会議で指導されたそうですよ、副町長が、こういうことはないようにしてくださいと。こういうことがないようにするというのは、どういうふうなことをやったらいいかということ、ちゃんとそういうことにならんごと、早目に解決になる文書が、そこで会計室が気づけば、まだ来てませんよと、書類が。できるじゃないですか。自分たちがそのシステムをつくってらっしゃるんですよ。だから、これだけ立派なものをつくって職員に配りましたって。生かさんと何もならんでしょう。同じことまたやりますよ。私はそこを一番懸念しと

るとですよ。文書つくったけんよかって。それを実際にやるように、強力に気を引き締めてやっていたかかないと。まだ1年もたつとらんとですよ、官製談合事件から。そのことを肝に銘じて行政に当たってもらえませんか。どうですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

人間ですから、そういうふうな、あつてはならないことがあったということは十分深く反省をして、常日ごろから職員には問題意識を持ちなさいというような形で、朝礼とかいろんな機会を設けて、緊張感を持って取り組むことを指導をしているところでございますが、やっぱりそこがまだ末端まで行き届いていなかったんじゃないかなというような思いをいたしておりますので、二度とこういうことがないように、さらに綱紀肅正、そしてまた、自分の仕事に対しての意識をもっと高めて指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ある意味、間違っていたこと、誤っていたことについて指摘をすると、口を合わせたように、職員を萎縮しますからと、こう切り返す。間違ったことを間違っておると、町民の目線で素直に僕は言ってるんです。なぜ素直に受けてくれんとですか。そういう面を改めて今後の行政に当たってください。

以上です。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

きちんと受け止めております。だから、それが実行できなかったということに対しておわびを申し上げて、いろんなものの受け止め方、いろいろあると思いますが、一所懸命頑張っ

てやっ

てやってまいります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。

以上で本日の会議は終了しました。会議を閉じます。

平成30年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後3時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員